

# 2001 No 85 目次

本誌は組合運営の活発化，活性化を図るために各種情報を組合並びに組合員に提供する目的で作成したものです。

本号は「中小企業施策」を特集いたしました。

ご活用下さい。

## 平成13年度 中小企業施策の体系

### 中小企業連携組織対策

組合制度 .....	1
組合の種類と内容 .....	1
組合の設立手続 .....	3
組合に対する助成措置 .....	3
中小企業団体中央会 .....	4

### 経営革新・新規創業等支援対策

中小企業の経営革新等の支援 .....	5
中小企業経営革新支援法による支援 .....	5
中小企業技術革新制度（SBIR）による支援 .....	6
新事業創出促進法による支援 .....	6
株式公開型ベンチャー企業への支援 .....	6
新事業創出促進法による支援 .....	6
中小企業の創造的事業活動等の支援 .....	7
中小企業創造活動促進法による支援 .....	7
融合化対策 .....	7
石川県産業創出支援機構 .....	9
総合的な相談窓口と産業情報化の推進 .....	9
ベンチャー・創造的企業に対する総合的な支援 .....	9
産学官の交流・連携の促進と共同研究による新技術開発の推進 .....	11

## 高度化対策

高度化に寄与する事業	12
高度化を支援する事業	13
創造的中小企業創出支援事業	13
その他の事業	13

## 中小企業のための金融

政府系中小企業金融機関の融資	15
信用補完制度	16
石川県信用保証協会	16

## 中小企業のための税制

個人事業者のための措置	19
中小法人のための措置	19
事業承継の円滑化のための措置	20
相続税の延納の利子税	20
贈与税の基本控除額の引上げ	20
消費税及び地方消費税の中小企業者に対する特例措置	20
協同組合等のための措置	21
設備投資促進のための特別措置	21
試験研究促進のための特別措置	22
省資源・省エネルギーのための特別措置	23
公害防止・リサイクルのための特別措置	23
海外取引のための特別措置	23
その他の措置	23

## 中心市街地活性化対策

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的 推進に関する法律に基づく認定制度	26
中心市街地活性化のための総合的対策	26
中心市街地における都市型新事業の立地促進	29

## 中小卸売・小売業・物流対策

企業物流効率化対策	30
中小卸売業対策	31
中小小売業対策	32

## 労働・人材対策

労働力の確保	33
雇用安定・職業能力開発等	35
高齢者，障害者等の雇用促進	35
経済変動に対する雇用対策	35
事業主等の行う職業能力開発	36
労働福祉	37
労働時間短縮対策及び安全と健康確保対策	37
多様な個性や能力を發揮し，少子・高齢社会を支える基盤づくり	37
応援します雇用問題	40
雇用・能力開発機構石川センター	40
石川労働局雇用均等室	45

## 地域振興・地域中小企業対策

地域活性化対策	50
地場産業の振興	52
創造的産業等立地促進制度（石川県）	53
雇用拡大関連立地促進制度	54
いしかわサイエンスパーク研究所等立地促進制度	55
企業立地促進融資制度	55

## 国際化対策

海外展開の円滑化	60
海外展開を行おうとする中小企業者への支援策	60
現地日系中小企業者に対する支援策	61
貿易の円滑化	62
輸入促進	62
取引の円滑化	63
国際交流	63
その他	64

## エネルギー・環境対策

情報提供事業	65
技術開発事業等	66
設備導入支援等	67

## 技術力向上支援対策

技術開発への支援	68
ものづくり基盤強化	70
技術指導への支援	72
(財)石川県デザインセンターによるデザイン振興事業	73
石川県工業試験場の技術支援	75

## 下請企業対策

下請中小企業の振興	77
下請中小企業振興法に基づく支援	77
下請中小企業構造調整対策	78
(財)石川県中小企業振興協会	78
下請取引の適正化	80
下請代金支払遅延等防止法による下請取引の適正化	80
建設業法に基づく下請取引の適正化	80
下請取引適正化の啓蒙、普及等	80

## 官公需対策

中小企業者の受注機会の増大の推進	81
官公需契約の手續	82

## I T 革命への対応

中小企業の I T 化支援	83
中小企業の I T 化のための基盤整備	84
特許制度の利用	85

## 倒産防止対策

倒産防止特別相談事業	87
連鎖倒産防止事業	87

## 小規模企業対策

商工会・商工会議所を通じた施策	89
小規模企業者のための金融	90
設備資金貸付制度・設備貸与制度	90
設備資金貸付制度	91
設備貸与制度	92
中小企業設備投資緊急利子補給金	93
延払による機械設備貸与制度	94
小規模企業共済制度	95

## 事業分野の調整対策

中小企業の事業機会の適正な確保のための施策	96
-----------------------	----

## 特別対策

不公正な取引方法の是正	98
災害対策	98
特別対策	99
業種別対策	99
その他の対策	100

## 県内各市の中小企業施策

金沢市	101
加賀市	106
小松市	108
松任市	109
羽咋市	111
七尾市	112
輪島市	113

# 中小企業施策の体系

## 資金供給の円滑化及び自己資本の充実

### 資金供給の円滑化

政府系中小企業金融3機関（中小公庫，国民公庫，商工中金）による融資  
信用保険及び信用保証制度による中小企業の信用力の補完

### 自己資本の充実

中小企業投資育成会社による投資等

「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」等に基づく自己資本充実対策

### 中小企業関連税制

## 経営の革新及び創業の促進

### 経営革新の促進

「中小企業経営革新支援法」に基づく中小企業の経営革新支援等

### 創業の促進

### 創造的な事業活動の促進

「中小企業の創造的な事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく支援

「新事業創出促進法」に基づく支援

・日本版S B I R制度に基づく技術開発支援

中小企業の創造的な技術開発に対する助成

公設試，中小企業総合事業団による技術開発支援

## 経営基盤の強化

### 経営資源の確保

国・都道府県・地域の3種類の支援センターによる支援事業

コーディネーション活動支援，エキスパートバンク事業等による外部経営資源との連携促進

中小企業総合事業団等による人材養成研修事業

中小企業のIT革命への対応

特許制度の利用支援

ものづくり基盤の強化

海外展開の円滑化，国際交流支援

エネルギー・環境問題に対する普及啓発等

### 交流又は連携及び共同化の促進

中小企業間の連携関係の構築促進，組合等の設立・運営支援（「中小企業団体の組織に関する法律」，  
「中小企業等協同組合法」，「商工会法」，「商店街振興組合法」）

高度化融資（中小企業総合事業団）

### 産業の集積の活性化

「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」による中小企業集積の活性化対策  
地場産業振興対策

#### 中心市街地の活性化

「中心市街地活性化法」を中心とした商店街・商業集積活性化対策，タウンマネージメント的手法の導入支援

#### 中小商業の振興

「中小企業流通業務効率化促進法」に基づく物流効率化対策

中小卸売業の活性化対策

中小小売商業対策

中小サービス業対策

#### 労働対策

中小企業の雇用管理の改善等

#### 取引の適正化

不公正取引の是正，取引適正化

「下請代金支払遅延等防止法」に基づく下請取引の適正化

#### 下請企業の振興

「下請中小企業振興法」に基づく下請中小企業振興対策等

#### 国等からの受注機会の増大

「中小企業者に関する国等の契約の方針」による官公需の受注機会の確保対策

### ． 環境変化への適応

中小企業倒産防止共済制度

災害対策

「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」，「小売商業調整特別措置法」に基づく事業分野の調整対策

### ． 小規模企業対策

商工会・商工会議所による経営改善普及事業・基盤施設事業等

小企業等経営改善資金融資（マル経）制度

設備資金貸付・設備貸与

小規模企業共済制度

### ． その他の施策

#### 調査

効果的な施策を講ずるため中小企業の景況等の調査・分析

中小企業白書の作成，商工業実態調査の実施

#### 特別対策

#### 業種別対策

# 中小企業連携組織対策

中小企業は一般に規模の過小性，技術力の低さ，信用力の弱さ等によって不利な立場に立たされている場合が多く，そのため，同業者などが相寄り集まって組織化することは，生産性の高揚を図り，価値実現力を高め，あるいは対外交渉力の強化を図るための有効な方策の一つであるといえます。この中小企業の組織化を図るための手段としては，中小企業組合，共同出資会社による会社，任意グループ等の手段があり，参加する中小企業者の目的に合った組織を選択し，活用する必要があります。

## 組合制度

### 組合の種類と内容

中小企業の組合制度には，中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合，事業協同小組合，火災共済協同組合，信用協同組合，協同組合連合会，企業組合，中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合，商工組合連合会，協業組合，商店街振興組合法に基づく商店街振興組合，商店街振興組合連合会などがあります。また，生活衛生営業関係，酒類業関係，内航海運業関係などについても，それぞれの組織法に基づく組合制度があります。

#### 事業協同組合

事業協同組合は，共同事業によって組合員の経営の近代化・合理化，取引条件の改善等を図るための組合です。4人以上の事業者が集まれば設立できますので，中小企業が共同事業を行う際に最も活用される基本的な組合です。組合への加入・脱退は自由で，組合員の議決権及び選挙権は平等です。

組合の共同事業は，組合員の事業に関するものであれば，ほとんどの事業が実施できます（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法による認定組合（融合化組合）については，組合員の現行の事業分野に属さない新しい事業分野の研究開発事業（知識融合開発事業）も実施できます）。具体的な事業には，ア）生産，加工，販売，購入，保管，輸送，検査，受注，研究その他の共同事業（共同経済事業），イ）事業資金の貸付，ウ）福利厚生事業，エ）教育情報事業，オ）団体協約の締結，カ）債務保証，キ）組合員の新分野進出の円滑化を図るための事業などがあります。

#### 事業協同小組合

事業協同小組合は，主に事業者自身の勤労によって事業を行っているような小規模事業者のための組織で，組合員資格は従業員5人（商業・サービス業では2人）以下の事業者に限られています。実施できる事業の内容などは事業協同組合と同じです。

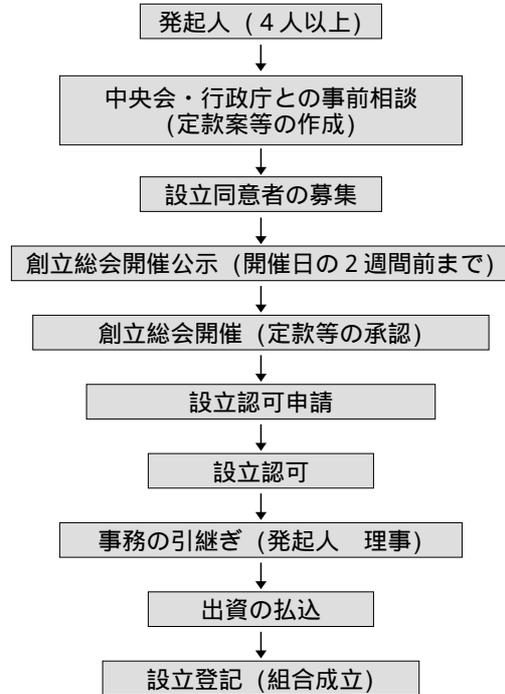
#### 火災共済協同組合

火災共済協同組合は，火災，爆発，風水害等による組合員の損害を補填し，組合員の事業の安定を図るための共済事業を行う組合です。1都道府県に1組合，また業種別組合については1業種につき全国で1組合しか設立できません。

信用協同組合	信用協同組合は、組合組織による中小企業専門金融機関です。中小企業者や勤労者等の相互扶助を目的に、組合員に対する預金の受入れや資金の貸付などの金融事業を行います。
協同組合連合会	協同組合連合会は、協同組合（企業組合は除く）の上部団体で、各種の組合において2組合以上が会員となって組織するものです。事業は組合の種類によってそれぞれ異なりますが、個別の組合が単独で行うよりも大きな効果が期待できる共同事業（例えば、共同宣伝や共同広告など。火災共済協同組合連合会では再共済事業）を行い、会員である協同組合及び組合員の経済的地位の向上を図っています。
企業組合	企業組合は、組合員が自己の資本と労働力の全てを組合に投入し、組合自体が1個の企業体として事業を行う組合です。このため組合員は組合の経営に参画するとともに、組合員の3分の2以上は組合の事業に従事することが義務づけられています。また、組合員は個人に限られ、法人企業の参加は認められません。
商工組合	商工組合は、業界全体の中小企業者を代表して、その事業の改善・発達を図ることを目的としており、同業組合としての性格を持っています。組合の地区は、ア) 原則として1都道府県以上であること、イ) 地区内の同業者の半数以上が加入することなどとなっており、同業種では地区内に1組合しか設立が認められません。 商工組合が行う事業には、ア) 指導等事業、イ) 共同経済事業（出資組合に限る）などがあります。
商工組合連合会	商工組合連合会は、商工組合の上部団体であり、会員である商工組合又は商工組合連合会の行う事業の総合的な事業を行うことにより、中小企業者が営む事業の改善・発達を図っています。
協業組合	協業組合は、企業規模の適正化による生産性の向上等を目的に、組合員の事業を協業（統合）し、組合自体が一つの独立した企業体として事業を行う組合です。協業する事業は、組合員の生産、販売などの事業の全部（全部協業）であっても、事業の一部（一部協業）であってもかまいません。 組合員には協業対象となった事業について競争禁止義務があり、組合の事業と実質的に競争関係にある事業を行うことができません。また、協業組合には一定割合の中小企業者以外の者の加入が認められるほか、事業協同組合等に比べて出資制限が緩和されており、出資比例の議決権付与も認められています。
商店街振興組合	商店街振興組合は、商店街が形成されている地域において、小売業、サービス業などの事業者によって組織される（定款で定める場合は、これらの者以外の者も組合員とすることができます）組合です。共同仕入、共同宣伝、チケット・商品券発行などの共同事業の他、アーケードや駐車場、街路灯の設置などの環境整備事業を行い、商店街の整備・発展を図っています。
生活衛生同業組合	生活衛生同業組合は、飲食店、理容、旅館、クリーニングなど国民生活の生活衛生に特に関係の深い業種の同業組合で、17業種が指定されています。国民生活の安定に寄与することを目的とし、適正な衛生管理や衛生施設の改善を図るための事業を行います。

## 組合の設立手続

組合を設立するには、行政庁の認可を必要とするなど、一定の手続きを経なければなりません。設立手続は組合の種類により若干異なりますが、代表的組合である事業協同組合の設立手続を簡単に示すと、以下のようになります。



## 組合に対する助成措置

中小企業団体中央会からの助成

組合事業の活性化等のため、国や都道府県からの補助のもとに中小企業団体中央会から次のような助成等が行われています。

中小企業活路開拓調査・実現化事業

地域の業界全体を取り巻く問題の解決に積極的に取り組む同業者組合や産地組合、下請組合、公益法人等が、問題解決のための調査及び実現化等を行う事業に対して助成することとしています。

組合情報ネットワーク化事業

組合が共同経済事業として組合員間のコンピュータを用いた情報ネットワークを構築しようとしており、すでに基本的計画が作成され、フィージビリティ・スタディを終了している場合に、そのシステム設計に係る費用を補助することとしています。

#### 中小企業情報創造発信強化支援事業

経営資源に乏しい中小企業が厳しい経済環境を克服し、自立的な成長を実現していくためには、中小企業相互間の分業関係を構築する等、他社との連携（ネットワーク）を通じ自らの経営力を高めていくことが必要です。このため、中小企業団体中央会が情報の結節点である商工組合を通じ、個別企業及び業界の情報を収集し、これを中小企業団体中央会の有する情報と併せ、業種別・地域別に分類された中小企業データとしてインターネットを通じ全国に公開することにより、企業同士のマッチングを視野に入れた情報発信事業に対して助成することとしています。また、商工組合等の事業団体が、企業紹介等のホームページを作成する費用についても助成することとしています。

#### 外国人研修生共同受入事業

外国人研修生の共同受入事業を行っている組合が、組合員に対し外国人受入れのための講習会を開催する事業に対し助成することとしています。

#### 外国人研修生技能実習移行指導事業

外国人研修生の共同受入事業を行っている組合のうち、研修期間から技能実習期間へ移行するものに対し、移行に当たっての留意点や研修結果の評価等について、都道府県中小企業団体中央会が指導員及び専門家を活用した指導を実施する事業等に対して助成することとしています。

## 中小企業団体中央会

中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合法に基づき、組合の指導・連絡機関として設立されている団体で、組合等を会員として組織されており、各都道府県にそれぞれ1つと、中央には全国中央会があります。

中央会は組合の設立をはじめ、組合運営全般にわたり巡回指導や個別専門指導・集中指導などの指導を行うなど、中小企業の組織化を推進しているほか、金融、税制、労働、情報化等中小企業が抱えている多くの問題について相談に応じています。中央会の指導・相談対象は、組合に限らず中小企業の任意グループ、共同出資会社、公益法人など様々な中小企業の連携組織にも及んでいます。また、組合管理者講習、組合情報化推進研修、組合指導者（後継者）養成特別研修、青年部研修、優秀従業員海外研修などの人材養成事業も行っています。この他、組合や中小企業の経営に関する情報の提供を行うとともに、中小企業が直面する諸問題に関する調査・研究や中小企業施策について、国や地方公共団体に対し建議・陳情を行うなど、中小企業の地位向上のため幅広い活動を行っています。

全国中小企業団体中央会

東京都港区赤坂1-9-3 日本自転車会館3号館

電話：03-3586-2627 FAX：03-3586-2710

<http://www.chuokai.or.jp/>

石川県中小企業団体中央会

金沢市戸水町イ80 石川県地場産業振興センター本館3F

電話：076-267-7711 FAX：076-267-7720

<http://www.icnet.or.jp>

E-mail: chuokai@icnet.or.jp

# 経営革新・新規創業等支援対策

中小企業経営革新支援法や中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（中小企業創造活動促進法）などに基づいて、経営革新、創業、研究開発及びその事業化の支援のための施策が講じられています。

## 中小企業の経営革新等の支援

### 中小企業経営革新支援法による支援

#### 経営革新計画

付加価値額等の事業拡大に関する指標か1人当たり付加価値額等の効率性に関する指標を用いた経営目標を設定して行う、新商品、新サービスの開発、生産、提供、商品の新たな生産・販売方式の導入、サービスの新たな提供方式の導入等、新たな事業に関する「経営革新計画」を国又は都道府県の承認を受けることにより、補助金、金融、税制の支援を受けることができます。

##### イ. 補助金

承認計画に従って「新商品・サービス開発」や「市場調査」「人材育成」「販路開拓」等の事業を行うものに対して中小企業経営革新事業、中小企業経営革新支援対策費補助金等により経費の一部が補助されます。

##### ロ. 融資制度

中小企業金融公庫等の「中小企業経営革新等支援貸付」等の低利融資、高度化融資の優遇措置を受けることができます。

##### ハ. 課税の特例

取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却が認められる設備投資減税、試験研究関連税制、欠損金の繰戻還付、地方税の減免措置が行われます。

##### ニ. 中小企業信用保険法の特例

普通保険・無担保保険・特別小口保険の限度額の別枠化、保険料率の引き下げ、新事業開拓保険の限度額の引き上げ等の措置が受けられます。

##### ホ. 中小企業投資育成株式会社法の特例

資本金が3億円を超える企業も投資育成会社の投資対象になります。

#### 経営基盤強化計画

競争条件の急激な変化によって業況が悪化した特定業種に属する特定組合等が作成する「経営基盤強化計画」を主務大臣が承認することにより、組合等の構成員が金融、税制による支援を受けることができます。

##### イ. 融資制度

中小企業金融公庫等の「中小企業経営革新等支援貸付」による低利の融資、高度化融資の優遇措置を受けることができます。

##### ロ. 課税の特例

機械装置並びに工場用建物等について5年間、普通償却限度額の100分の27の割増償却、試験研究関連税制、地方税の減免措置が行われます。

##### ハ. 中小企業信用保険法の特例

普通保険・無担保保険・特別小口保険の限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の措置が受けられます。

## 中小企業技術革新制度 (S B I R) による支援

### 新事業創出促進法による支援

- ・ 特定補助金等により行った研究開発成果の事業化の支援  
国等が指定した研究開発委託費や補助金等の特定補助金等により研究開発した成果を利用した事業活動を行う場合に支援を受けることができます。
- イ. 中小企業信用保険法の特例  
事業活動を実施するために必要な資金を調達する場合、企業 2 億円 3 億円、組合 4 億円 6 億円、うち無担保枠 5,000 万円 7,000 万円、うち無担保・第三者保証人不要枠 2,000 万円の債務保証限度額が拡大されます。
- ロ. 中小企業投資育成株式会社法の特例  
特定補助金等の成果を利用した事業活動をしようとする中小企業者は、資本金額が 3 億円を超える株式会社の設立、資本金額が 3 億円を超える株式会社が事業活動を実施するために必要な資金の調達、であっても中小企業投資育成株式会社の投資を受けることができます。

## 株式公開型ベンチャー企業への支援

### 新事業創出促進法による支援

- ・ この法律に基づき、事業所管大臣の認定を受けた事業者は、商法の特例や金融支援等を受けることができます。
- イ. 商法の特例  
ストックオプション制度に関し、付与の上限が拡大されます。又、議決権のない株式の発行が 1/2 まで拡大、議決権復活猶与期間の延長、設立に係る検査役調査に関する特例の適用を受けることができます。
- ロ. 金融支援  
信用保証協会の保証制度の拡大、新規事業投資株式会社による出資制度、日本政策投資銀行による低利融資 (新規事業育成融資制度)、又、中小企業金融公庫の成長新事業育成特別融資制度が受けられます。

# 中小企業の創造的事業活動等の支援

## 中小企業創造活動促進法による支援

### 創業支援

創業5年未満の製造業、印刷業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を行う中小企業者に対し、設備投資減税や中小企業投資育成株式会社法の特例といった支援措置が講じられています。

### 積極的に研究開発及び事業化を行う中小企業者に対する支援

イ. 売上高に対し3%を超える試験研究費を計上している中小企業者に対し、設備投資減税又は中小企業投資育成株式会社法の特例といった支援措置が講じられています。

ロ. 売上高に対し3%を超える試験研究費等（新たな技術若しくは経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用を含む）を計上している創業5年未満又は5%を超える試験研究費等を計上している創業10年未満の中小企業者に対し、エンジェル税制による支援措置が講じられています。

#### ○エンジェル（個人投資家）税制

個人投資家が一定の要件を満たすベンチャー企業に投資を行い、その株式の譲渡等によって利益が生じた場合には、当該利益を1/4に圧縮でき、損失が生じた場合には、当該損失を3年間繰越できる課税の特例を受けられます。

ハ. 著しい新規性を有する技術・ノウハウ等の研究開発及びその成果の事業化を行う中小企業者等であって、具体的な計画（研究開発等事業計画）を策定し、都道府県知事の認定を受けた者に対し、次の支援措置が講じられています。

地域活性化創造技術研究開発費補助金の拡充

中小企業信用保険法の特例

課税の特例

設備投資減税

取得価額が280万円以上（リースの場合は総額が370万円以上）のものについて、7%の税額控除又は30%の特別償却（リース料総額の60%相当額について7%の税額控除）を受けることができます。

欠損金の繰越期間の延長、試験研究関連税制の特例、地方税の減免措置、等の措置を受けることができます。

その他

機械類信用保険法の特例、小規模企業設備資金助成法の特例、中小企業投資育成株式会社の投資制度の充実、中小企業総合事業団高度化融資制度の特例、等の支援が行われています。

## 融合化対策

中小企業が環境変化に対応して新たな事業分野を開拓していくためには、異分野の経営資源の組み合わせや複合化による技術開発、製品開発、業態開発等を行うこと（経営資源の「融合化」）が必要であり、この融合化に対し、進展の度合いに応じた支援策が用意されています。

### 「交流」段階

技術・交流プラザ開催事業

都道府県では、異業種の中小企業者が技術問題、市場問題等についての交流を図るための技術・市場交流プラザを開催します。

「開 発」段階	<p>カタライザー派遣事業 異業種交流の世話役・まとめ役となるカタライザーが中小企業総合事業団に登録され、必要に応じ異業種交流の場に派遣され、交流活動の支援を行います。</p>
「事業化」段階	<p>融合化組合集中指導事業 融合化組合の事業運営の円滑化を図るため、中小企業団体中央会が集中指導を行っています。</p>
「市場展開」段階	<p>異業種交流促進特別貸付 中小企業創造活動促進法の認定を受けた異業種協同組合等に対し、商工組合中央金庫より、長期、低利の貸付を行っています。</p> <p>融合化活動等によって得られた新商品等の市場展開を円滑化するために、全国中央会からの補助で中小企業異業種交流財団が「新商品テクノフェア」を開催しています。</p>



総合的な相談窓口と産業情報化の推進

[担当：インフォメーションセンター]  
TEL：076-267-1145（ダイヤルイン）

1. ワンストップ・サービス（総合相談窓口）の提供

技術・経営・市場等に関する情報のほか、省エネ・産業IT化に関する情報、新規事業・新分野への進出等に必要情報を総合的に提供します

研究開発・情報通信・経営・省エネ・小売商業・特許等に関して専門のコーディネーター、アドバイザーを配置して相談に応じます

電話、FAX、E-mailによる相談にも応じます

各種商用データベースを活用した情報検索サービス

各種年鑑・統計・白書・市場情報・専門誌等の雑誌・図書の閲覧・貸出および人材育成・販売促進、最新技術など、経営に役立つビデオソフトの視聴・貸出サービス

2. 産業情報のポータルサイト「DGnet（デジネット）」による情報発信

DGnetは、あらゆる産業情報をインターネット上で提供しています。（<http://www.isico.or.jp>）

提供内容：イベント情報、支援施策情報、人材情報等

- ・ユーザー参加型サイトでイベント・セミナー情報や企業情報、新製品情報等を発信できます。
- ・ビジネスに役立つ情報を「DGnet News」として無料でメール配信します。
- ・経営・技術ノウハウ相談について、専門家が素早く的確にメールでアドバイスします。

3. リテール（小売商業）への支援

バーチャルショップの運営ノウハウ取得、支援専門家（ホームページドクター）の育成セミナー等の開催  
ISICOバーチャルモール「お店ばたけ ISHIKAWA」（<http://www.omisebatake-isico.com>）の運営

4. SOHO事業者への支援

企業とSOHOの事業連携と交流を促進するホームページ「いしかわSOHOプラザ」（<http://www.isico.or.jp/soho>）の運営

SOHO事業者支援施設「いしかわSOHOプラザクリエイションオフィス」の運営

SOHO事業者のスキルアップを図る、経営技術相談会、セミナーの開催

SOHO事業者の事業連携と起業促進を図るため、「民間ITインキュベート施設」の認定および入居  
SOHO事業者への一部経費を助成

ベンチャー・創造的企業に対する総合的な支援

[担当：新規事業支援部]  
TEL：076-267-1244（ダイヤルイン）

1. 事業資金の提供

無担保（無保証人）融資の実施

「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」による知事認定を受けた企業に対し無担保（無保証人）で事業資金を融資します（別途融資に関する審査が行われます）。

< 融資の条件 >

- ・融資利率 1.50%（固定金利、但し、融資実行日より変動します）
- ・融資期間 10年（内据置 2年）
- ・融資限度額 7,000万円（無担保）  
2,000万円（無担保・無保証人）

#### 株式・社債の引受けによる投資の実施

創業期及び成長期の創造的中小企業等の育成を図るため、支援機構指定の民間ベンチャーキャピタルを通じ、または当機構が直接株式や社債の引受けを行う投資制度を実施しています(別途投資に関する審査が行われます)。

##### <引受限度額>

指定ベンチャーキャピタルを通じて行うもの	1億円/件
当機構が直接行う投資	1,000万円/件

これらの投融資制度が円滑に実施されるよう、当機構では金融機関・ベンチャーキャピタルに対し低利で投融資の原資を預託し、また、金融機関等のリスクを低減するための債務保証等を行っております。

### 2. 研究開発資金の提供

県内中小企業が行う新製品・新技術等の研究開発事業に対し助成金を交付します。

##### <制度の概要>

助成限度額：200万円以内

補助率：助成対象経費の1/2以内

対象分野：石川県産業科学技術振興指針に定める重点技術分野に関する開発事業

本助成制度のほか、国、県等が実施している新技術・新製品の開発に対する補助制度等の紹介や、申請に関する相談も行います。

### 3. ベンチャー・創造的企業の成長、新事業の事業化に対する総合的な支援

講習会、石川県産業大学講座経営セミナーの開催

継続的経営指導の実施

販路開拓支援

大学、研究機関等による創造的中小企業等に対する経営技術指導の斡旋仲介

等

### 4. ベンチャープラザ事業

県内企業のベンチャー・スピリットを高揚するとともに、ベンチャー企業・ベンチャー企業支援者の出会い・交流・商談の場を提供するため次の事業を行います。

ビジネスプラン発表会・個別商談会(年間4回開催)

ビジネスプラン作成セミナーの開催

等

### 5. 異業種交流・融合化に対する支援

異業種交流に関心を持つ企業のグループづくりに向けた勉強会や交流の場づくりを行うとともに、県内異業種交流・融合化グループによる新製品開発、販路開拓事業等への支援を行います。

また、異業種交流活動の拠点として石川県地場産業振興センター内に設置されている融合化促進センターを提供しています。

### 6. インキュベーターの管理・運営

創業間もないベンチャー企業や新分野進出を目指す中小企業に低廉な事業スペースを提供するインキュベーター(いしかわサイエンスパーク内いしかわクリエイト・ラボ、工業試験場5階トライアル・ラボ)を設置するとともに、北陸先端科学技術大学院大学等の専門家の斡旋・紹介をはじめ入居企業に対する各種相談・指導など総合的な支援を行います。

## 7. 専門家派遣

県内の中小企業が抱える種々の課題（経営，技術，人材，情報化等）の解決を図るため，その目標あるいは目的に応じて専門家を派遣し，具体的・実践的なアドバイスを行います。

### 産学官の交流・連携の促進と共同研究による新技術開発の推進

[担当：プロジェクト推進部]

TEL：076-267-6291（ダイヤルイン）

石川県産業創出支援機構では21世紀に向けて，地域資源の有効活用と産学官の力を結集して，石川県における技術研究開発を総合的に推進するため，企業からの受託研究・共同研究，産学官連携研究開発，国の大型プロジェクト事業へのコーディネート等の事業を推進・支援します。

また，人材育成の研修講座，研究交流会等の開催，研究開発補助事業を行います。

#### 1. 新規事業・新産業分野に関する産学官による勉強会・交流会

新エネルギー，バリアフリー，環境ビジネス等今後重要となる分野毎に産学官共同の研究会・勉強会を開催し，新製品開発，事業化・企業化に向けての課題の抽出や開発テーマの検討等を行うとともに，交流会を開催し人と人のネットワークづくりを進めます。

また，つくば学研都市やドイツ，アメリカ等国内外の研究者・技術者との交流も行います。

#### 2. 産学官共同研究の推進・支援

産学官が連携して，大学等の頭脳・技術シーズ等を活用しながら次世代技術を開発するための共同研究を推進するとともに，国・県等の支援制度を活用した共同研究実施のための制度紹介，申請書作成支援等を行います。また，大学や工業試験場等公設試験研究機関との共同研究の実施についても，紹介・斡旋，相談等を行います。

#### 3. 受託研究の実施と斡旋紹介

企業等から委託されたテーマについて，県工業試験場等公設試験研究機関と連携しながら研究開発を行います。

また，大学や研究機関へ研究を委託する際の紹介，斡旋や契約事務についてのアドバイスを行います。

#### 4. 人材育成・産学官連携セミナーの開催

先端技術の応用や新しい生産技術，新分野進出，環境保全等に関する講習会(産業大学講座（技術セミナー）)，産学官交流ゼミナール等を開催し，次代を担う技術人材の育成と産学官相互の交流促進を行います。

#### 5. 開放型試験研究施設・設備の提供

石川県工業試験場5階及び新分野創造開発支援センターの開放試験計測機器，研究室，研修室等を県内の企業，大学等の利用に供しています。

##### < 工業試験場5階 >

試験計測機器	78台	研究室等	18室
--------	-----	------	-----

##### < 新分野創造開発支援センター >

試験計測器	2台	電波無響室等	6室
-------	----	--------	----

# 高度化対策

中小企業の経営基盤の強化のためには、中小企業構造の高度化（事業の共同化及び工場・店舗等の集団化を言います）を推進することが重要であり、中小企業構造の高度化に寄与する事業を行う中小企業者や高度化を支援する事業を行う株式会社、公益法人、商工会等に対し、中小企業総合事業団と都道府県が財源を出し合って、長期・低利の融資を行っています。

高度化事業の種類は、大きく分けて、高度化に寄与する事業、高度化を支援する事業、創造的中小企業創出支援事業、その他の事業があります。

## 高度化に寄与する事業

### 集団化事業

事業協同組合等又は当該事業協同組合等の組合員等が、工場団地・卸団地等の一定の地区（一の団地又は主として一の建物）に移転し、集団して施設を設置する事業。

### 集積区域整備事業

事業協同組合若しくは協同組合連合会等又はこれらの組合若しくは連合会の組合員等が、当該組合員等が集積している一定の区域において、組合員の施設整備を行う事業。

### 経営革新計画承認グループ事業

中小企業経営革新支援法の承認を受けたグループが、承認経営革新計画に基づいて実施する事業。

### 特定中小企業団体事業

特定中小企業団体が、組合員等が共同して利用する施設を設置する事業。

### 協業・企業組合事業

企業組合又は協業組合が、組合員等が共同して利用する施設を設置する事業。

### 合併・出資会社事業

中小企業者等による合併会社又は出資会社等が共同して利用する施設を設置する事業。

### 構造改善高度化事業

高度化事業のうち、特にその推進を図るべき事業について、無利子融資を行う事業。

### 災害復旧高度化事業

豪雪、地震、風水害等による大規模な災害により既往の高度化事業施設が罹災した場合、若しくは罹災した中小企業者が罹災した施設の復旧に際して高度化事業を行う場合等に災害復旧資金を貸し付ける事業。

### 特別広域高度化事業

4県以上にわたり、実施される広域高度化事業について、国の負担率を高めることによりその推進を図ろうとする事業。

## 高度化を支援する事業

地域産業創造基盤整備事業

地方公共団体と地元産業界等が協力して、地域の中小企業や創造的な中小企業の新商品・新技術開発、研究開発などの能力向上を支援するため、地域産業おこしの基盤施設を設置する事業を行う者に対し必要な資金を融資する事業。

商店街整備等支援事業

中小企業構造の高度化を支援する者（街づくり会社）が行うコミュニティ施設の整備事業と、併せて行うショッピングセンター型の商業店舗（賃貸式）の整備事業に必要な資金に付いて融資する事業。

輸入品卸売等経営合理化支援事業

中小企業構造の高度化を支援する者（国際総合流通センター）が主体となって、主として、輸入品を取り扱う中小卸売業者が、一の建物に集団して海外商品販売事業を営むための施設及び輸入品取扱いの拡大のための支援設備を整備する場合に、中小流通業者の商品調達基盤の強化を図ろうとする事業。

## 創造的中小企業創出支援事業

創造的な事業活動を行う中小企業（創造的中小企業）を支援するため、都道府県の財団等（ベンチャー財団）が以下の事業を実施するもの。

間接投資

ベンチャー財団と契約を結んだベンチャーキャピタル（特定VC）が、創造的中小企業に対して投資（株式又は社債の引受け）を行うための原資を預託する。

債務保証

ベンチャー財団が創造的中小企業に対する特定VCの投資（社債に限る）額70%を債務保証する。

直接投資

ベンチャー財団が創造的中小企業に対して直接投資を実施する。

## その他の事業

用地先行取得事業

高度化事業の需要に沿った適正立地を先行的かつ計画的に確保するための必要な資金を貸し付けする事業。

倒産等企業施設先行取得事業

団地運営の基盤の確保を図るため、倒産に追い込まれている組合員の施設を取得し、他の中小企業者に譲り渡す事業について必要な資金を貸し付ける事業。

空き店舗等先行取得事業

商店街地区内において空き店舗状態にあると認められる施設を取得し、他の中小売商業者又は中小サービス事業者へ譲り渡す事業について必要な資金を貸し付ける事業。

高度化事業の事業別助成条件は別表のとおりです。

なお、組合等が高度化事業の助成を受けるには、高度化計画を作成し、都道府県の診断を受ける必要があります。

## 高度化事業別助成条件表

対象事業	融資条件等		県	小 計	金 利	償還期限	う ち 据置期間
	出資	財政					
集団化事業 (小規模事業者のみ)	40 (47)	20 20	20 23	80%以内 90	1.5% 1.5	20年以内 20	3年以内 3)
集積区域整備事業 (小規模事業者のみ)	40 (47)	20 20	20 23	80 90	1.5 1.5	20 20	3 3)
経営革新計画承認グループ事業	40	20	20	80	1.5	20	3
特定中小企業団体事業 施設集約化 連鎖化 共同施設 設備リース 経営改革	40	20	20	80	1.5	20	3     (注1)
協業・企業組合事業 施設集約化 共同施設	40	20	20	80	1.5	20	3
合併・出資会社事業 施設集約化 連鎖化 経営改革 企業合同	40	20	20	80	2.1	20	3
経営改革 【運転資金】	40	20	20	80	1.5	10	1
構造改善高度化事業 (小規模事業者のみ)	60 (63)	0 0	20 23	80 90	0 0	20 20	3 3)
災害復旧高度化事業	67.5	0	22.5	90	0	20	3
特別広域高度化事業 (一般) (小規模事業者のみ)	50 (60)	20 20	10 10	80 90	1.5 1.5	20 20	3 3)
特別広域高度化事業 (特定) (小規模事業者のみ)	70 (80)	0 0	10 10	80 90	0 0	20 20	3 3)
ソフトウェア開発取得事業	40	20	20	80	1.5	10	1
特別広域高度化事業	50	20	10	80	1.5	10	1
小振法・物流効率化法・経営革新支援法に基づく事業	60	0	20	80	0	10	1
特別広域高度化事業	80	0	10	90	0	10	1
用地先行取得事業	14	86	0	100	1.9(注2)	5	5
倒産等施設先行取得事業	35	65	0	100	4.3	5	5
地域産業創造基盤整備事業	60	0	20	80	0	20	3
うち市街化地区域・集積活性化区域	67	0	23	90	0	20	4
【運転資金】	60	0	20	80	0	10	3
地域情報化促進事業	40	20	20	80	1.5	20	3
商店街整備等支援事業	60	0	20	80	0	20	3
輸入品卸売等経営合理化支援事業 (一般)	40	20	20	80	1.5	20	3
輸入品卸売等経営合理化支援事業 (特定)	60	0	20	80	0	20	3
創造的中小企業創出支援事業	67	0	33	100	0	(注3)	

(注) 1 償還期限：当該設備の耐用年数以内  
据置期間：1年

2 借入時点の金利情勢により、適用金利が異なります。本表の金利は、平成13年3月14日現在のものです。

3 償還期限：投資経過期間+10年

# 中小企業のための金融

中小企業は一般に、資金調達力が弱く、金融難が企業経営上かなりの隘路となっています。そのため、政府によって中小企業専門の金融機関が設けられるなど、金融上様々な助成措置が講じられており、中小企業の金融の円滑化が図られています。

## 政府系中小企業金融機関の融資

中小企業の必要とする資金のすべてを、民間金融機関に期待することができないため、国は次の中小企業専門の金融機関を設置しており、これらの機関を通じて中小企業者に融資をしています。

### 中小企業金融公庫

中小企業金融公庫は、全額政府出資の金融機関で、近代化、合理化のための設備資金を主として貸し付けており（長期運転資金もあります）、ほとんどの業種が対象になっています。

貸付の種類には、通常の一般貸付と特別に有利な条件で融資する特別貸付とがあります。

貸付は、公庫の本支店（本店1、支店58）の直接貸付のほか、市中銀行、信用金庫、信用組合などが代理店となっており、これらの代理店の窓口でも融資が受けられます（代理貸付）。

本 店 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル  
TEL03-3270-1266(代)  
金沢支店 金沢市丸の内4-12 金沢中央ビル  
TEL076-231-4275

### 国民生活金融公庫

国民生活金融公庫は、全額政府出資の金融機関で、小規模企業に対して小口事業資金を主に貸し付けています。又、飲食店、理・美容業、クリーニング業などの生活衛生関係業種に属する企業に対し、衛生水準の向上及び近代化のための設備資金や組合の共同事業の運転資金を貸付けています。なお、特定の施設については、金利が低くなっています。

普通貸付は、一般貸付、小企業等経営改善資金貸付、特別貸付があります。

又、別に、生活衛生資金貸付、恩給担保貸付、記名国債担保貸付、教育資金貸付があります。

貸付は、公庫の本支店（本店1、支店152）の直接貸付のほか、市中銀行、信用金庫、信用組合などが代理店となっており、これらの代理店の窓口でも融資が受けられます（代理貸付）。

本 店 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル  
TEL03-3270-1361(代)  
金沢支店 金沢市川岸町47  
TEL076-263-7191  
小松支店 小松市園町二1  
TEL0761-21-9101

商工中金の資本金は、政府の出資金と中小企業の組合の出資金から成り立っており、組合と組合員を対象として、組合の組織金融を中心とした金融を行っています。いわば、組合の系統金融機関です。

貸出の種類には、共同施設資金など組合運営のための資金貸出と、組合員の事業資金に対する貸出があり、組合員への貸出は原則として組合を通して貸出されますが、組合の同意があれば直接借りることもできます。

貸出は、本支店（本店1、支店（ニューヨーク支店を含む）92、出張所3、事務所（ロンドン・香港事務所を含む）6、計102）のほか、信用組合等でも扱っています（代理貸付）。

本 店 東京都中央区八重洲2-10-17

TEL03-3272-6111(代)

金沢支店 金沢市本多町3-1-25

TEL076-221-6141

なお、政府系中小企業金融機関の貸付対象、資金の使途、貸付の条件等制度一覧は本会発行の金融の手引（平成13年8月発行）を参考にして下さい。

## 信用補完制度

金融機関からの借入を容易にするため、信用補完制度が設けられています。本制度は、都道府県等に設立されている信用保証協会（52）が中小企業の銀行等の金融機関からの事業資金の借入債務を保証し、中小企業総合事業団がこの保証に対し保険を付保するという仕組みになっており、これにより中小企業の金融機関からの借入の円滑化を図っています。

中小企業総合事業団 東京都千代田区大手町1-8-2 新公庫ビル

TEL03-3270-2371(代)

(社)全国信用保証協会連合会 東京都中央区京橋3-1-3 京橋三丁目ビル

TEL03-3271-7201(代)

石川県信用保証協会 金沢市尾山町9-25

TEL076-222-1511(代)

## 石川県信用保証協会

石川県信用保証  
協会

### (1) 目 的

石川県信用保証協会は、中小企業者の信用力を補完し、金融の円滑化を図ることを目的として制定された信用保証協会法（昭28. 8. 10法律196号）を根拠法とし、多くの中小企業者の中に埋もれている人的信用力を発掘し、これを繁栄に導き、もって地域経済の発展に役立たせようとする目的で設立されました。

中小企業者が金融機関から借入を受ける場合にその借入債務を保証することを主たる業務としています。

### (2) 役 割

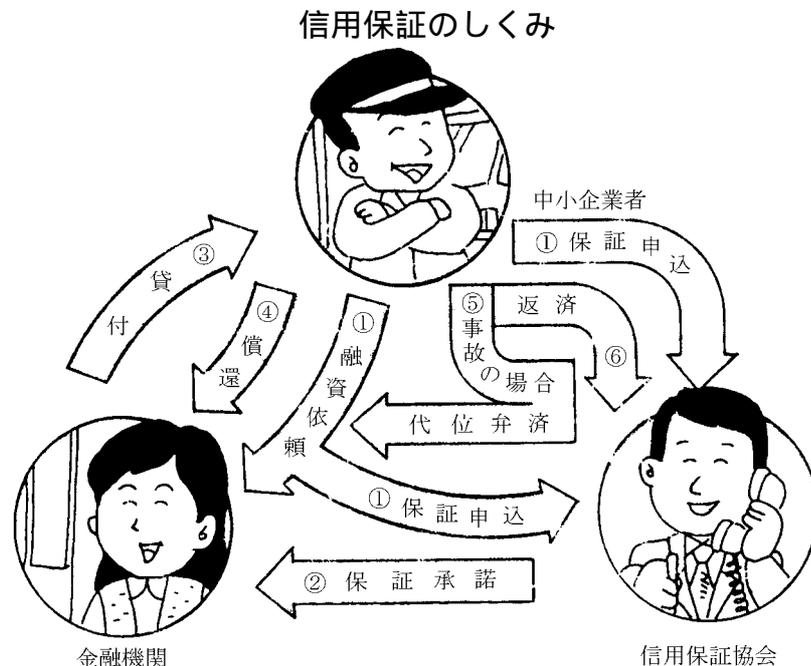
当協会は、中小企業者の金融上の不利性を解決するために、物的担保力には乏しいが、事業の経営に真面目に努力し、将来に向かって事業発展の可能性があり、自らの力で事業の発展に努力する県内中小企業者に対して金融上の強力な「公共的な保証人」となって県内中小企業者と金融機関とを結ぶ「かけ橋」の役割を果

たすものであります。

### (3) 仕組み

信用保証協会は前述のような機能と役割を十分に果たすため、一方においては中小企業者に対する経営診断、経営指導力を養い健全な中小企業者の育成に努め、他方においては、国や県からの財政支援と国の信用保険制度により、信用保証業務に伴う不測の保証事故に備えております。この中小企業者に対する信用保証を信用保証協会が行い、中小企業総合事業団はその保証を再保険するという現行の体制が確立され、信用保証協会の保証基盤を支える大きな力となっております。信用補完制度とは、このような信用保証制度と信用保険制度との有機的な結びつきを総称したもので、我が国の中小企業金融対策の中核的推進制度として重要な役割を担っており、国際的にもみても特異な制度として注目されています。

さて、信用保証の仕組みは、金融機関、中小企業者、信用保証協会の三者が基本となります。その関係を理解していただくために図解しますと次の図のようになります。



中小企業者は、協会に信用保証の申し込みを行います。この場合、金融機関を経由して申し込む方法と、協会に直接申し込む方法があります。

(当協会は前者に該当します。)

協会は、申し込みのあった中小企業者について信用調査を行います。

協会は、この中小企業者の事業内容や経営計画等を検討し、保証の諾否を決め、信用保証を適当と認めるときは、金融機関に対して信用保証書を発行します。

金融機関は、この信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者の方には、所定の信用保証料を金融機関を通じて、協会へ納めていただきます。

中小企業者は、借入契約に従って金融機関に借入金を返済します。

中小企業者が何らかの事情によって借入金の返済が不能となったとき、金融機関は協会に対して代位弁済の請求を行います。

協会は、この請求に基づいて中小企業者に代って借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。

協会は、この代位弁済によって中小企業者に対して求償権を取得し、金融機関に代って債権者となり、以後債務者に対して実状に即してこの求償債務について返済を求め、求償権の回収を行います。

なお、信用保証協会が代位弁済した場合は、中小企業総合事業団が保険契約に基づき一定割合をてん補することになっております。この信用保険は生命保険とは異なり、信用保証協会が保険金を受領した後、債務者から回収を行い、その都度、てん補率に応じて中小企業総合事業団へ返納しなければならない保険であります。

#### (4) 保証制度

当協会では、中小企業者の方のニーズに応える様々の保証制度を用意いたしております。

##### 普通保証

一般的な事業資金から大口・長期資金、極度内の反復継続による資金調達に利用できます。

「例」一般保証、無担保保証、長期経営資金保証、事業者カードローン根保証  
特別保証

国の施策による特別な保証です。(原則として普通保証とは別枠で利用できます。)保証料も軽減されております。

「例」経営安定関連保証、経営革新関連保証、新事業開拓保証

##### 県制度保証

石川県及び県内市町村との連携による保証です。低利・固定の融資利率であり、保証料も軽減されております。

「例」追認小口保証、緊急経営支援保証、地域商工業活性化融資保証

#### (5) 信用保証ご利用のメリット

ニーズに合わせて選択。

無担保や無保証人の保証をはじめとする各種の信用保証制度が用意されております。また、資金ニーズに応じた様々な「特別保証制度」や「石川県制度融資」を活用すると有利な条件で融資が受けられ信用保証料や金利負担の軽減が図れます。

借入れ枠が、拡大。

取引金融機関のプロパー借入れと保証付き借入れとの併用で、借入れ枠の拡大が図れます。

長期借入れや反復継続の信用保証も可能。

長期の借入れには、「長期経営資金保証」を、また必要なときに調達、余裕のあるときに返済、効率的な資金運用に「当座貸越根保証」や「事業者カードローン根保証」もあります。

担保設定に、優遇措置。

信用保証協会に担保を提供することにより、登録免許税率が軽減されます(4/1000 1/1000)。また、いずれの金融機関からの借入れにも利用できます。尚、金融機関設定の担保であっても、信用保証協会の担保評価は、金融機関に比べ比較的有利な掛け目になっておりますので、より多くの資金調達が可能です。

公的な保証機関である保証協会を利用することにより、対外的信用が広がります。

なお、保証制度の内容につきましては、本会発行の金融の手引(平成13年8月発行)を参考にして下さい。

# 中小企業のための税制

中小企業は、近代化や合理化が一般的に遅れているうえ、税負担能力が小さいなどのことから、その内部留保の充実による企業体質の強化を促進する等のため、税制上、中小企業に対して各種の特別措置が講じられています。

## 個人事業者のための措置

青色申告事業専従者の完全給与制等（所得税・住民税・事業税）

事業主の家族が事業に従事している場合、家族に支払った給与が、その労務の対価として相当であると認められるときは、青色申告者に限り、全額必要経費に算入できます。

なお、白色申告者の場合は、所得税、住民税、事業税それぞれにおいて、専従配偶者については86万円、それ以外の専従者については1人50万円の定額控除ができます。

青色申告特別控除

事業所得又は不動産所得を生ずる事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を、正規の簿記の原則に従い記録している者は、45万円又は事業所得・不動産所得の合計額のいずれか低い額の所得控除が認められます。

以外の青色申告者については、10万円又は事業所得・不動産所得の合計額のいずれか低い額の所得控除が認められます。

事業税の事業主控除

事業税の課税対象から290万円を控除することが認められています。

小規模企業共済掛金控除（所得税・住民税）

小規模企業共済制度の掛金は、全額所得控除（最高年84万円）ができるとともに、共済金は退職所得扱いとなっています。なお、平成元年度より導入された共済金の分割支給制度により、給付される一定の分割共済金については雑所得扱いとして、公的年金等控除が認められています。また、旧第2種共済掛金は生命保険料控除として一定額の所得控除が認められます。

## 中小法人のための措置

法人税の軽減税率

資本金1億円以下の中小企業の法人税率は、年所得800万円以下の部分が22%（年所得800万円超の部分30%）に軽減されています。

同族会社の留保金課税の留保控除額（法人税）

同族会社の留保金については、通常の法人税のほか特別の加算課税があります。なお、(ア)設立後10年以内の中小企業者、又は(イ)新事業創出促進法の認定を受けた事業者については、留保金課税は適用されません。

貸倒引当金の特例

公益法人等及び協同組合等は、法定繰入限度額の16%増しの繰入れができます。

交際費の損金算入

交際費は一般に損金に算入できませんが、中小企業は次の区分により、一部について損金算入することができます。

- ・ 資本金1,000万円以下の法人 - 年400万円までのうち80%
- ・ 資本金5,000万円以下の法人 - 年300万円までのうち80%

事業税・住民税の軽減

事業税については所得金額、住民税については資本金額及び従業員数によって軽減税率が適用されます。

## 事業承継の円滑化のための措置

個人事業者の事業用宅地の評価の特例

個人事業者の事業用宅地の評価については、平成13年度の改正により、個人事業者の事業用宅地に係る特例（評価減額率80%）の適用対象面積が330㎡から400㎡に引き上げられました。また、特定居住用宅地に係る特例（評価減額率80%）についても適用対象面積が200㎡から240㎡に引き上げられました。

非上場会社の株式評価方法

中小企業の事業承継を円滑にするため、会社の規模により株式の評価方法が異なりますが、類似業種比準方式における類似業種の採り方については幅のある選択が認められています。

## 相続税の延納の利子税

相続税を延納する場合には、利子税が課されますが、平成12年度より利子税率が軽減されています。

## 贈与税の基礎控除額の引上げ

贈与税の基礎控除額については、平成13年度の改正により60万円から110万円に引上げられました。

## 消費税及び地方消費税の中小事業者に対する特例措置

事業者免税点制度

前々年の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除されます。

簡易課税制度

前々年の課税売上高が2億円以下の場合には、選択により、売上げに係る消費税額にみなし仕入れ率を乗じた金額を仕入れに係る消費税額とすることができます。

## 協同組合等のための措置

中小企業者の組合である事業協同組合や商工組合などの組合に対しては、組織化促進のために次のような優遇措置がとられています。

### 組合等の優遇措置

法人税率が所得額にかかわらず22%に軽減される（企業組合・協業組合を除く。以下について同じ。）

事業利用分量配当の損金算入が認められる

加入金の益金不算入が認められる

組合が所得を留保した場合に、累積留保額が出資総額の4分の1に達するまでは、毎事業年度の留保所得の100分の32（出資金額1億円超の組合で累積留保額が2,500万円を超える留保所得部分については100分の20，1億円を超える留保所得部分については100分の14，2億円を超える留保所得部分については100分の10）を損金算入することができる（事業協同組合，事業協同小組合，出資商工組合及びそれらの連合会に限る。）：出資金が1億円を超える組合は，設立後5年以内の事業年度に限る。

出資証券，貯金及び預金の各通帳，出資者への受取書などに対する印紙税が非課税

事業税・事業所税の軽減

一定の共同施設に対する不動産取得税，固定資産税が非課税

## 設備投資促進のための特別措置

### 中小企業投資促進税制

中小企業者が，機械設備等の新規資産を取得した場合，初年度に取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用が認められ，リース資産の場合は，リース料の60%相当額について7%の税額控除が認められています。

### 中小企業新技術 体化投資促進税 制（メカトロ税 制）

中小企業者が，電子機器利用設備の取得等をした場合には，初年度に取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用が認められ，リース資産については，リース料の60%相当額について7%の税額控除を行うことが認められています。

### 中小企業等基盤 強化税制

「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づく組合及び組合員，「中小企業経営革新支援法」に基づく中小企業者，卸売業，小売業，飲食店業及び特定サービス業を営む者並びに，「特定農産加工業経営改善臨時措置法」に規定する中小農産加工業者が，事業基盤の強化に資するための設備又は労働時間の短縮等に資する機械・装置を取得した場合には，取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用が認められています。また，リース資産については，リース料の60%相当額について7%の税額控除を行うことが認められています。なお，本制度は「中小企業創造活動促進法」の設備投資減税との選択適用となります。

## 試験研究促進のための特別措置

中小企業技術基盤強化税制

中小企業の技術基盤を強化するため、中小企業者などの試験研究費について、その10%相当額の税額控除（当期の税額の15%相当額を限度）をすることができます。（増加試験研究費の税額控除との選択適用が認められています。）

試験研究費の額が増加した場合の税額控除

青色申告書を提出する者が、昭和42年6月1日（個人は昭和43年分）から平成15年3月31日（個人は平成13年分）までの間に開始する各事業年度において、当期の試験研究費の額について直近5年間の試験研究費の支出額の多い方から3年間の平均の額を超えて支出した場合には、その超えて支出した額の15%に相当する金額を所得税又は法人税から税額控除（所得税又は法人税の税額の12%を限度とする）することが認められます。

なお、中小企業経営革新支援法に規定する経営革新計画又は経営基盤強化計画、地域産業集積活性化法に規定する高度化等計画、高度化等円滑化計画、進出計画又は進出円滑化計画、中小企業創造活動促進法に規定する研究開発等事業計画についても増加試験研究費の税額控除の対象となっています。

試験研究費賦課金の任意償却

中小企業者が特定組合等に対し次の負担金を支出した場合は、その支出額相当額までの任意償却ができます。

対象となる負担金

特別の法律に規定する事業計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員たる中小企業に対して、試験研究の実施に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む）を取得し、又は製作する費用に充てるために課した負担金。

対象となる中小企業者

青色申告書を提出する個人又は法人であって次のいずれにも該当するもの。

- ㊦ 適用事業年度終了の日において、各法律に規定する中小企業者に該当すること
- ① 各法律に規定する事業計画に係る特定組合等の構成員であること

適用期間

平成15年3月31日まで

特定組合が取得した試験研究用固定資産の圧縮記帳

特定組合が、その構成員に賦課した賦課金により取得した試験研究用固定資産について、備忘価額1円を残した金額の範囲内で圧縮記帳した場合にはその圧縮した額の損金算入が認められます。

中小企業者の試験研究費に係る法人住民税の特例措置

法人住民税（地方税）の法人税割額の課税標準となる法人税額について、中小企業技術基盤強化税制による税額控除を行った後の額を法人税額として用います。適用期間は昭和60年4月1日から平成15年3月31日までです。

## 省資源・省エネルギーのための特別措置

エネルギー需給  
構造改革投資促  
進税制

中小企業者等が一定の要件の下にエネルギー有効利用等に寄与する減価償却資産を取得した場合には、初年度に取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除（当期税額の20%相当額を限度）の選択適用が認められます。

## 公害防止・リサイクルのための特別措置

一般公害防止用  
設備の特別償却

一定の公害防止用施設を取得した場合には、取得価額の100分の16の特別償却ができます。

リサイクル設備  
の特別償却

リサイクルを行うための機械その他の設備を取得した場合には、初年度において取得価額の25%の特別償却ができます。

公害防止施設の  
耐用年数の短縮

污水处理用及びばい煙処理用の減価償却資産については、短縮された耐用年数の適用が認められております。又、登録免許税の軽減、不動産取得税の特例、固定資産税の軽減、特別土地保有税の特例、事業所税の特例等の措置が講じられております。

## 海外取引のための特別措置

技術海外取引に  
係る所得の特別  
控除

指定期間内における事業所得に係る総収入金額の内、海外取引等による収入の一定割合を損金（必要経費）算入が認められています。

製品輸入促進税  
制

事業者が輸入品を取り扱う際の付加コストに配慮し、対象製品輸入増加額の4%の税額控除（法人税額又は所得税額の10%を限度 中小法人は15%）

## その他の措置

中小企業経営革  
新支援法関係の  
措置

設備投資のための特例措置

同法に基づく承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を行おうとする中小企業者であって、生産額又は取引額が相当程度減少している旨の確認を行政庁から受けたものが取得（リースも含む）した機械及び装置（製作した場合も含む）については、初年度に7%の税額控除又は30%の特別償却が認められます。

機械等の割増償却

同法に規定する中小企業者であって、経営基盤強化計画について、主務大臣の承認を受けている組合等の構成員である者が、その経営基盤強化に係る事業を主として営む場合、機械装置・工場用建物等について、5年間、普通償却限度額の100分の27の割増償却が認められます。

#### 試験研究費賦課金の任意償却と増加試験研究費等の税額控除

同法に基づく経営革新計画の承認を受けた組合等、承認経営基盤計画の承認を受けた特定組合等が新商品又は新技術の研究開発事業を実施する場合に、その構成員が支出した試験研究のための負担金については、支出相当額までの任意償却が、また、試験研究費が増加した場合又は中小企業技術基盤強化税制の税額の特別控除の適用が認められます。

#### 賦課金により取得した資産の圧縮記帳

同法に基づく経営革新計画の承認を受けた組合等、承認経営基盤計画の承認を受けた特定組合等が新商品又は新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産を構成員の負担金により取得した場合には、1円まで圧縮記帳を行うことができ、また、圧縮額の損金算入が認められます。

#### 欠損金の繰戻しによる還付

平成14年3月31日までの間に終了する各事業年度において欠損金が生じた場合、欠損金が生じた事業年度前1年間の法人税額の還付を請求することができます。

#### 特別土地保有税の非課税

組合等が、同法に基づく経営革新計画に従って実施する経営革新のための事業、または経営基盤強化計画に従って実施する経営基盤強化事業の用に供する土地に係る特別土地保有税については非課税となります。

#### 事業所税の非課税

組合等が、同法による経営基盤強化計画に基づく経営基盤強化事業に対する事業所税は非課税となります。

#### 設備投資のための特例措置

ア. 売上高に対する研究開発費比率が3%を超える中小企業者、イ. 創業5年未満の製造業、印刷業、ソフトウェア業及び情報処理サービス業を行う中小企業者、ウ. 同法に基づく認定研究開発等計画に従って研究開発事業を実施する中小企業者が、取得する280万円以上の機械・装置については7%の税額控除又は30%の特別償却（リースの場合、リース費の総額370万円以上の60%について7%の税額控除）が認められます（中小企業等基盤強化税制との選択適用となっています）。

#### 欠損金の繰越期間の延長

同法に基づく認定研究開発等事業計画に従って、研究開発事業を実施する中小企業者の欠損金については、7年まで繰り越すことができます。

#### 試験研究費賦課金の任意償却と増加試験研究費の税額控除

同法に基づく認定研究開発等事業計画に従って、組合等が生産・販売又は役務の提供の技術に関する研究開発等事業を実施する場合に、その構成員が支出した負担金については、その支出相当額までの任意償却が、また、試験研究費が増加した場合又は中小企業技術基盤強化税制の税額控除の適用が認められます。

#### 賦課金により取得した資産の圧縮記帳

組合等が、同法に基づく認定研究開発等事業計画に従って、試験研究用資産を、構成員の負担金により取得した場合には、1円までの圧縮記帳を行うことができ、また、その圧縮した額の損金算入が認められます。

#### その他

組合等が、同法に基づく認定研究開発等事業計画に従って実施する研究開発事業の用に供する土地に係る特別土地保有税については非課税となります。また、事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準については3分の2に軽減されます。

中小企業高度化  
事業についての  
特別の措置

中小企業者の組合等が高度化事業を実施する場合には、次のような優遇措置が講じられています。

- 団地造成事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
- 事業用資産の買換えの場合の圧縮記帳等
- 団地用土地又は建物の分譲の場合の登録免許税率の軽減
- 共同施設用建物の不動産取得税の軽減
- 組合員に譲渡する場合の不動産取得税の免除
- 固定資産税の課税標準の特例
- 特別土地保有税及び事業所税の非課税

その他個別の法  
律に基づく措置

これまで紹介したもののほか、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法、中小小売商業振興法、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律、中小企業流通業務効率化促進法、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく措置が行われます。



# 中心市街地活性化対策

近年、消費者行動の変化や大型店の郊外出店などにより、空き店舗の増加など中心市街地の空洞化が深刻化しています。このため、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」（平成10年法律第92号）に基づき、地域の創意工夫を生かしながら、関係省庁、地方自治体、民間事業者等が連携して「市街地の整備改善」「商業等の活性化」を図るための総合的な施策が講じられます。

## 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく認定制度

国が策定した「基本方針」に即して、市町村は市街地の整備改善や商業等の活性化を中核とする関連施策を総合的に実施するための「基本計画」を作成（国及び都道府県は助言）し、市町村の「基本計画」に則って中小小売商業の高度化を推進する機関（タウンマネジメント機関：TMO）を市町村が認定し、その上で民間事業者等が作成する商店街整備や中核的商業施設整備等に関する事業計画を国が認定し、支援します。

## 中心市街地活性化のための総合的対策

中心市街地活性化コンサルティングの推進

関係8府省庁の統一窓口である「中心市街地活性化推進室」において、「市町村の活性化事例に即した診断・助言、分析」や「中心市街地活性化に係る効果的、効率的な情報の収集・分析・提出」等を行います。

市町村又は第3セクター等による商業基盤施設等の整備等

商業の空洞化が深刻化している中心市街地において商業・サービス業集積関連施設の面的な整備を推進します。

市町村の活性化基本構想策定に対する支援

市町村が基本計画として、中心市街地の範囲、施策の基本方針等を定めるために必要な調査研究費を補助します。

市町村や第3セクター等が行う、商業活性化のための商業・サービス業集積関連施設の整備に対する支援

ア．市町村や第3セクターが行う商業基盤施設（駐車場、多目的ホール、街路整備等）の整備に対する補助（商業・サービス業集積関連施設整備費補助金）

市町村・第3セクターが商業・サービス業集積関連施設の整備等を行う場合に補助を行います。

イ．第3セクターが行う商業基盤施設の整備に係る地域振興整備公団の出資

市町村の基本計画に則って、地方公共団体が出資し、中核的な商業・サービス業集積関連施設の整備を行う第3セクターに対し、地域振興整備公団が出資を行うとともに、当該第3セクターから業務の受託を受け、施設の整備・管理を行います。

ウ．商業施設・商業基盤施設の整備を行う3セクターの経営基盤強化

中心市街地において商業・サービス業集積関連施設等を整備する第3セクターに対し、日本政策投資銀行等が出資を行います。

中心市街地における創造力あふれる中小小売業の育成

エ. 商業施設・商業基盤施設の整備を行う者に対する低利融資等

中心市街地において商業・サービス業集積関連施設や都市型新事業（ファッション、福祉用具、ソフトウェア等）の施設を整備する第3セクター又は民間事業者に対し、日本政策投資銀行等が無利子融資、低利融資を行います。

オ. 商業施設・商業基盤施設の整備を行う者の借り入れに対する債務保証

経済産業大臣の認定を受けた事業計画に従って行われる特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するため、事業者が発行する社債及び当該資金の借入に係る債務について、産業基盤整備基金が債務保証を行います。

商業等活性化による街づくりの推進（中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金の創設）

地方公共団体や第3セクターが、総合的に商業の活性化に資する施設整備やソフト事業を行う場合に補助を行います。

商業集積・商業基盤施設の立地に関する税制措置

ア. 国 税：特別償却、登録免許税の軽減、土地の譲渡所得の特例

イ. 地方税：事業所税の軽減、特別土地保有税の非課税

ウ. 地方税の不均一課税に伴う地方公共団体の減収補填

不動産取得税又は固定資産税の不均一課税を行った地方公共団体に対する地方交付税による減収分の補填措置を行います。

都道府県等中小企業支援センターにおける窓口相談事業、専門家派遣事業、人材育成事業、情報提供事業、調査分析事業等、中小小売業者に対する総合的なリテールサポート事業に対して支援します。

中心市街地における商店街・商業集積を魅力あるものとし、創造力あふれる中小小売業者の育成を図るため、タウンマネジメント機関（TMO）等による望ましい業種構成・店舗配置等の実現に向けた取組みや経営の効率化に向けた情報化に対して、支援措置を講じます。

TMO等が行う商店街の商業施設及び商業基盤施設の整備に対する支援

ア. 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設等整備事業（リノベーション事業）

中心市街地活性化法等の認定を受けた計画に基づき行われる中心市街地等の商店街・商業集積の活性化に資する施設の整備やそれと一体的に行うソフト事業に対して補助を行います。

なお、平成13年度から、従来店舗部分のみが対象であったファサード（商店街の外壁）整備を、中心市街地地域に限り、構成部分（住宅、空き店舗等）全てに拡大しています。

イ. 施設整備を行う場合の高度化無利子融資等

リノベーション事業の補助対象事業を行う場合については、その自己負担について更に中小企業総合事業団から無利子融資を行う等の支援を行います（一部の事業を除く）。

また、中心市街地については、平成13年度においても引き続き店舗面積が占める中小企業部分の割合が2/3（TMO、第3セクター、商工会及び商工会議所が設置する場合にあっては1/4）以上の共同店舗に融資します。

ウ. 商業基盤施設等の立地に関する税制措置

・ 国 税：特別償却、登録免許税の軽減、土地の譲渡所得の特例

・ 地方税：事業所税の軽減、特別土地保有税の非課税

エ. 地方税の不均一課税に伴う地方公共団体の減収補填

不動産取得税又は固定資産税の不均一課税を行った地方公共団体に対する地方交付税による減収分の補填措置を行います。

#### タウンマネージメント機関への支援

##### ア．計画策定事業への補助

タウンマネージメント機関等が、中心市街地のテナント・ミックスの管理等のための具体的計画を策定するために必要な調査研究（消費者ニーズ調査、商業施設の立地動向調査、再開発計画のシミュレーション等）を支援します。

##### イ．経営基盤の確立

中心市街地における商業活性化事業の推進の要となるタウンマネージメント機関の円滑な事業実施の確保を図るためにTMO診断・評価調査研究事業、TMO自立活性化支援事業の支援を行います。

##### ウ．中心市街地商業活性化推進事業

中小企業総合事業団の無利子融資と都道府県の拠出金により、各都道府県に中心市街地商業活性化のための基金を造成し、助成を行います。

##### エ．タウンマネージャーの養成・派遣等

中心市街地におけるハード事業、ソフト事業、テナント管理等を一体的に行うための、戦略的な指導・助言を行うことのできる高度な専門的知識を有する街づくり専門家の養成を図ります。

また、こうした専門家を登録し、商店街等へ長期派遣し、継続的なアドバイス等を行います。

##### 中心市街地における開業者等に対する低利融資

中心市街地内において、中小小売業者が出店若しくは店舗の改装を行うことにより、中心市街地の活性化を図るために必要とする資金の低利融資制度（体質強化資金貸付制度）を継続します。

##### 空き店舗対策等商店街活性化に向けたソフト事業への支援

##### ア．商店街等活性化事業

空き店舗対策、IT対応等その他の商店街等活性化に向けた空き店舗対策、駐車対策、活性化対策、マネージメント対策等ソフト事業に対して幅広く支援します。

##### イ．中小商業経営革新ビジネスモデル策定事業

中小商業者が共同して行う、近年の社会的課題に対応した新たなビジネスモデルの開発を行う際の実現可能性調査研究に対して支援します。

##### 情報技術活用型経営革新支援事業

情報通信技術を活用した中小企業の経営革新を支援するために製・配・販（メーカー・卸・小売）、下請企業等が関連する事業者と連携して設立するコンソーシアムが行う業務アプリケーションソフトウェア、商品データベースの開発および開発したソフトウェア、商品データベースシステムにかかる大規模実証実験等を行う事業の費用の一部を補助します。

##### 中小小売商業者に対するリテール・サポート支援

## 中心市街地における都市型新事業の立地促進

中心市街地が形成する都市の機能に依拠して立地し、多様かつ高度な需要家のニーズに対応して事業を営む都市型新事業（ファッション、福祉用具、ソフトウェア等）の立地促進を支援します。

### 施設整備の促進

地域振興整備公団への出資を通じた都市型新事業の立地促進

#### ア．一般会計出費

市町村の基本計画に則って、研究開発施設、インキュベータ、展示・販売施設等を整備する第3セクターに対し、地域振興整備公団が一般会計出資を原資として、出資を行うとともに、当該第3セクターより委託を受けて、これらの施設の整備・管理を行います。

#### イ．産投会計出資

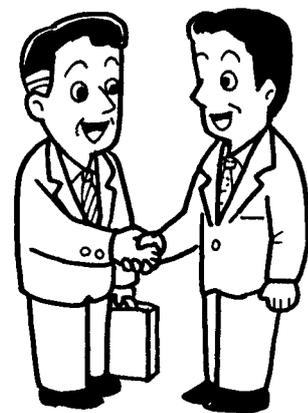
市町村の基本計画に則って、地域振興整備公団が産投会計出資を原資として、地方自治体等では整備が困難な製販一体型事業支援施設、賃貸事業場等の整備・運営を行います。

地方自治体等による施設整備への補助

地方自治体、第3セクターが研究開発施設、産学連携支援施設、製販一体型事業施設、賃貸事業場、インキュベータ、展示・販売施設等の整備を行う場合に補助を行います。

### 都市型新事業の立地促進に向けた低利融資

都市型新事業の新たな立地促進，研究開発等を行うために必要な資金について，低利融資を行う。



# 中小卸売・小売業・物流対策

物流は生産活動から販売活動まで、様々な経済活動が円滑に実施される上で不可欠であり、その機能を効率的に果たしていく必要があります。卸売業は、流通機構の中間に位置し、需要（小売業・消費者）と供給（メーカー）を有機的に結合させることにより、流通の合理化、効率化に資すると共に、地域経済社会の活性化にも寄与していく重要な役割を担っています。また、中小卸売業・物流対策としては、次のような施策が講じられています。

## 企業物流効率化対策

物流については多頻度小口配送の進展等により、労働力不足、交通インフラ、環境問題等制約要因が大きくなり、中小企業経営を圧迫しつつあります。そこで中小企業における物流の効率化を推進するため、「中小企業流通業務効率化促進法（以下、「中小物流法）」に基づき、以下のような対策が講じられています。

### 融 資 等

#### 地域中小企業物流効率化推進事業・広域物流効率化推進事業

中小企業者によって構成される組合等が、物流機能の強化を図るために実施する共同物流システムの構築、受発注・輸配送情報ネットワークの構築等のテーマに係る調査研究・基本計画策定事業、事業計画・システム設計事業、実験的事業運営事業に対し補助されます。

#### 地域中小企業物流連携支援事業

物流の共同化、グループ化を進めるために、独力でパートナーを見つけることができない中小企業者を募り、物流の効率化・高度化を目指し、具体的方策、実現の可能性等についての討議を行う事業に対し補助されます。

#### 物流効率化専門指導員派遣事業

中小企業総合事業団では、中小企業の物流効率化のために専門家の派遣や講習会を実施しています。

#### 中小物流法に基づく中小企業総合事業団の高度化融資

中小物流法の認定計画に基づき実施する集団化事業、特定中小企業団体事業（共同施設、設備リース）、合併・出資会社事業等の高度化事業に対し、高度化資金の長期・低利の資金が融資されます。

#### 物流近代化資金貸付制度

中小物流法に基づく認定計画に従って事業を実施する事業協同組合等及びその構成員に対して、中小公庫及び国民公庫等より設備資金及び長期運転資金が融資されます。

#### 中小企業信用保険制度

流通業務効率化事業に必要な資金について、特例措置を講じて中小企業者の資金調達力を支援しています。

## 税 制 措 置

### 商業施設等の特別償却制度

事業協同組合、商工組合等が中小物流法の認定計画に基づき共同物流センター等の流通業務効率化施設（建物、付属設備）を取得し、事業の用に供した場合、初年度に取得価格の8%を乗じた額の特別償却が認められます。

### 流通業務効率化事業に係る特別土地保有税の特例制度

事業協同組合、商工組合等が中小物流法の認定計画に基づき実施する共同物流センターの設置等の流通業務効率化事業の用に供する土地に係る特別土地保有税が非課税となります。

### 流通業務効率化事業に係る事業所税の特例制度

事業協同組合、商工組合等が中小物流法の認定計画に基づき取得する共同物流センター等の流通業務効率化施設について、新增設に係る事業所税が非課税となります。

## 中小卸売業対策

近年中小卸売業を取り巻く環境は、流通構造の変化、情報化の進展、物流コストの増大等大きく変化しています。中小卸売業が期待される役割を果たしていくためには、必要な機能の強化・充実を図ることが望まれており、そのため以下のような対策が講じられています。

## 融 資 等

### 地域中小商業連携推進事業

中小卸売業者等によって構成される組合等が、共同化による卸売機能の強化を図り、流通の合理化に資するために実施する調査研究・基本計画策定事業、事業計画・システム設計事業、実験的事業運営事業に対して補助されます。

### 商業近代化等貸付（流通業強化資金）

卸売業者、小売業者、サービス業者及びこれらの者を構成員とする事業協同組合に対して、厳しい流通環境の変化に直面している中小商業者の経営基盤強化のため、合理化、共同化等を図るための設備取得、セルフサービス店の取得、集配センターの取得、空き店舗への入居、新分野への進出に必要な資金と、販売促進・人材確保に必要な運転資金について、商業近代化等貸付のひとつとして、中小公庫及び国民公庫より低利の資金等が融資されます。

### 中小企業総合事業団の高度化融資

中小卸売業の近代化・合理化を図るため、組合が行う集団化事業（卸団地の建設）、特定中小企業団体事業（共同施設・情報化共同事業）、合併・出資会社事業等の高度化事業に対し、高度化資金の長期・低利の資金が融資されます。

### その他の融資制度

地域生活向上型中小流通業育成貸付、地域中小卸売業物流変化調整対策貸付（コンビニ物流貸付）、輸入品販売円滑化貸付制度があります。

## 税 制 措 置

中小卸売業における税制措置は、高度化事業関係では店舗等集団化事業の実施に際する、団地造成事業用土地等を譲渡した場合の譲渡取得の特別控除・事業用資産の買換えの場合の圧縮記帳等・団地用土地または建物の分譲の場合の登録免許税の軽減・共同施設用建物の不動産取得税の軽減・組合取得の不動産を組合員に譲渡する場合における不動産取得税の免除・固定資産税の課税標準の特例・特別土地保有税及び事業所税の非課税、等の特別措置があります。

また、流通業者が機械等を取得し事業に用いる場合には、中小企業等基盤強化税制による特別償却もしくは税額控除が適用されます。

## 中小小売業対策

中小小売商業振興法に基づく認定制度

法律に基づき、商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理、連鎖化事業又は商店街整備等支援について「高度化事業計画」を作成、認定を受けた高度化事業に対し補助金・金融・税制面から特別の施策が講じられています。

特定商業集積整備法による支援

民間事業者の行う商業集積の整備及びこれと一体的に設置する公共施設の整備を官民一体となって推進する事業に対し、産業基盤整備基金による債務保証、又、日本政策投資銀行等による低利の出融資が受けられます。

商店街振興組合法による支援

商店街が形成されている地域で、小売商業、サービス業、その他の事業を営む者が協同して地域の環境の整備改善事業や共同経済事業を行う事業に対し、都道府県にある商店街振興組合連合会等が各種の指導事業等を実施しています。

一般対策

- 計画策定・人材活用支援
  - イ．商店街・商業集積等活性化基本構想策定事業
  - ロ．商業タウンマネジメント計画策定事業
- ハ．商店街活性化専門指導事業
- ニ．タウンマネージャー養成研修
- 商業関連施設整備等支援
  - イ．中心市街地等商店街・商業集積活性化施設等整備事業
  - ロ．高度化資金融資
- 提案公募型活性化事業支援
  - イ．商店街等活性化先進事業
- 基金造成等による各種ソフト事業支援
  - イ．中心市街地商業活性化推進事業
  - ロ．商店街競争力強化推進事業
- 経営革新、新規開業等支援
  - イ．中小商業経営革新ビジネスモデル策定事業
  - ロ．中小小売商業者に対するリテール・サポート支援
- ハ．情報技術活用型経営革新支援事業
  - 民間能力活用特定施設緊急整備費補助

# 労働・人材対策

中小事業所の従業者数は、非一次産業民営事業所の従業者総数の約8割を占め、中小企業のわが国の雇用に果たす役割は大きなものとなっています。このため、中小企業における労働力の確保、雇用の安定、労働条件の改善、従業員の能力開発、労働福祉の充実などに種々の施策が講じられています。

## 労働力の確保

「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」（中小企業労働力確保法）に基づき、雇用管理の改善のための計画を作成し都道府県知事の認定を受けた事業協同組合等（以下「認定組合等」という。）又はその構成員たる中小企業者、若しくは個別の中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が、認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）により雇用管理の改善を行う場合、以下の助成措置を受けることができます。

中小企業労働力確保推進対策費補助金	[補助金・助成金等] 認定組合等が改善計画に従って構成中小企業者の雇用管理の改善を図るための事業について補助されます。
第1種中小企業人材確保推進事業助成金	組合等が認定計画に基づいて実施する 年次計画策定・調査事業、雇用環境改善事業、採用活動改善事業、新技術活用普及事業、退職金制度整備充実事業、福利厚生改善共同事業、人材確保推進員の設置の事業について3年間にわたり助成金が支給されます。
第2種中小企業人材確保推進事業助成金	第1種助成金の事業を終了した組合等が構成中小企業者の雇用管理の改善に継続的に取り組むために、事業定着調査事業、モデル事業普及活動事業、人材確保推進員の設置の事業について、2年間にわたり助成金が支給されます。
中小企業高度人材確保助成金	認定計画に基づき、高度人材を出向等の形式により受け入れ、あわせて高度人材と同数以上の他の労働者を雇い入れた認定組合等の構成中小企業者又は認定中小企業者に対し、高度人材の受入れに係る賃金等の一部が助成されます。
中小企業雇用創出等能力開発給付金	認定計画に基づき、事業の高度化に必要な職業能力、又は新分野進出等に必要な職業能力の開発及び向上のため、事業所内外での教育訓練の実施、有給教育訓練休暇の付与、能力開発のための人材交流などを行う認定組合の構成中小企業者又は認定中小企業者に対し、その費用の一部が助成されます。
中小企業雇用環境整備奨励金	認定計画に基づき、労働環境改善設備又は福祉施設の設置・整備を行い労働者を雇い入れる認定組合等の構成中小企業者又は認定中小企業者に対し、設備又は施設の設置・整備に要した費用の一部が、雇入れ人数に応じて助成されます。

中小企業雇用創出人材確保助成金

認定計画に基づき、新分野進出等（創業又は異業種進出）に伴って労働者を雇用保険の一般被保険者（短時間労働被保険者（いわゆるパートタイマー）を除く。以下同じ。）として雇い入れた認定中小企業者に対し、雇い入れた労働者の賃金の一部が助成されます。

中小企業雇用創出雇用管理助成金

認定計画に基づき、新分野進出等（創業又は異業種進出）に伴って雇用管理の改善を図るための事業を行い、当該計画に定める目標を達成し、あわせて労働者を雇用保険の一般被保険者として雇い入れた認定中小企業者に対し、当該雇用管理改善事業に要した額の1/2が助成されます。

受給資格者創業特別助成金（平成14年3月までの暫定措置）

認定計画に基づき、創業に伴い労働者を雇い入れ、中小企業雇用創出人材確保助成金の支給を受ける雇用保険の受給資格者であった個人事業主（法人は該当しません。）に対し、雇い入れ人数に応じて80万円～120万円が助成されます。

#### [融資等]

中小企業労働環境整備貸付

認定組合等及びその構成中小企業者並びに認定中小企業者に対して、労働時間短縮のために必要となる省力化設備、職場環境改善設備及び人材確保関連福利厚生施設の導入に要する設備資金及び長期運転資金について、中小公庫及び国民生活公庫から融資が行われます。

高度化融資制度（共同施設事業・労働力不足対応設備リース事業）

認定組合等が、組合員の共同利用に供するため社宅、食堂、研修施設等を設置する事業について、高度化融資の条件が優遇（融資比率80%、無利子）されます。  
また、認定組合等が行う労働力不足に対応するための省力化設備及び職場環境改善設備を組合員にリースする事業に対し高度化融資の条件が優遇（融資比率80%、年利2.1%）されます。

雇用促進融資

認定組合等及びその構成中小企業者並びに認定中小企業者が認定計画に基づいて労働者社宅、福利厚生施設又は職業訓練施設を設置・整備する場合に、必要な資金について雇用・能力開発機構から融資（融資比率90%、年利1.9%）（平成12年6月14日現在）が受けられます。

中小企業信用保険法の特例

認定組合等又はその構成員たる中小企業者若しくは、認定中小企業者が認定計画に基づいて改善事業を実施するのに必要な資金を信用保証協会の保証を利用して民間金融機関から借りようとする場合、付保限度額の別枠化、填補率の引上げ、保険料率の引下げ等の特例措置が受けられます。

中小企業投資育成株式会社の特例

認定組合等の構成中小企業者又は認定中小企業者のうち、資本の額が3億円を超える株式会社であっても、特例的に中小企業投資育成会社による引受けの対象となります。

中小企業等基盤強化税制の適用

認定計画の実施のために、認定組合等及びその構成中小企業者が取得する労働時間短縮及び職場環境の改善に資する機械・装置について、初年度に取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除のいずれかの措置を受けられます。

認定計画に係る委託募集の特例

認定計画に従って、認定組合等が構成中小企業者の委託を受けて労働者の募集を実施する場合には、職業安定法の規制が除外され、認定組合等がその都度労働大臣に届け出ることにより、委託募集を実施することができます。

移転就職者用宿舎の入居者範囲の拡大

通常勤務することができる地域以外の地域から委託募集に応じて認定組合等の構成中小企業者に就職する者で、宿舎の確保を図ることが特に必要であると認められた者に対して、一般労働者よりも優先的に移転就職者用宿舎を借用することができます。

## 雇用安定・職業能力開発等

中小企業労働力確保法、高年齢者の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律及び雇用保険法等に基づく雇用関係各種給付金には次のようなものがあります。

### 高齢者、障害者等の雇用促進

継続雇用定着促進助成金

61歳以上への定年の引上げ及び65歳以上までの継続雇用制度の導入を行って60歳前半層の雇用の場の拡大を行う事業主に対して支給されます。

高年齢者雇用環境整備奨励金

高年齢者が働きやすいよう企業の施設設備等の職場環境の改善を行う事業主に対して支給されます。

特定求職者雇用開発助成金

ハローワークの紹介により高齢者を雇い入れた事業主に対して支給されます。

高年齢者共同就業機会創出助成金

共同して事業を創出し、継続的な就業機会を創出した60歳以上の高齢者に対し、事業の創設に要した経費について支給されます。

障害者雇用継続助成金

企業に雇用されてから障害者となった人達の雇用継続を図る事業主に対し支給されます。

### 経済変動に対する雇用対策

地域雇用開発助成金

雇用機会増大促進地域等として事業所の設置・整備に伴い、地域求職者等の雇入れを行う事業主に対して支給されます。(中小企業に対しては大企業よりも助成内容が優遇されております。)

地域高度技能活用雇用安定助成金

製造業が集積しており、雇用状況の悪化又は悪化のおそれがある地域において、労働者の高度の技能等を活用した新事業展開による雇用創出に対し支給されます。(中小企業に対しては大企業よりも助成内容が優遇されております。)

雇用保険制度

雇用保険は、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなどその就職を促進することを目的とする失業等給付と、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする雇用保険三事業を併せた、雇用に関する総合的機能を有する制度です。雇用保険三事業においては、事業主に対して次のような給付金制度があります。(中小企業については、支給額等において優遇措置が講じられております。)

- 雇用安定事業
  - イ．雇用調整助成金
  - ロ．特定求職者雇用開発助成金
  - ハ．継続雇用定着促進助成金
  - ニ．地域雇用開発助成金...等
- 能力開発事業
  - イ．生涯能力開発給付金
  - ロ．認定訓練派遣等給付金...等
- 雇用福祉事業
  - イ．小規模事業被保険者福祉助成金...等

### 事業主等の行う職業能力開発

認定職業訓練に  
対する援助

都道府県知事の認定した、認定職業訓練を行う事業主及びその団体に対し、運営費、施設費及び設備費等について、その一部が助成されます。

人材高度化支援  
事業

事業の高度化等を図るに当たって人材育成の面での支援に取り組む事業主団体及び高付加価値化・新分野展開を図る事業主に対して助成されます。

生涯職業能力開  
発の振興のため  
の助成

事業内職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者を対象として、職業訓練等を行う事業主に対して生涯能力開発給付金（能力開発給付金、自己啓発助成給付金）が支給されます。

中小企業人材育  
成事業助成金

経営環境の変化に対応して事業内容等の高度化、高付加価値化を図るため、認定職業訓練化の推進によって人材育成を図るための準備事業を行う中小企業団体に対し、その経費の一部が助成されます。

自主的な職業能  
力開発の推進の  
ための助成

労働者の自主的な職業能力開発の取組を推進するため、労働時間面での配慮、長期教育訓練休暇制度の導入等の環境整備を行った事業主に対して長期教育訓練休暇制度導入奨励金が支給されます。

## 労働福祉

労働時間の短縮，労働災害の防止，多様な個性や能力を発揮できる環境整備及び勤労者福祉対策として，以下の施策が講じられております。

### 労働時間短縮対策及び安全と健康確保対策

労働時間短縮のための助成

平成13年4月以降，フレックスタイム制等の弾力的労働時間制度や，長期休暇の導入に取り組む中小企業事業主向けに，次の施策が講じられております。

#### 労働時間制度改善助成金

弾力的な労働時間制度や計画年休制度の導入等労働時間に関する制度の改善を行うに当たって，高度の専門的知識を有する者から助言，指導を受けたものに対して支給されます。

#### 中小企業長期休暇制度モデル企業助成金

長期休暇制度の円滑な導入と有効活用のための取組を行うモデル企業に対して支給されます。

#### 長期休暇制度基盤整備助成金

長期休暇制度の導入に向けての基盤を整備するため，計画年休制度の導入や年次有給休暇の連続取得の促進等について，傘下事業場に指導を行うなどの団体的な取組を行う中小企業事業主団体に対して支給されます。

労働災害防止のための助成

事業者の行う労働災害防止の基盤と環境を側面から援助するため，社会・産業安全施設等整備貸付，小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業，職場改善用機器等整備事業，中小規模事業場健康づくり事業，地域産業保健センターによるサービスの提供，小規模事業場産業保健活動支援促進事業，特例メリット制，労働災害防止特別安全衛生診断事業，シニア・セーフティ・リーダー制度，中小企業自主的安全衛生活動支援事業，専門工事業者安全管理活動等促進事業，木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業，中小総合工事業者指導力向上事業，中小企業に対する巡回特殊健康診断等の施策が講じられております。

労災保険制度

この制度は，政府が管掌しており，業務上の事由又は通勤による労働者の負傷，疾病，障害又は死亡に対し，迅速かつ公正な保護をするため必要な保険給付を行い，併せて，被災労働者の社会復帰の促進を図ること等を内容とする労働福祉事業を実施するものです。

賃金の支払の確保等対策，未払賃金の立替払事業，最低賃金制の適用等について実施されております。

### 多様な個性や能力を発揮し，少子・高齢社会を支える基盤づくり

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

平成11年度4月から施行された改正男女雇用機会均等法の内容に沿った雇用管理が確実に実現されるよう，企業，労働者等に対し，引き続きその周知徹底を図るとともに，個別紛争の迅速・円滑な解決に努めています。また，従来努力義務であった募集・採用，配置・昇進を中心に，男女の均等取扱いを確保するための積極的かつついでいな行政指導を行っています。

中小企業女性の  
能力発揮診断事  
業の実施

中小企業女性の能力発揮診断事業は、雇用管理に関する実務的な知識・ノウハウを有する者を「女性活用コンサルタント」に委嘱し、中小企業に派遣して、「女性の働きやすさ診断指標」及び活用診断マニュアルを用いて診断を行い、その結果に基づく雇用管理改善のための具体的な助言やフォローアップを行うもので、(財)21世紀職業財団に委託して実施されます。

職場におけるセ  
クシュアルハラ  
スメント防止の  
ための取組み

改正均等法において、事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメント防止のために雇用管理上必要な配慮をしなければならないことが規定され、改正均等法に基づく指針において、事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、相談・苦情への対応、事後の迅速かつ適切な対応の3項目について配慮しなければならないとされています。このため、法律及び指針の周知を図るとともに、企業が配慮義務に基づく具体的な対策を効果的に講ずることができるよう、講習や個別相談を通じてノウハウの提供を行っています。また、セクシュアルハラスメントについての相談への対応を充実させています。

母性健康管理に  
ついて

男女雇用機会均等法においては、母性健康管理の措置について、事業主、女性労働者、医師・助産婦等に対し周知徹底を図るとともに、主治医等の指導事項を事業主に明確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促しています。

また、事業主及び女性労働者からの相談への対応、助言を適切に行うことができるようにすることを目的とした産業医等産業保健スタッフに対する「母性健康管理研修」、産業医の選任義務のない小規模事業所の事業主及び女性労働者を対象とした「母性健康管理相談事業」を実施しています。

育児休業、介護  
休業を取りやす  
く職場復帰しや  
すい環境の整備

育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

育児休業又は介護休業を取得する労働者に対し、その職場復帰が円滑に行われるよう、職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図る措置（職場復帰プログラム）を計画的に実施する事業主に対して、支給されます。

育児や家族の介  
護を行う労働者  
が働き続けやす  
い環境の整備

育児・介護雇用環境整備助成金（育児・介護雇用安定助成金）

仕事と家庭とが両立できるような様々な制度を持ち、家族的責任に配慮した雇用管理を行う「ファミリー・フレンドリー」企業を目指して、育児又は家族の介護等を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備等を図る事業主団体に対して、支給されます。

育児・介護費用助成金（育児・介護雇用安定助成金）

育児又は家族の介護のために、ベビーシッター、ホームヘルパー、家政婦（夫）等を利用する労働者に対し、それに要する費用を補助又は負担した事業主に対し、その費用の一定割合が支給されます。また、費用を補助する制度を新たに設け、最初の利用者が生じた場合には、通常費用助成に加えて一定額が支給されます。

事業所内託児施設助成金（育児・介護雇用安定助成金）

労働者のための託児施設を事業所内（労働者の通勤経路又はその近接地域を含む）に設置する事業主及び事業主団体に対し事業所内託児施設助成金（育児・介護雇用安定助成金）として、要した費用の一部が支給されます。

育児休業代替要員確保等助成金（育児・介護雇用安定助成金）

育児休業取得者が、育児休業終了後、原則として原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定した上で育児休業取得者代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対して支給されます。

事業所内保育施設整備等の助成制度

職域児童健全育成活動支援助成事業（地域児童健全育成施設整備助成事業）

「児童手当法」に基づく拠出金を納付している事業主が地域や職域の児童を対象として児童に健全な遊びを与える等健全育成に資する事業を実施する職域児童健全育成施設の設備・整備を行う場合又は保育遊具等を購入する場合、その費用の一部を補助しています。

職域児童健全育成活動支援助成事業（職域児童育成事業）

商工会議所等が、公園・広場・企業の厚生施設等を利用して、幼児の集団遊びや、体力づくり等のグループ活動を行う場合、その費用の一部を補助しています。

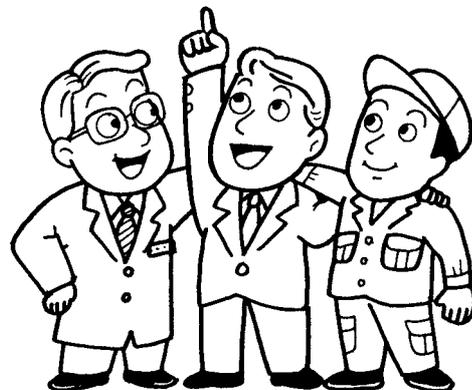
職域児童健全育成活動支援助成事業（企業等福利厚生施設開放事業）

企業等が、現に所有している福利厚生施設等を学校の休業日等に地域の児童や保護者等に利用させるため、定期的（おおむね、月2回以上）に開放する場合、その費用の一部を補助しています。

パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する助成金

短時間労働者雇用管理改善等助成金

パートタイム労働者の雇用管理の改善を図るため一定の雇用管理改善制度の措置を実施する等、他の事業主の模範となる取組を行う事業主に対して助成金が支給されます。



## 応援します雇用問題

### 雇用・能力開発機構石川センター

雇用機会の創出や魅力ある職場づくりを支援するための「雇用開発」、勤労者や求職者の方々に職業能力の開発及び向上を図るための「能力開発」に関する総合的なサービスを行っています。

〒929-0853 金沢市本町1丁目5-2 リファール12階

電話番号 企画部門 076-222-1731

相談部門 076-222-1741

助成部門 076-222-1791

総務課 076-222-1771

FAX番号 代表 076-222-5770

相談部門 076-222-1774

### 主たる業務

#### 「雇用開発」

当センターを拠点に、事業主団体・起業家・勤労者・求職者に対し、雇用に関するさまざまな相談・援助を行い良好な雇用の場の創出を支援しています。

事業主団体及び事業主への雇用管理コンサルティング

企業活性化と雇用創出の支援

勤労者・求職者への職業・就職コンサルティング

建設雇用改善対策の推進

勤労者の財産形成

#### 「能力開発」

事業主団体や事業主・労働者の方々のニーズに合った各種の職業能力の開発及び向上に関する業務を実施して人材高度化や離転職者の再就職に向けた職業訓練を支援します。

職業能力に関する情報の提供

キャリア形成及び職業能力開発プランの作成等に関する相談・支援

職業能力開発のための相談・援助

職業能力開発のための講座・セミナー（アビリティガーデンネット等）

産・学・官の連携体制の支援

### 各部門の役割

#### 企画部門

- ・雇用の開発、職業能力の開発及び勤労者財産形成促進に関する情報の提供
- ・雇用の開発、職業能力の開発に関する広報及び普及
- ・事業主団体の皆様、事業主の皆様への訪問活動を中心とした雇用の開発、能力開発に関する支援
- ・フォーラム等の開催

#### 相談部門

- ・雇用の開発、能力の開発に関する相談
- ・社員のキャリア形成の効果的な促進に関する相談
- ・各種助成金制度活用に関する助言
- ・各種職業訓練講座の相談並びに実施  
能力開発セミナー、緊急再就職促進訓練コース、就職支援コース、委託訓練コース、パートタイ

ム等短期コース、自己啓発推進セミナー、能力再開発適応講習等

助成部門

・各種助成金・給付金の審査・認定・支給認定に係る業務

《訓練講座の1例》

アビリティガーデンネットのご案内

アビリティガーデンで開発された教育訓練メニューや経済・雇用・能力開発における今日的課題をリアルタイムで全国の雇用・能力開発機構センター、ポリテクセンター並びにポリテクカレッジに配信し、講師と直接質問のやりとりや討論もできるシステムです。

配信内容・予定等の詳細につきましては、石川センター企画部門にお問い合わせください。

配信種別	内容	受講料
能力開発セミナー	アビリティガーデンで研究開発したホワイトカラーの職務に関する専門的な教育訓練講座です。	有料
雇用管理研究会	各産業界の経営や、雇用管理上の課題に対応する情報提供番組です。	無料
雇用創出セミナー	ベンチャービジネスなど創業や異業種進出における経営・雇用・人材育成などでのノウハウ・情報提供番組です。	無料
就職支援講習	求職者の就職促進や個人の能力開発支援のための情報提供番組です。	無料
フォーラム・講習会	能力開発をテーマとした著名人、有識者等による講習会、シンポジウムなどです。	無料

各種助成金制度のご案内

助成金制度の種類	支給対象者(概要)	助成額
改正労働法に基づく助成金	「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づき、知事が認定する事業協同組合・認定事業主等が対象です。	
	認定事業協同組合等 中小企業人材確保推進事業助成金(第1種)	石川労働局職業対策課長が指定する認定組合等が対象となります。対象事業とは、年次計画策定・調査、雇用環境改善、採用活動改善、新技術活用普及退職金制度整備充実等をいいます。 中小企業人材確保推進事業として援助対象認定組合等が行う事業ならびに人材確保推進員の設置に要した費用の2/3。 団体の規模に応じて600万円から1,000万円を限度に支給されます。また、福利厚生改善事業を行う場合、200万円を限度に別途支給されます。なお、継続する3事業年度にわたり助成されます。
	中小企業人材確保推進事業助成金(第2種)	第1種人材確保推進事業を終了した認定組合等が、引き続きその構成中小企業者に対して、第1種人材確保推進事業の実施による雇用管理の改善に関する情報の提供及びこれに基づく指導その他の事業を行う場合対象となります。 実施に要した費用の1/2に相当する額240万円が限度に支給されます。 なお、継続する2事業年度にわたり助成されます。
個別認定事業主等 中小企業雇用環境整備奨励金	職場環境を改善するための設備又は労働者の福祉を向上させるための施設の設置・整備を行い、あわせて新たに労働者を雇い入れた事業主が対象になります。	費用の額と、増加した対象労働者数に応じた支給額(例) 費用の額(万円) 1~9人増加 10~19人 20人以上 500~1,000未満 75万円 112.5万円 150万円 1,000~2,000未満 150万円 225万円 300万円 2,000~5,000未満 300万円 450万円 650万円 5,000万円以上 750万円 1,125万円 1,500万円

改正労働法に基づく助成金	個別認定事業主等	中小企業高度人材確保助成金	創業、異業種への進出、新製品・新商品の開発、高付加価値化、販路の拡大等を目指して高度な人材を受け入れる認定事業主が対象になります。(「高度人材の範囲」については、拡大されております。)	受け入れた「高度人材」の賃金等の1/3が1年間支給されます。ただし、1企業あたりの助成対象労働者数は3人が上限です。(賃金等は、事業主が負担した労働保険料より算定します。(創業間もない場合の第1期支給額は、1人当たり一律80万円)また、常用労働者数は実施計画申請時と比較して減少していないこと。
	異業種進出に伴う経費が300万円以上であることが必要です。これらの助成金を受けるためには、創業や異業種進出の準備を始めて6ヶ月以内に、県知事に改善計画の認定を受ける必要が、創業や	中小企業雇用創出人材確保助成金	新分野進出(創業、異業種への進出)等に労働者を新たに雇い入れた認定事業主が対象になります。	雇い入れた労働者1人当たりの賃金等(6ヶ月分)の1/4が支給されます。 支給人数 8人まで 事業主が負担した労働保険料より算定します。(創業間もない場合の支給額は、1人当たり一律40万円)
		受給資格者創業特別助成金(平成14年3月末までの暫定措置)	失業の認定を受けている雇用保険の受給資格者であった(創業の前日において)方が認定中小企業者となり、労働者を新たに雇い入れた個人事業主が対象になります。	中小企業雇用創出人材確保助成金の対象労働者数に応じて支給されます。 たとえば 1人雇い入れで80万円 2人で 100万円 3人以上で 120万円
		中小企業雇用創出雇用管理助成金	新分野進出に係る雇用の改善を図るための事業を行い、当該計画に定める目標を達成し、あわせて労働者を新たに雇い入れた認定中小企業者が対象になります。	雇用管理改善事業に要した費用(30万円以上)の1/3 限度額 100万円
		中小企業雇用創出等能力開発助成金	事業の高度化等に必要の職業能力又は新分野進出等に必要の職業能力の開発及び向上のため、事業内外での職業訓練の実施又は教育訓練休暇を与える認定中小企業事業主が対象となります。	訓練費用ならびに職業訓練休暇期間中の賃金の1/2が支給されます。 支給限度があります。
新規・成長分野就職促進給付金制度(平成14年3月末までの暫定措置)	新規・成長分野就職促進給付金	新規・成長分野(15事業分野)の事業を行っている認められる事業主が対象となり、新たに30歳以上の労働者を雇い入れるに当たって当該労働者が就職するために要した経費や費用の一部を助成します。	事業主が負担した額の2/3(大企業の場合1/2) 限度額 移転費 20万円まで 教育訓練費 10万円まで 合計 30万円まで	
キャリア形成促進助成金	労働者の職業生活設計に即した自発的な職業訓練の開発及び向上に係る取り組みを促進するため、目標が明確化された教育訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、職業能力評価の実施、キャリア・コンサルティングに係る体制整備を行う事業主。 事業内職業能力開発計画の作成とそれに基づく年間計画の作成(労働組合等の意見・周知の上)が必要 職業能力開発推進者を選任し、職業能力開発協会に選任届を提出していること 以下、いずれの助成金も、あらかじめ石川センター所長の受給資格認定を受けることが必要です。			
	訓練給付金	計画に基づく教育訓練で、専門的な知識・技能の習得や、配置転換等新たな職務に必要な訓練・定年退職後の再就職を円滑化するために必要な訓練を受けさせる事業主	訓練に要した経費の1/3(大企業の場合1/4) 1人1コース5万円上限 訓練期間中の賃金の1/3(大企業の場合1/4) 1人150日限度 (賃金日額は事業所の確定保険料を基に平均賃金日額を算出)1事業所につき、1年間、のべ300人を限度とする。	
	職業能力開発休暇給付金	労働者の申し出により教育訓練、職業能力評価又はキャリア・コンサルティングを受けさせるために職業能力開発休暇を与える事業主	職業能力評価の受検に要した経費の1/3(大企業の場合1/4) 休暇期間中の賃金の1/3(大企業の場合1/4) 1人当たり年間150日、10万円限度 キャリア・コンサルティングを受ける場合の休暇期間中の賃金の1/3(大企業の場合1/4)1事業所につき、1年間、のべ300人を限度とする。	

キャリア形成 促進助成金	長期教育訓練休暇 制度導入奨励金	長期教育訓練休暇制度（連続1ヶ月以上）を導入した事業主であって、当該制度の取得者が生じた事業主	導入した場合、最初の休暇取得者が発生したときのみ 30万円 休暇取得者 1人につき5万円 限度 受給資格認定日から3年間 20人
	職業能力評価推進 給付金	厚生労働大臣の定める資格試験等で年間訓練計画に規定された職業能力検定を受けるとき費用を全額負担した事業主	職業能力検定に係る受検料、手数料等の3/4 職業能力検定期間中の賃金の3/4 限度額 能力開発休暇給付金と合わせ1人当たり年間 10万円
	キャリア・コンサル ティング推進 給付金	労働者に対して、キャリア・コンサルティング（キャリア・コンサルティングに係る専門的な知識及び技能を有する事業外の期間又は個人に委託して実施するもの）を受けさせる事業主	専門機関等へのキャリア・コンサルティングに係る年間委託費用の1/2 限度額 初回の1年間のみ 25万円を限度
労働移動支援 助成金	「雇用対策法の再就職援助計画制度」に基づき、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を支援する制度です。 一の事業所において1ヶ月に30人以上の離職者を生じさせる事業規模の縮小等（事業規模・事業活動の縮小、事業の転換・廃止）を行う送り出し事業主で、公共職業安定所の「再就職援助計画」の提出・認定が必要です。 （事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者が1ヶ月に30人に満たない場合にも「再就職訓練計画」を公共職業安定所に提出する事業主も援助を受けることができます。） 援助対象労働者を受け入れる事業主 中小企業事業主に対して再就職支援に関する情報の提供、相談等に体制整備をする中小企業事業主の団体又はその連合団体		
	求職活動等支援 給付金	求職活動等のため休暇を付与する教育訓練に必要な経費を全額負担した送り出し事業主	求職活動等のための休暇1日当たり4,000円 （1人について30日限度） 教育訓練に必要な経費を全額負担した場合、1日当たり1,000円加算（1人について30日を限度）
	定着講習支援 給付金	援助対象労働者を離職の日の翌日から7日以内に雇入れ、雇入れ後3ヶ月以内に定着講習を2週間以上実施する受け入れ事業主	雇い入れた対象労働者1人について10万円
	労働移動支援体制 整備奨励金	再就職相談室等再就職に関する情報提供のための施設・設備の設置・整備、カウンセラー・再就職先開拓員の設置、労働移動の促進を図るために有効な支援体制を整備する事業主団体・連合団体	労働移動支援体制整備事業の実施に要した経費（事業を開始した日から1年以内）の1/2 上限額100万円

各種の助成金制度は、いずれも前もって認定を受けることが要件となっております。  
詳細につきましては、それぞれパンフレット等作成しておりますので、ご請求ください。

## 建設雇用改善助成金のご案内

種 類		概 要	助成率及び限度額	
建設教育訓練助成金	第1種	認定訓練	職業能力開発促進法による認定訓練を行う場合、経費の一部を助成	1人1月（コース又は単位）当たり1,400円から19,500円を限度（訓練の課程により異なります。）
	第2種	技能実習	雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、経費の一部を助成	一の技能実習について1日13万円かつ20日分を限度
	第3種	職業訓練推進	要件を具備する職業訓練法人が、広域的に主に野丁場職種の職業訓練を計画的に実施する場合、運営費の一部を助成	支給対象費用の2/3、一事業年度6,000万円を限度
		施設等設置整備	認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行う場合、経費の一部を助成	設置整備費用の1/2、3億円を限度
		受講援助	雇用する建設労働者に一の職業訓練を受講させた場合、経費の一部を助成	一の受講について、受講のために旅費として負担した額の1/2（1人当たり2万円限度）
	第4種	認定訓練	雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	1人1日当たり4,400円又は7,000円を限度（訓練の課程により助成額が異なります）
技能実習		雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成	一の技能実習等について1人1日当たり5,000円かつ20日分を限度	
福利厚生助成金	下記の助成金については、種類・支給対象者等によって、別に5年間の支給限度額があります。			
	作業員宿舎	雇用する建設労働者の生活環境の改善を図るため、作業員宿舎を整備した場合、経費の一部を助成	新築、増築、改築、購入、耐火構造3,000万円、耐火構造以外2,000万円、賃借1,000万円を限度	
	現場福利施設	建設現場において、食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所及びシャワー室を整備した場合、経費の一部を助成	新築、購入、400万円、賃借200万円を限度	
	リフレッシュカー	食堂、便所及びシャワー室のうち2以上の現場福利施設を備えた車両を購入した場合、経費の一部を助成	購入費用の1/3、1台当たり200万円かつ一事業年度当たり中小建設事業主200万円、元方事業主600万円を限度	
	全天候型仮設屋根	悪天候時における建設労働者の作業を容易にするため、全天候型仮設屋根を賃借した場合、経費の一部を助成	（1月分の賃借料÷床面積-500万円）の1/3、一賃貸物件200万円かつ一事業年度当たり200万円を限度	
	健康診断	期間を定めて雇用する建設労働者に健康診断を受診させた場合、経費の一部を助成	1人当たり3,900円を限度	
雇用管理助成金	第1種	雇用管理研修等を実施する場合、経費の一部を助成	一の雇用管理研修等について、1日当たり10万円かつ6日分を限度	
	第2種	雇用する労働者に有給で雇用管理研修等を受講させた場合、賃金の一部を助成	1人1日当たり、5,000円かつ6日分を限度	
雇用改善推進事業助成金 第1種一般団体 [新規・継続]		構成員である中小建設事業主を対象に別に定める第1種雇用改善推進事業を実施する場合、経費の一部を助成	支給対象費用の2/3（調査研究事業は、1/2）、一事業年度当たり200万円（新規で職業生涯モデル事業を含めて3事業以上実施すると300万円）を限度	

建設教育訓練助成金ならびに福利厚生助成金については、労働保険における雇用保険の支払い料率は1,000分の18.5が必要な要件です。

詳細につきましては、助成金の種類別にリーフレットを作成しておりますのでご請求ください。

## 当室の主な仕事

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の施行、パートタイム労働法の周知などを行っています。

女性労働者や企業の方々からの相談に応じるとともに、必要に応じて企業に対する行政指導を行ったり、職場での男女労働者の均等取扱いに関する個別紛争の解決援助を行っています。

## 男女雇用機会均等法のポイント

当室では、男女雇用機会均等法の趣旨・内容を事業主、女性労働者、社会一般に周知し、企業における女性労働者の雇用管理の改善を促すとともに、相談体制を整え、職場における男女の均等取扱いを推進しています。

## 【男女雇用機会均等法のポイント】

1. 雇用管理の全ステージにおける女性に対する差別の禁止
  - ・募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇について、女性に対する差別を禁止
2. 女性のみ・女性優遇に関する特例
  - ・女性のみを対象とした取扱いや女性を優遇する取扱いについて、原則として禁止することとする一方、雇用の場で男女労働者間に生じている事実上の格差を解消することを目的として行う措置は違法ではない旨を規定
  - 女性労働者と事業主との間に紛争が生じた場合の救済措置
  - 企業内における苦情の自主的解決
  - 都道府県労働局長による紛争解決の援助
  - 機会均等調停会議による調停
    - ・調停は、紛争の当事者の一方又は双方からの申請により開始
    - ・都道府県労働局長への申立て、調停申請などを理由とする不利益な取扱いの禁止
3. ポジティブ・アクションに対する国の援助
  - ・男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的な取組（ポジティブ・アクション）を講ずる事業主に対し、国は相談その他の援助を実施
4. 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置
  - セクシュアルハラスメントの防止
    - ・職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するための雇用管理上必要な配慮を事業主に義務づけ
  - 女性労働者の母性健康管理に関する措置
    - ・妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間の確保、当該指導又は診査に基づく指導事項を守ることができるようするために必要な措置を講ずることを事業主に義務づけ
  - 派遣先に対するセクシュアルハラスメント防止の配慮義務及び母性健康管理の措置義務に関する規定の適用
  - 深夜業に従事する女性労働者に対する措置
    - ・深夜業に従事する女性労働者の通勤及び業務の遂行の際における防犯面からの安全確保が必要
5. 法施行のために必要がある場合の行政指導
  - 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告

育児・介護休業法のポイントと助成金等

- ・法律の施行に関し必要がある場合は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による報告の徴収並びに助言、指導及び勧告を実施

企業名の公表

- ・厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣が企業名を公表

育児・介護休業法では、育児休業・介護休業制度をはじめ、育児や家族の介護のための勤務時間短縮等の措置、育児や介護を行う労働者の深夜業を制限する制度が事業主に義務づけられています。

当室では、事業主、労働者をはじめ関係者に対し、説明会、個別相談等を行い、育児休業、介護休業その他仕事と育児・介護との両立を容易にする措置の円滑な導入・定着を促しています。

【育児・介護休業法のポイント】

1. 育児休業

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業することができます。

2. 介護休業

労働者は、その事業主に申し出ることにより、連続する3ヶ月の期間を限度として、常時介護を要する対象家族（配偶者、父母、及び子 これらの者に準ずる者を含む、配偶者の父母）1人につき1回の介護休業をすることができます。

3. 深夜業の制限

事業主は、小学校入学までの子の養育や常時介護を要する対象家族の介護を行う一定範囲の労働者が請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から午前5時）に労働させてはなりません。

4. 勤務時間短縮等の措置

事業主は、育児・介護休業をせずに育児や介護をしながら働き続ける労働者のために、短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、所定外労働の免除（育児のみ）、託児施設の設置運営、育児・介護費用の援助措置などのうち、いずれかの措置を講じなければなりません。

育児休業や介護休業を取得した労働者には、給与の40%を国から交付する制度（育児休業給付、介護休業給付）があります。（詳しくは、公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせ下さい）。

また、事業主に対しても、下記のとおり各種奨励金・助成金制度があります。

種 類	支 給 対 象 者	支 給 額
育児・介護休業者 職場復帰プログラム 実施奨励金	育児・介護休業中又は復職 後に特定の講習及び情報提 供を実施した事業主・事業 主団体	対象労働者 1人当たり 限度額 21万円 (大企業 16万円)
育児・介護費用助 成金	育児又は介護のための従業 員の家政婦(夫)、ペー シッター等の利用に要する 費用の全部又は一部につい て補助等を行った事業主	・補助等した費用の2/3 (大企業 1/2) 限度額 年間360万円 1人当たり30万円 ・労働者の育児・介護サービ ス利用料を援助する制度を平成 10年4月1日以降新たに設 けた事業主で最初の利用者が 生じた場合、上記に加え40 万円(大企業30万円)
事業所内託児施設 助成金	一定の要件を充たす事業所 内託児施設を新たに設置し 運営を開始した事業主・事 業主団体又は運営を新たに 開始した事業主・事業主団 体又は既存の施設を定員増 等に伴い増築した事業主・ 事業主団体又は施設の保育 遊具等を購入した事業主・ 事業主団体	助成率 要した費用の1/2 限度額 ・新設費 2,300万円 ・増設費 1,150万円 (定員5人以上増加するもの又 は安静室等の整備) ・運営費(最長5年間) 通常型 6,996千円限度 時間延長型 9,516千円限度 深夜延長型 10,146千円限度 体調不調児対応型 上記それぞれの限度額 +165万円限度 ・保育遊具等購入費 (自己負担金10万円を控除 した額) 40万円限度
育児休業代替要員 確保等助成金	育児休業取得者が原則とし て原職等に復帰する旨の取 扱いを就業規則に規定した 上で代替要員を確保し、か つ、休業者を原職へ復帰さ せた事業主	(1)原職復帰について、平成12 年4月1日以降規則に定めた 事業主 ・最初の対象者が生じた場合 50万円 (大企業 40万円) ・上記の対象者が生じた翌日以 降3年間、2人目以降の対象 者が生じた場合一人当たり 15万円 (大企業 10万円) (2)原職復帰について、既に平成 12年3月31日迄に規則に定 めた事業主 ・平成12年4月1日以降対象 者が生じた日の翌日以降3年 間 一人当たり 15万円 (大企業 10万円) ((1)(2)とも年間20人迄)

パートタイム労働者の福祉の増進を図ることを目的として、パートタイム労働法が定められ、同法に基づき事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善のための措置に関する指針（パートタイム労働指針）が定められています。

【パートタイム労働法及び指針のポイント】

パートタイム労働者にも、一般の労働者と同様に、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働者保護法令が適用されます。特に法及び指針では以下のことを定めています。

1. パートタイム労働者を雇い入れるときは、雇用通知書を交付することが必要です。

(雇用通知書に明示すべき事項)

労働契約の期間

就業の場所・従事する業務の内容

始・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項

賃金の決定、計算・支払いの方法、賃金の締切り、支払いの時期に関する事項

退職に関する事項

2. パートタイム労働者にも、所定労働日数に応じた年次有給休暇を与えなければなりません。

3. パートタイム労働者にも、労働基準法の定めるところにより、解雇予告、退職時の証明書の交付、健康診断の実施が必要です。

4. 妊娠中・出産後のパートタイム労働者には、産前産後休業の付与、通院時間の確保等の特別な措置が必要です。

5. パートタイム労働者にも、育児休業・介護休業法が適用されます。

また、パートタイム労働者の雇用管理の改善等に積極的に取り組む中小企業事業主、事業主団体に対し、下記助成金制度により助成金が支給されます。

種 類	支 給 対 象 者	支 給 額
中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金	<p>a. 都道府県労働局長（以下「局長」と省略。）の指定を受けていること。</p> <p>b. パートタイム労働者の雇用管理の改善を図るための計画を作成し、該当改善計画について、局長の認定を受けていること。</p>	<p>・改善計画作成等経費                      中規模事業主(30人～) 15万                      小規模事業主(1～29人) 20万</p> <p>・改善計画に基づく雇用管理改善実施経費                      下記の一覧表の～の措置に応じて当該措置を実施したパートタイム労働者1人につき、それぞれに定める額（経費負担額）。                      の措置については、当該措置を実施した事業主ごとに、それぞれに定める額</p>

<p>事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金</p>	<p>a. 局長の指定を受けた団体であって、パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図るための計画を作成し、当該計画について局長の承認を受け、当該計画に基づく措置として以下の 又は の事業を行うこと。          事業計画策定及び調査の事業          労働条件の適正化に関する情報提供、講習の実施等の事業          雇用管理の改善に関する情報提供、講習の実施等の事業          健康診断の実施等団体による共同事業</p> <p>b. 構成事業主に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上であること。</p>	<p>・助成対象事業に係る経費の3分の2を助成します。ただし、1団体あたりの支給限度額は、その構成事業主の数に応じ次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1043 488 1362 712"> <tr> <th>区分 (パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数)</th> <th>支給限度額</th> </tr> <tr> <td>100未満</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>100以上～500未満</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>500以上</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table>	区分 (パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数)	支給限度額	100未満	600万円	100以上～500未満	800万円	500以上	1,000万円
区分 (パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数)	支給限度額									
100未満	600万円									
100以上～500未満	800万円									
500以上	1,000万円									

助成金支給項目	中規模事業主	小規模事業主
雇入時健康診断の実施	2,400円	3,600円
定期健康診断の実施	2,400円	3,600円
人間ドックの実施	3,500円	5,200円
生活習慣病予防検診の実施	1,300円	2,000円
結婚手当金の支給	8,000円	12,500円
出産手当金の支給	3,000円	4,500円
弔慰金の支給	7,000円	11,500円
講習の実施	1,400円	2,100円
保険・共済の負担	4,000円 × 対象月数/12	6,500円 × 対象月数/12
通勤便宜供与	8,000円 × 対象月数/12	12,400円 × 対象月数/12
キャリアアップ制度	120,000円	150,000円

# 地域振興・地域中小企業対策

近年の経済環境の急激な変化により、これまで「ものづくり」を支えてきた部品、金型、試作品等の基盤的技術産業や「産地」などの中小企業の地域における集積の崩壊として顕在化しつつあります。地域産業の自律的発展を図るためには、これらの産業集積が技術の高度化や新分野進出を行うことにより活性化されることが不可欠です。

このため、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」（地域産業集積活性化法）を支柱として、特定産業集積の活性化を促進するため、予算、税制、金融上の総合的な支援措置が講じられています。

## 地域活性化対策

### 補助金等

#### 地域産業集積創造基盤施設整備事業

「地域産業集積活性化法」及び「小規模事業者支援法」に基づいて、公益法人、商工会等が行う新規創業や新分野進出のための小規模貸事業所又は研究室（インキュベータ）の整備に対して補助が行われます。

#### 地域産業集積活性化調査事業

都道府県が活性化計画を策定する際の実態調査及び法の施行状況、施策の利用状況等の調査を行うために必要な事務に対して補助が行われます。

#### 地域産業集積活性化計画策定事業

都道府県が法に基づく活性化指針に従って活性化計画を策定する際の計画策定事務に対して補助が行われます。

#### 地域産業集積活性化計画指導等事業

都道府県が法に基づく活性化計画を地域中小企業に周知し、中小企業者が円滑に「高度化等計画」及び「進出計画」等を策定するように指導・助言する際の事務に対して補助が行われます。

#### ア 地域活性化創造技術研究開発費補助金（地域産業集積活性化枠）

基盤的技術産業集積において、都道府県知事から高度化等計画又は高度化等円滑化計画の承認を受けた個別中小企業・組合等が行う研究開発に対して都道府県を通じて補助が行われます。

#### イ 地域産業集積活性化計画支援事業

特定中小企業集積において、都道府県知事から進出計画又は進出円滑化計画の承認を受けた個別中小企業・組合等が行う新商品開発・販路開拓事業等に対して都道府県を通じて補助が行われます。

#### 関連機関支援強化事業

活性化計画に位置づけられた公設試験場、地場産業振興センター等の支援機関が行う人材育成・共同研究支援等の事業に対して都道府県を通じて補助が行われます。

#### 地域産業創業機会創出事業

投資家と新規事業者の「見合い」のために都道府県が行うベンチャープラザ事業に対して補助が行われます。

税 制

試験研究税制

組合が都道府県知事の承認を受けた計画に定める試験研究の費用に充てるため、組合員に賦課金を課した場合に、組合員が当該賦課金を任意償却するとともに、増加試験研究費等税額控除制度の対象として認められます。また、当該賦課金によって試験研究用資産を得た場合に圧縮記帳が認められます。

地方税の減免措置（特別土地保有税，事業所税）

都道府県知事の承認を受けた計画に従い中小企業者等が行う事業の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置並びに当該事業の用に供する施設に係る事業所税（新增設分）の課税標準の2分の1軽減があります。

融 資 制 度

地域産業集積活性化資金

貸付対象：都道府県の承認を受けた計画に基づき事業を行う中小企業者

貸付用途：設備資金及び運転資金

貸付利率：基準利率

（設備資金については、2億5,000万円を限度として特利）

貸付限度額：7億2,000万円（中小企業金融公庫），

7,200万円（国民生活金融公庫）（組合は別）

担保徴求の特例制度あり

地域中小企業特別支援貸付（体質強化融資）

貸付対象：特定地域中小企業対策臨時措置法及び特定産業集積の活性化に関する臨時措置法での対象市町村のうち中小企業庁長官が定める要件を満たす中小企業者

資金用途：設備資金及び運転資金

貸付利率：年2.2% ± 1%の範囲内で都道府県等が定める率

貸付限度額：2,000万円以下（運転資金は1,000万円以下）で、上限は都道府県が設定

取扱機関：商工中金，民間金融機関

地域産業集積特別貸付（体質強化融資）

貸付対象：都道府県の承認を受けた計画に基づき事業を行う中小企業者及びその関連中小企業者

貸付用途：設備資金及び運転資金

貸付利率：年2.2% ± 1%の範囲内で都道府県等が定める率

貸付限度額：8,000万円以下（運転資金は3,500万円以下）で、都道府県が定める額

取扱機関：商工中金，民間金融機関

高度化融資

都道府県知事の承認を受けた計画に基づき実施する各種高度化事業は、構造改善等高度化事業の対象となり、貸付条件が優遇されます。

中小企業信用保険法の特例措置

ア 都道府県知事の承認を受けた計画を実施する中小企業者等を対象に、信用保険法上の付保限度額，填補率，保険料率の特例があります。

イ 都道府県が作成し、法律の同意を得た計画に位置づけられた支援機関のうち、一定の公益法人が信用保険法の対象になります。

中小企業投資育成株式会社法の特例措置

都道府県知事の承認を受けた計画を実施する中小企業者であって資本金3億円超の企業は、中小企業投資育成株式会社による株式引受け等の対象になります。

## 地場産業の振興

### 地域中小企業創造力形成事業

地場産業の活性化のため行われる次の各事業に対し、地方公共団体を通じて補助が行われます。

#### 新商品開発能力育成等事業

組合等が、地域中小企業の技術力等の強化のため、実施する新商品・新技術開発事業、需要開拓事業、人材育成事業について地方公共団体を通じて補助が行われます。

#### 地域人材確保・養成事業

組合等が行う地域中小企業の人材の確保及び養成等に資する事業に対し補助が行われます。

#### 地場産品展示・普及等支援事業

組合等が地域中小企業の産品の販路開拓等を支援するために行う展示会等の事業に対して補助が行われます。

### 特別地域産業活性化推進事業

#### 地域資源等活用型起業化等事業

中小企業が発掘した地域の産業おこしの芽（試作品の完成、地域の文化・観光資源の産業おこしへの活用策等）を事業として具体化させるべく、中小企業者の起業化段階における商品開発、市場開拓等のソフトな事業に対して補助が行われます。

#### 地域技術起業化事業（立地環境整備課）

#### 地域産業活性化基金

テクノポリスに蓄積された技術を活用した地域中小企業による起業化を支援するため平成元年度に設置されたテクノポリス開発機構の「地域産業活性化基金」を活用し、その運用益を用いて商品・デザイン開発事業、情報収集・処理・提供事業、需要・販路開拓事業等の事業が実施されることとなっています。

#### 地域産業対策融資（体質強化融資制度）

都道府県が指定する地場産業に属する事業を営み、その経営の合理化・近代化を図る中小企業者について融資されます。

### 地域グループ活動事業

地場産業の目指すべき新たな事業分野を地域資源・経営資源等に応じて選定・企画するために行う調査事業又は多様な技術やノウハウを持つ企業との連携を図るために行う研究会・交流会等の開催事業及びオーガナイザー、マーケティングアドバイザーの活用等により、当該地場産業の目指すべき事業分野への展開を図るために行う次の事業について地方公共団体を通じて補助します。

- ・ 試作品等の開発事業
- ・ 市場調査事業
- ・ 販路開拓事業

## 創造的産業等立地促進制度（石川県）

この制度は、「石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例」により、創造的産業等の県内における立地に対して積極的な優遇措置を講じ、産業構造の高度化等の推進及び雇用機会の拡大を図ろうとするものです。

優遇措置は、産業高次機能施設、空港・港湾活用工場等及び独自技術保有工場等に対して適用され、最高15億円を限度として補助金が交付されます。

補助金は、産業高次機能施設を除く工場等では投資額（リース設備を含む）の百分の十を限度としますが、産業高次機能施設に対しては投資額の百分の二十を限度とした、より優遇された助成内容となっています。

助 成 対 象
<p>(1) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業高次機能施設</li> <li>研究所・開発機能、本社・統括管理機能又はバックアップ機能に係る施設</li> <li>空港・港湾活用工場等</li> <li>空港又は港湾を活用し、国際物流拠点化に貢献する工場等</li> <li>独自技術保有工場等</li> <li>市場占有率の高い自社製品の製造又は高度な基盤技術保有工場等</li> <li>～ の新設または増設</li> </ul> <p>(2) 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資額（リース設備を含む）が3億円以上</li> <li>常時雇用従業員</li> <li>産業高次機能施設、空港・港湾活用工場等は10人以上、独自技術保有工場等は20人以上</li> </ul>

助 成 内 容
<p>助成対象としての指定を受けた企業に対し、事業場の設置に要した投資額の一部を助成する。</p> <p>(1) 助成金額の算定</p> <p>助成金額は、助成限度額の範囲内で、地域経済に対する貢献度等を考慮して算出</p> <p>(2) 助成限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業高次機能施設.....投資額の20%</li> <li>空港・港湾活用工場等...投資額の10%</li> <li>独自技術保有工場等.....投資額の10%</li> </ul> <p>～ の算定により得た金額又は15億円のいずれか低い額</p> <p>ただし、新設・増設をあわせ、1企業あたり15億円を限度とする。</p>

## 雇用拡大関連企業立地促進制度

この制度は、県内における産業の振興及び雇用機会の拡大を図る工場等の立地に対して積極的な優遇措置をもって立地を促進し、県土の発展と県民の福祉の向上を図ろうとするものです。

優遇措置は、製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業を営む事業所及び流通加工を伴う物流施設等の新增設と、これに伴う新規地元雇用者が当該地域における一定人数以上となる場合に対して適用され、補助金が交付されます。

補助金は、投資額に一定の率（2.5%～20%）を乗じたものと、新規地元雇用者数に50万円を乗じたものを加算した額です。（最高5億円）

また、この補助金は、前述の「創造的産業等立地促進制度」との重複適用が可能であり、この場合は、最大20億円の補助金となります。

### 助 成 対 象

- (1) 対象  
製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業を営む事業所及び流通加工を伴う物流施設等の新增設
- (2) 要件  
新規地元雇用者が15人以上  
（ただし、過疎・準過疎地域は5人以上、過疎・準過疎地域を除く能登地域は10人以上）  
投資額（リース設備を含む）が1億円以上  
（ただし、過疎・準過疎地域は5千万円以上、創造法認定企業は地域を問わず3千万円以上）

### 助 成 内 容

- (1) 補助金の算定  
補助金額は、補助限度額の範囲内で、地域経済に対する貢献度等を考慮して算出
- (2) 補助限度額  
新設の場合  
投資額×地域に応じて定められる率＋新規地元雇用者数×50万円（最高5億円）  
増設の場合  
投資額×地域に応じて定められる率＋新規地元雇用者数×50万円（最高2億円）

区 分	過疎・準過疎地域	過疎・準過疎地域を除く能登地域	過疎・準過疎地域を除く加賀地域
新 設 の 場 合	投資額の20%以内	投資額の10%以内	投資額の5%以内
増 設 の 場 合	投資額の10%以内	投資額の5%以内	投資額の2.5%以内

- ・投資額のうち、県外からの新規立地企業が設置する、落雷防止施設及び高度な公害防止施設部分については、地域を問わず20%とする。
- ・新設・増設をあわせて1企業あたり5億円を限度とする。

## いしかわサイエンスパーク研究所等立地促進制度

この制度は、いしかわサイエンスパーク内における研究所等の立地を積極的な優遇措置をもって促進することにより、産業の高度化を図り、もって県土の均衡ある発展と県民の福祉の向上を図ろうとするものです。

優遇措置は、研究所等の新增設を行い新規地元等雇用者が5人以上となる場合に対して適用され、補助金が交付されます。

補助金は、投資額に一定の率（7.5%～15%）を乗じたものと新規地元等雇用者数に50万円を乗じたものを加算した額です。（最高5億円）

また、この補助金は、前述の「創造的産業等立地促進制度」との重複適用が可能であり、この場合は最大20億円の補助金となります。

### 助 成 対 象

- (1) 対象  
研究所等の新增設
- (2) 要件  
新規地元等雇用者が5人以上  
投資額（リース設備を含む）が1億円以上

### 助 成 内 容

- (1) 補助金の算定  
補助金額は、補助限度額の範囲内で、地域経済に対する貢献度などを考慮して算出
- (2) 補助限度額  
投資額×新規地元等雇用者数によって定められる率+新規地元等雇用者数×50万円（新設の場合は最高5億円、増設の場合は最高2億円）

区 分	新規地元等雇用者数	
	5～14人	15人以上
新 設	10%	15%
増 設	7.5%	12.5%

・新設、増設をあわせて1企業あたり5億円を限度とする。

## 企業立地促進融資制度

企業立地に必要な設備資金を円滑に供給することにより、県外企業の本県への立地促進を図るとともに県内産業構造の高度化に役立てるものです。

### 助 成 対 象

- (1) 県外からの企業の新規立地であること（特認団地については、県内企業も含む）
- (2) 県が指定する用地（農工地区、工場適地、県・市町村の造成団地など）に立地するもの
- (3) 10人以上の新規地元雇用増があるもの（過疎地域は5人以上）
- (4) 地域経済への波及効果があるもの

### 助 成 内 容

- (1) 融資対象経費  
工場用地、建物、機械設備等の取得に要する経費（投下固定資産）

- (2) 融資限度額  
投下固定資産額の2/3または5億円のいずれか低い額
- (3) 利率  
知事が定める(平成13年7月2日現在1.5%)
- (4) 融資期間  
10年以内(うち、据置2年以内)

## 県内市町村の産業立地助成制度

市町村独自の優遇措置の概要(税を除く)

条例名	対象者の要件	内 容	
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例(金沢市)	[一般製造工場] 工場適地又は市長が認める地区内 土地 3,000㎡以上 工場 1,000㎡以上 従業員 10人以上	補	土地取得費 × 0.2以内 工場建設費等 × 0.05以内 限度額 2億円 (市長特認 3億円)
	[先端技術工場] 工業専用地域 工業地域、準工業地域 { 土地3,000㎡以上 } { 工場1,000㎡以上 } 又は投下固定資産 1億円以上 従業員 10人以上		土地取得費 × 0.2以内 工場建設費等 × 0.05以内 又は 投下固定資産 × 0.1以内 限度額 2億円 (市長特認 3億円)
	[特定事業所] ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所 { 土地3,000㎡以上 } { 建物1,000㎡以上 } 又は投下固定資産 1億円以上 従業員 10人以上	助	土地取得費 × 0.2以内 建物建設費 × 0.05以内 又は 投下固定資産 × 0.1以内 限度額 2億円 (市長特認 3億円)
	上記対象工場等における新規雇用(市民) 5人以上		新規雇用者 × 20万円 限度額 4,000万円
		融	投下固定資産総額 × 3/4 以内 5億円限度
森本丘陵工業用地における企業立地の促進に関する条例(金沢市)	[先端技術工場] 土地 5,000㎡以上 工場 1,500㎡以上 (増設は1,000㎡以上) 従業員 20人以上	補	土地取得費 × 0.2以内 建物建設費等 × 0.1 以内 限度額 5億円
	[試験研究所] 土地 5,000㎡以上 建物 1,000㎡以上 従業員 10人以上		助
	上記対象工場等における新規雇用(市民) 10人以上	金	新規雇用者 × 50万円 限度額 1億円

条例名	対象者の要件	内 容	
七尾市における工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例(七尾市)	用地 2,000㎡以上 工場 700㎡以上 操業時従業員 新設 15人以上 増設 経費10億円以上 5人以上増員 経費10億円未満 3人以上増員 3億円以上 経費3億円未満 2人以上増員	補	用地費 × 0.05以内 (特定地区以外は0.04) 1億円限度 工場建設費等 × 0.05 以内 (特定地区以外は0.04) 1億円限度 又は便宜供与 (道路整備等)
	中小企業者 用地 1,000㎡以上 工場 300㎡以上		融
小松市工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例(小松市)	製造業、先端技術産業、同関連ソフト産業及び試験研究開発施設 工場適地又は市長が認める地区内 土地 5,000㎡以上 工場 1,500㎡以上 操業時新規従業員 10人以上	補	用地費 × 0.2 (準工業地城は0.1) 以内 1億円限度 工場建設費等 × 0.05 (準工業地城は0.025) 以内 1億円限度
	中小企業者 製造業、先端技術産業、同関連ソフト産業及び試験研究開発施設 工場適地又は市長が認める地区内 土地1,000㎡以上 5,000㎡未満 工場300㎡以上 1,500㎡未満 常時従業員 5人以上		助
小松市中小企業立地促進資金融資制度要綱(小松市)	中小企業者 製造業、先端技術産業、同関連ソフト産業及び試験研究開発施設 工場適地、小松市が造成した工業用地、都市計画法に基づく工業地域・工業専用用地、準工業地域、市長が認める地域 雇用効果が見込まれること	融	投資額 × 2/3 以内 1億円限度

条例名	対象者の要件	内 容	
輪島市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例(輪島市)	投下固定資産総額 5,000万円以上 従業員 5人以上 又は、市長が認めたもの	補助金	投下固定資産総額 × 20/100 ~ 7.5/100 限度額 1億円
		便宜供与	用地のあっせん等
珠洲市における企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例(珠洲市)	投資額 5,000万円以上 従業員 5人以上 製造業及び情報サービス業等	補助金	新設 投資額×0.20 増設 投資額×0.15 限度額 1億円
		便宜供与	用地のあっせん 道路, 用排水路の整備
加賀市産業振興条例(加賀市)	投資額 2億円以上 土地 3,000㎡以上 従業員 10人以上	補助金	便宜供与(道路整備等)又は補助金 工場適地, 公共団体造成地 投下固定資産総額 × 0.05(上限1億円) 上記以外 投下固定資産総額 × 0.025 (上限5,000万円)
加賀市産業振興資金融資制度実施要綱(加賀市)	同上	融資	投下固定資産総額 × 2/3以内 3億円限度
羽咋市商工業振興条例(羽咋市)	製造の用に供する工場を新設又は増設すること 従業員 10人以上 (増設5人以上) 投下固定資産額 1億円以上	補助金	工場適地 投下固定資産総額 × 0.1 限度額 1億円
		便宜供与	工場適地以外 投下資産総額×0.05 限度額 1億円 用地のあっせん等
松任市における工場立地の促進に関する条例(松任市)	工場適地又は市長が認める地区内 業種 製造業, 先端技術産業, 同関連ソフト産業及び試験研究開発施設他 用地 3,000㎡以上 工場 1,000㎡以上 操業時従業員 10人以上	補助金	用地費×0.05 (市長特認0.1)以内 1億円限度 工場建設費等× 0.05以内 1億円限度
		融資	投下固定資産総額 × 2/3以内 1億円限度

条例名	対象者の要件	内 容	
寺井町産業振興奨励条例(寺井町)	投下固定資産総額 1億円以上 又は従業員20人以上 もしくは町長が認めるもの	便宜供与	道路及び排水の整備等
		補助金	1億円を超える固定資産の課税相当額 期間 1年間
辰口町における企業立地の促進に関する条例(辰口町)	土地取得面積 5,000㎡以上 投資額 3億円以上 常時雇用者10人以上	補助金	投資額×5% 限度額 1億円
川北町工場, 事業場設置奨励に関する条例(川北町)	1. 新設された固定資産課税標準額が5億円以上のもの 2. 常時使用する従業員の数が30人以上のもの 3. 増設された固定資産課税標準額が3億円以上のもの 4. 上記以外で特に町長が認めるもの	奨励金	町民税及び固定資産税に相当する金額の範囲内 期間 3年間
		便宜供与	敷地の買収, 道路の設置等に対し援助, あっせん
美川町における工場立地の促進に関する条例(美川町)	工場適地内 業種 製造業その他 町長が特に認めた事業 用地 3,000㎡以上 家屋 1,000㎡以上 従業員 10人以上	補助金	用地費×5% (限度額1億円) 新設工事費×3% (限度額1億円)
鶴来町工場誘致条例(鶴来町)	投下固定資産総額 3億円以上 従業員 20人以上 (増設10人以上)	補助金	投下固定資産額 × 5/100以内 3億円限度
河内村工場等誘致条例(河内村)	投下固定資産総額 1,000万円以上 従業員 10人以上	補助金	村民税及び固定資産税の合計額以内 期間 5年以内
		便宜供与	必要事項
吉野谷村工場誘致条例(吉野谷村)	投下固定資産総額 1,000万円以上 又は従業員50人以上	奨励金	村民税及び固定資産税の合計額以内 期間 3年以内
		便宜供与	必要事項
鳥越村工場誘致条例(鳥越村)	投下固定資産総額 5,000万円以上 従業員10人(増設は5人)以上又は村長が認めるもの	補助金	投下固定資産額 × 0.05以内 1,000万円限度
		便宜供与	必要事項
尾口村工場誘致条例(尾口村)	投下固定資産総額 1,000万円以上 又は従業員50人以上	補助金	村民税及び固定資産税の合計額以内 期間 3年以内
		便宜供与	必要事項

条例名	対象者の要件	内 容	
白峰村工場事業場設置奨励に関する条例(白峰村)	投下固定資産総額3,000万円以上又は従業員20人(増設は10人)以上もしくは村長が認めるもの	補助金 便宜供与	村民税及び固定資産税の合計額以内 期間 5年以内 道路整備等
高松町商工業振興条例(高松町)	町長が認める地域(工場適地等) 10人以上の雇用者 投下固定資産額1億円以上 用地 3,000㎡以上 用地取得後, 3年以内に操業	補助金	投下固定資産額5%以内 限度額 1億円
津幡町商工業の振興促進に関する条例(津幡町)	工場適地又は町長が認める地区内 用地 町内事業者 1,000㎡以上 上記以外1,500㎡以上(工場適地の場合は要件なし) 工場 町内事業者300㎡以上 上記以外 500㎡以上(工場適地の場合は要件なし) 操業時従業員 町内事業者5人以上 上記以外 10人以上(工場適地の場合は要件なし)	補助金	用地費×0.05以内 1億円限度(町長特認2億円) 工場建設費等×0.05以内 1億円限度 又は便宜供与(道路整備等)
七塚町企業立地の促進及び雇用拡大に関する条例(七塚町)	投下固定資産総額1億円以上 従業員 5人以上	補助金	工場等の設置に係る取得費×5%(限度額 5,000万円)
富来町工場設置奨励に関する条例(富来町)	投下固定資産総額2,000万円(増設は5,000万円)以上 従業員10人(増設は20人)以上	便宜供与	必要事項
志雄町工場事業場設置奨励に関する条例(志雄町)	投下固定資産総額1,000万円以上 従業員 10人以上	便宜供与	必要事項
志賀町工場設置奨励に関する条例(志賀町)	投下固定資産総額(評価額) 1,000万円以上	補助金 便宜供与	固定資産税額以内 期間 3年 必要事項
能登中核工業団地工場誘致条例(志賀町)	中核団地内における投資	補助金	固定資産税額以内 期間 建物及び償却資産 5年 土地 3年

条例名	対象者の要件	内 容	
志賀町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例(志賀町)	能登中核工業団地, 堀松工場団地に立地する工場等 投資額 1億円以上 従業員 5人以上	補助金	土地取得費×0.20(5,000万円限度) 建物・設備 新設 .....×0.20(1億円限度) 増設 .....×0.10(5,000万円限度)
押水町企業誘致に関する条例(押水町)	新設 投下固定資産総額が1億円以上で, 従業員数が, 10人以上(町外からの立地なら20人以上) 増設 新たに取得した固定資産総額が1億円以上で, 従業員の増加数が20人以上	奨励金 便宜供与	投下固定資産総額×0.05以内 用地のあっせん等
工場設置奨励に関する条例(田鶴浜町)	立地企業 投下固定資産総額500万円以上又は固定資産税評価額300万円超 常時雇用従業員10人以上	奨励金	町民税及び固定資産税の合計額の範囲内 期間 3年
鳥屋町企業誘致条例(鳥屋町)	投下固定資産総額2億円以上 従業員20人(増設は10人)以上又は町長が認めるもの	補助金 便宜供与	投下固定資産総額×0.02以内 5,000万円限度 用地のあっせん, 立地基盤の整備等
中島町企業誘致条例(中島町)	投下固定資産総額1億円(増設は5,000万円)以上 新規従業員20人(増設は10人)以上	補助金	投下固定資産総額×0.2(1億円超部分は0.15) 5,000万円限度
	助成企業の指定の特例 期間 H8.4.1~H18.3.31 投下固定資産総額3,000万円以上 新規従業員5人以上	補助金 便宜供与	投下固定資産総額×0.15(1億円超部分は0.1) 5,000万円限度 2年に分けて交付 用地のあっせん等
鹿島町工場誘致条例(鹿島町)	投下固定資産総額3億円以上 従業員10人(増設は10人)以上又は町長が認めるもの	補助金 便宜供与	投下固定資産総額×0.05 5,000万円限度 2年度に分けて交付 用地のあっせん立地基盤の整備等
鹿西町工場誘致条例(鹿西町)	投下固定資産総額5,000万円以上	補助金	投下固定資産総額(5,000万円以上10億円以下部分×0.03(10億円超部分)×0.02以内 5,000万円限度

条例名	対象者の要件	内 容	
鹿西町工場誘致条例 (鹿西町)	新増設	便宜供与	用地のあっせん等
六水町企業誘致条例 (六水町)	投下固定資産総額 1億円 (増設は5,000万円) 以上 従業員20人 (増設は10人)以上	補助金	投下固定資産総額× 0.2 (1億円超部分 は0.15) 5,000万円限度
		便宜供与	用地のあっせん等
門前町工場事業設置奨励に関する条例 (門前町)	投下固定資産総額 1,000万円以上 従業員7人(増設は 5人)以上又は町長 が認めるもの	補助金	固定資産税額以内 期間 5年
	投下固定資産総額 3,000万円以上 従業員 20人以上	便宜供与	道路整備等
能都町における工場等立地の促進に関する条例 (能都町)	投下固定資産の償却 資産の取得費 3,000万円以上 新規常用従業員20人 以上 投下固定資産の土地 及び家屋の取得費総 額1億円以上 新規常用従業員10人 以上	補助金	の場合 町内常用従業員1人 当たり20万円を乗じ た額 の場合 投下固定資産額× 0.05 限度額 , とも 1,000万円
		便宜供与	工場用地のあっせん 公共の用に供する道 路及び排水路の整備 その他町長が必要と 認めた事項
能都町企業立地等促進資金融資制度要綱 (能都町)	立地企業	融 資	土地、建物の取得に あつては、評価額の 1/2 償却資産の取得にあ つては、評価額の1/4 限度額 5,000万円
柳田村工場事業場設置奨励に関する条例 (柳田村)	投下固定資産総額 課税標準額1,000万 円以上又は従業員10 人以上もしくは村長 が認めるもの	補助金	固定資産税額以内 期間 5年
		便宜供与	必要事項

条例名	対象者の要件	内 容	
柳田村における企業設置等の促進に関する条例 (柳田村)	1. 新設企業 村外経営者の場合 ア.投下固定資産額 5,000万円以上 イ.常時雇用従業員数 10人以上	補助金	投下固定資産額に 5/100を乗じた額に 常時雇用従業員数1 人当たり20万円を 乗じて得た額をそれ ぞれ加算した額
			村内経営者の場合 ア.投下固定資産額 3,000万円以上
	2. 増設企業 村外経営者の場合 ア.投下固定資産額 3,000万円以上 イ.新規常時雇用従 業員5人以上	助 金	投下固定資産額に対 する算出額は、新設 する企業と同じ。助 成対象となる従業員 は、新たに常時雇用 従業員を雇用した場 合に適用
内浦町における工場等立地の促進に関する条例 (内浦町)	投下固定資産総額 5,000万円以上 従業員20人以上 (増設は10人)以上 又は町長が認めるも の	補助金	投下固定資産額に対 する算出額は、村外 と同じ。ただし、常 時雇用従業員に対す る算出額は、3人 以上雇用した場合に 適用
			便宜供与
内浦町における工場等立地の促進に関する条例 (内浦町)	投下固定資産総額 5,000万円以上 従業員20人以上 (増設は10人)以上 又は町長が認めるも の	補助金	投下固定資産総額 ×0.05 (1億円超部 分は0.03) 5,000万円限度
			便宜供与

# 国際化対策

経済のグローバル化、国際分業が進展していく中、大企業のみならず中小企業も、海外展開を始め、海外からの調達や海外企業との提携等、様々な形でグローバル化に対応した生き残り戦略に取り組んでいます。

しかしながら、中小企業の海外展開については、情報収集等の面が十分でないことから、中小企業庁では、海外展開に関する指導・情報提供の強化等による中小企業の海外展開円滑化のための環境の整備を行っています。

一方、品揃えの強化や商品差別戦略の一環として、あるいは、コスト削減を図る観点から、輸入商品を取り扱おうとする中小企業に対し、商談会の開催や情報提供を通じて輸入商品の取扱機会の提供等の事業を行うことにしています。

## 海外展開の円滑化

### 海外展開を行おうとする中小企業者への支援策

中小企業海外展開支援事業（中小企業総合事業団）

#### [支援・情報提供]

中小企業総合事業団では、事業の海外展開を迫られている中小企業者に対し、現地の投資環境等のセミナーを開催するとともに、専門のアドバイザーが国内及び海外において海外展開についての指導を行っています。

中小企業海外事業活動動向調査事業（中小企業総合事業団）

中小企業者の海外投資動向や海外に展開及び、海外から撤退した企業の事例などを把握して、報告書やガイドとして中小企業者に提供しています。

海外展開交流支援事業（中小企業総合事業団）

外国企業との連携を希望する日本の中小企業のデータベースを構築するとともに、日本企業との連携を希望する外国企業のデータベースとリンクすることにより日本の中小企業と海外の企業のビジネス・マッチングを支援します。

中小企業海外直接投資円滑化事業（日本貿易振興会）

日本貿易振興会では、海外現地の投資環境に関する基礎的情報及び有望な海外投資先に関する情報の収集を行うとともに、収集した情報をデータベース化し、全国のジェトロ事務所を通じて提供しています。

工業化促進協力（ジョイン）事業（日本貿易振興会）

開発途上国に進出しようとする中小企業製造業を対象に現地政府とタイアップし、パートナーの発掘から操業開始まで、相談、現地調査への協力、情報提供等を行います。

海外投資中小企業管理者研修事業 (中小企業総合事業団)

[人材育成]

中小企業大学校 (東京校及び関西校) において、国際化の進展に対応するために必要な様々な企業経営の在り方等についての研修を実施しています。

海外展開資金貸付制度 (中小企業金融公庫, 商工組合中央金庫)

[金融・信用補完]

中小公庫及び商工中金では、経済環境の変化に適応するため海外展開を図る中小企業者に低利融資を行っています。

海外投資関係信用保証制度 (中小企業総合事業団・信用保証協会)

各都道府県の信用保証協会では中小企業が海外展開に要する資金を民間金融機関、政府系中小企業金融機関等から借り入れる際の債務保証を行い、中小企業総合事業団が保険を行います。

現地日系中小企業者に対する支援策

中小企業総合事業団海外施設運営事業 (中小企業総合事業団)

[支援・情報提供]

中小企業総合事業団では、ニューヨーク、バンコク、上海において、現地日系中小企業の事業活動を支援するため、海外現地においてアドバイス等を実施しています。

日本商工会議所海外事業 (日本商工会議所)

日本商工会議所のソウル・ジャカルタ・バンコク・北京・クアラルンプール・マニラ及びシンガポールの各海外事務所では、進出中小企業の現地政府等への要望を取りまとめ、提言を行う事業等を行っています。

全国商工会連合会海外事業 (全国商工会連合会)

全国商工会連合会では、ジャカルタに駐在員を置き、国内小規模事業者等が必要とする海外展開や経営改善に寄与する現地情報等の収集・提供を行っています。

進出日系中小企業活動円滑化対策事業 (日本貿易振興会)

日本貿易振興会では、米州、欧州、アジア等現地の法律・公認会計士事務所等と契約し、これらを活用した法務、税務、労務等の諸問題に関する窓口相談を実施するほか、定期的な関連セミナーの開催を行っています。

また、進出日系中小企業の現地での部品調達等現地活動円滑化促進のため、現地で展示商談会の開催等を行っています。

海外事業活動現地セミナー開催事業 (中小企業総合事業団)

[人材育成]

中小企業総合事業団では、現地日系中小企業の現地採用管理者の管理能力の向上を図るため、経営管理等に関する講習会を海外現地において開催しています。

中小企業研修生  
受入事業 (財)海外  
技術者研修協  
会・(財)交流協会)

海外経済環境変化  
対応特別貸付制度  
(中小企業金融公  
庫・国民生活金融  
公庫)

(財)海外技術者研修協会及び(財)交流協会が実施する海外の日系中小企業等の現地従業員に対して行う、受入研修、有力者個別受入研修及び海外研修に対し補助を行います。

#### [金融]

資金繰りに苦慮しているわが国中小企業者の現地子会社を支援するため、本邦の親会社を経由(転貸)して、経営基盤強化等に必要な資金を供給する長期低利の融資を実施しています。

## 貿易の円滑化

### 輸入促進

輸入情報ネットワ  
ーク (日本貿易振  
興会・商工会議所)

中小企業輸入促進  
基礎情報提供事業  
(日本貿易振興会)

中小企業輸入促進  
大型展示会開催事  
業(日本貿易振興会)

中小企業輸入ビジネス  
・アドバイザー事業  
(日本貿易振興会)

フォーリン・アクセ  
ス拠点整備促進事業  
(日本貿易振興会)

地域輸入促進セン  
ター運営等事業  
(日本貿易振興会)

中小企業部品・原  
材料等国際調達支  
援見本市開催事業  
(日本貿易振興会)

#### [支援・情報提供]

日本貿易振興会・商工会議所では、地方の中小流通業者等に対する輸入ビジネス情報のアクセスを容易にするため、全国各地の商工会議所窓口において、ジェトロが保有する各種輸入関連情報等の提供・照会サービスを行います。

日本貿易振興会では、輸入促進活動を内外に広報し、来日外国人に対し、国市場、流通事情、商習慣等情報協力を行います。

日本貿易振興会では、特定業種・品目を定めた輸入見本市を開催しています。

日本貿易振興会では、輸入ビジネスの知識・ノウハウを習得する場を提供し、輸入ビジネスの展開を図る上での経験と知識を有するアドバイザーの育成を行っています。

日本貿易振興会では、輸入促進地域(F A Z)整備の促進とともに、同地域内中小企業の国際化推進のために、対日輸出・投資の情報提供等を行うF A Z支援センターの設置と運営を行います。

日本貿易振興会では、潜在的な輸入市場が見込める地方において、地域の流通業者及び消費者を対象に、輸入品の浸透や輸入ビジネスの拡大等を支援する地域輸入促進センターの運営を行います。

日本貿易振興会では、中小企業の国際調達や技術提携等の支援のため、部品や原材料の国際調達の専門見本市を開催します。また、中小企業の国際調達を促進するためのセミナーやワークショップを開催します。

中小企業国際化  
国内見本市事業  
(日本貿易振興会)

我が国で開催されている専門見本市を海外に広報し、優れた製品を有する外国企業の出店勧誘及びコンサルティングを実施するとともに、当該見本市にジェットブースを設け、我が国中小企業との接点の場を提供することで、中小企業の国際化を支援します。

また、世界の見本市、見本市ビジネスの動向について調査・研究を行い、その成果を広報します。

#### [金融]

輸入円滑化資金貸付制度(中小企業金融公庫) 中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度(国民生活金融公庫)

輸入の拡大に必要な資金であって、中小の卸売業者・小売業者及び製造業者が輸入品を取り扱うのに必要な設備資金・長期運転資金について、中小公庫、国民公庫が低利融資を行っています。

製品輸入額が増加した場合の税額控除

#### [税制]

輸入促進対象製品の輸入額を基準年度(平成元年度以降、前年度までで最も対象製品の輸入が多かった年度)に比べて5%以上増加させた製造業者に対し、対象製品の輸入増加額の4%を限度とする税額控除の適用が認められています。

技術等海外取引所得の特別控除

指定期間内の日を含む各事業年度の事業所得に係る収入金額のうち、海外取引等による収入について、一定割合の損金算入が認められます。

## 取引の円滑化

中小企業国際化  
対策海外調査・  
情報提供事業  
(日本貿易振興会)

日本貿易振興会では、中小企業の貿易・投資の円滑化のため、海外の経済、貿易動向等に関する調査、個別二・ズ調査、資料収集、情報提供を行っています。

中小企業海外見  
本市事業  
(日本貿易振興会)

日本貿易振興会では、中小企業産品を対象に海外見本市への参加や単独見本市を開催し、中小企業の活路開拓、国際化のための事業を行っています。

## 国際交流

技術海外交流事業  
(都道府県下請企業振興協会)

都道府県下請企業振興協会では、わが国の下請企業者が海外の企業と技術提携等を行う際に必要となる、相手国の産業事情、制度、技術提携の法的側面等の情報に関する研修、また、その情報等の把握を目的とした現地視察等を行います。

地域経済・中小企業国際化推進事業  
(日本貿易振興会)

一層の地域経済の活性化・国際化を図るため、これまでLL事業で支援してきた従来の内外特定地域間の国際産業交流を一層加速させるとともに、新たに地域の枠を超えた広域圏における国際産業交流や、特に新規産業の創出及び地域経済の高度化に寄与すると思われるベンチャー型企業、ハイテク企業を対象とした国際産業交流を支援します。

ベンチャー国際  
化支援ネットワ  
ーク事業  
(日本貿易振興会)

新規産業の創出・発展強化を図るため、起業環境整備に関するシンポジウムの開催、専門家派遣、ベンチャー関連展示会開催等を支援します。

外国政府との交  
流

中小企業施策担当者等セミナー (中小企業総合事業団)

中小企業総合事業団では、外国政府の中小企業施策担当者と情報・人的交流を活発化し、中小企業の海外投資を円滑化するため、相手国のサポーターインダストリー育成等に役立つ情報やノウハウを提供するセミナーを開催しています。

APEC諸国等中小企業指導担当者等ワークショップ開催事業 (日本貿易振興会)

日本貿易振興会では、APEC諸国の中小企業指導機関担当者の指導能力向上のため、担当者を招聘し、討議や事例研究により理解を深めるワークショップを開催しています。また、現地指導も行っています。

中小企業国際化促進招へい事業 (日本貿易振興会)

日本貿易振興会では、中小企業の国際化を促進するため、海外ビジネスマン等を招へいし、交流機会を提供します。

APEC中小企業等産業交流促進事業 (日本貿易振興会)

日本貿易振興会では、APEC域内各国において、国内中小企業との交流対象となる産業の集積度合等の情報収集を行い、ビジネス交流や商談を促進するためのフォーラムを開催します。

国際会議への参  
加

国際社会への貢献及び情報収集のためAPEC中小企業大臣会合やOECD産業委員会を通じ意見交換を行っています。

## その他

製品の付加価値  
向上

中小企業製品付加価値向上国際化事業 (日本商工会議所 中小企業関係団体)

中小企業関係団体等では内外の中小企業性製品を集め、展示や審査を行い、付加価値を高めるべくシンポジウムを開催します。また、国際交流により、企業や製品の高度化、国際競争力の強化を図ります。

外国人研修生の  
受入れ

外国人研修生共同受入事業 (都道府県中央会、商工会、商工会議所等)

都道府県中小企業団体中央会、商工会、商工会議所等では、中小企業による外国人研修生の受入を促進し、国際協力を図るため、中小企業組合が行う外国人研修生の共同受入事業に対して、その研修の一部を補助しています。また受け入れの実状に関する調査・研究を実施しています。

外国人研修生技能実習移行指導事業 (都道府県中央会、商工会、商工会議所等)

都道府県中小企業中央会、商工会、商工会議所等では、研修生受入事業を終了した外国人が企業との雇用契約下で実践的な技術、技能の修得を行おうとする際の指導等を行い、これらの指導に対し補助を行います。

# エネルギー・環境対策

近年、水質汚染、大気汚染などの従来型の公害に加え、様々な地球規模での環境問題が新たに発生しています。これらの問題の原因には、産業活動が深く関係しており、その解決のためには、我が国事業者全体の取り組みが必要です。中小企業においても、環境・エネルギー等への対応を円滑かつ的確に進めることが重要です。また、各種法律、条約等に基づく安全等の観点からの規制への対応も行う必要があります。

しかしながら、中小企業においては、資金、人材、情報等の経営資源の制約から、その対応は容易ではありません。

このような状況にかんがみ、中小企業の積極的な安全、環境、エネルギー等の問題への対応を促進するため、情報提供、診断・指導等のみならず、所要の設備導入・研究開発等に対し、予算、金融、税制等各方面から総合的かつ抜本的な施策支援が講じられています。

## 情報提供事業

中小企業エネルギー対応情報提供事業

都道府県等中小企業支援センター等を窓口として、省エネに関する講習会、情報提供を行っています。

中小企業環境・安全等対応情報提供事業

### 容器包装リサイクル法対応情報提供事業

平成12年度の容器包装リサイクル法の完全施行に伴い、再商品化（リサイクル）義務に円滑に対応できるよう、パンフレットの作成・配布による啓発普及やアドバイスを実施します。

### 家電リサイクル法対応情報提供事業

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」によって新たに構築される家電リサイクルシステムに円滑に対応できるよう、パンフレットの作成・配布による啓発普及やアドバイスを実施します。

### 廃棄物処理法対応情報提供事業

都道府県などが安全・適正な廃棄物の処理施設を整備するための枠組み作りや、排出事業者の責任の強化、野外焼却の禁止などを主な内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正がされたことに伴い、中小企業者が同法に的確に対応し、事業者の義務を円滑に果たすことを目的として、講習会事業や常設専門員による相談等への対応により中小企業者に情報提供を実施します。

### 資源有効利用促進法対応情報提供事業

製品の省資源化、長寿命化などによる廃棄物の発生抑制（リデュース）の導入、部品等の再利用（リユース）対策の導入、副産物の発生抑制対策やリサイクル対策に事業者自身が計画的に取り組むことや、事業者に製品の回収・リサイクルを義務付けることを主な内容とした「資源の有効な利用の促進に関する法律」の施行に中小企業者が適切に対応し、事業者等としての責務を円滑に果たすことを目的として、講習会事業や常設専門員による相談等への対応により中小企業者に情

報提供を実施します。

#### 建設リサイクル法対応情報提供事業

建築物等について分別解体及び再資源化の義務付け、解体工事業者の都道府県等知事への登録義務などを内容とする「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が制定されたことにより、建設業又は解体工事業を営む中小企業者が同法に的確に対応し、責任を円滑に果たすことを目的として、講習会事業や常設専門員による相談等への対応により中小企業者に情報提供を実施します。

#### 食品リサイクル法対応情報提供事業

食品の製造・販売事業者、レストランなどに食品残渣の発生抑制やリサイクルなどを義務付ける「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」が制定されたことに伴い、卸売・小売業、飲食店等を営む中小企業者が、同法に的確に対応し、事業者の責務を円滑に果たすことを目的として、講習会事業や常設専門員による相談等への対応により中小企業者に情報提供を実施します。

#### グリーン購入法対応情報提供事業

国等が率先して再生品などの調達を推進するための「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が平成12年度に制定されたことに伴い、物品の製造若しくは販売又は役務の提供の事業を行う中小企業者が同法に的確に対応し、事業者として適切な情報の提供を行うことを目的として、講習会事業や常設専門員による相談等への対応により中小企業者に情報提供を実施します。

#### 化学物質管理促進法対応情報提供事業

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に従い導入された、化学物質の排出量等の届出制度（PRTR制度）及び化学物質安全性データシート（MSDS）の交付義務制度について、パンフレットの作成・配布による啓発普及やアドバイスを実施します。

#### ダイオキシン類対策特別措置法対応情報提供事業

ダイオキシン類の排出削減を推進するため、削減対策技術などのマニュアルの作成・配布による啓発普及やアドバイスを実施します。

#### 環境管理・監査対応情報提供事業

環境管理・監査に関する国際規格であるISO14001の認証取得について、パンフレットの作成・配布による啓発普及やアドバイスなど適切な情報提供を実施します。

中小企業のエネルギーの使用の合理化を抜本的に推進するため、中小企業総合事業団において、適切に指導できる専門家の配置を行うとともに、都道府県等中小企業支援センター等を窓口とし、中小企業のエネルギー使用合理化型設備投資に関するアドバイスを行います。

エネルギー使用  
合理化設備導入  
促進支援事業

## 技術開発事業等

中小企業エネルギー環境対応計画認定事業

中小企業庁では、中小企業者又は組合等が策定する事業計画を、都道府県知事が承認・指導するために必要な経費を都道府県に補助しています。

創造技術研究開発費補助金

中小企業の新分野進出等の円滑化を図るため、中小企業者が自ら行う新製品等に関する技術研究又は試作に対して補助を行っています。

エネルギー使用  
合理化等技術改  
善費補助金

エネルギーに関する分野に関して、中小ベンチャー企業等と、関係省庁が連携して技術開発課題を提示、優れた提案について、中小企業総合事業団から研究調査、研究開発を委託します。

## 設備導入支援等

融 資 制 度

環境対策貸付

中小企業のエネルギー環境対応に関する融資があります。

取扱機関：中小企業金融公庫，国民生活金融公庫，沖縄振興開発金融公庫

(ア) 法律に基づき承認を受けた事業計画に係るエネルギー使用合理化産業用設備の設置又は改善を行う者に対して利子補給を行い，財投金利を下回る超低利の融資を行います。

(イ) 旧式汎用エネルギー消費設備のリプレイス等を行う者に対して，財投金利を下回る超低利の融資を行っています。

(ウ) 特定フロン等の1996年の生産等の全廃に対応し，特定フロン等の回収再利用型設備及び脱特定フロン等型設備等を導入する者に対し低利の融資を行っています。

中小企業総合事業団高度化融資

特定中小企業団体が，公害防止その他の改善に必要な設備を一括取得し，組合員等に買取予約付で賃貸する事業を高度化融資の対象としています。

小規模企業設備資金制度

省エネ・リサイクル支援法に定める特定設備のうち一部については，経営基盤強化に必要な設備と同等に扱われ，設備資金貸付事業・設備貸与事業の対象となります。

信 用 保 証

法律に基づき承認を受けた特定事業活動の実施に必要な費用及び同法に規定する特定設備の設置又は改善に必要な費用について，中小企業信用保険法の保険限度額の拡充等を行っています。

出 資 制 度

中小企業投資育成株式会社では，法律に基づき承認を受けた特定事業活動を行う中小企業者及び同法に規定する特定設備の設置又は改善を行おうとする中小企業者であって資本金3億円超の企業を，中小企業投資育成株式会社法による株式引受け等の対象にします。

# 技術力向上支援対策

消費者ニーズの多様化，産業構造の変化，技術革新の進展，資源・地球環境問題の深刻化などの環境変化に的確に対応するため，中小企業は今後一層，製品の高付加価値化，品質の向上を図ることが要請されており，それを支える技術力の強化が経営上の重要な課題となっています。中小企業の技術力の向上を支援するため，以下の施策が講じられています。

## 技術開発への支援

課題対応技術革新促進事業

経済・社会のニーズに即応した技術開発課題を示してベンチャー企業・中小企業等から課題解決のための研究開発提案を公募し，優れた提案について，研究調査を実施している。

問い合わせ先：中小企業総合事業団情報・技術部技術振興第一課

創造技術研究開発費補助金

中小企業者が自ら行う新製品，新技術等に関する技術研究又は試作に要する経費の一部を補助することによって，中小企業の技術開発を促進し，技術改善を図り，もって中小企業製品の高付加価値化，中小企業の新分野進出等の円滑化等を図ることを目的として，創造技術研究開発費補助金制度があり，補助対象事業は以下の通りです。

問い合わせ先：各経済産業局産業技術課

補助対象事業

枠	技 術 内 容
新技術開発枠	1. 機械，器具又は装置の高性能化のための新技術 2. 物質又は材料の開発利用技術のための新技術 3. 製品の開発のための新技術 4. 生産，加工又は処理のための新技術 5. システム又は工法の開発のための新技術 6. 都市開発のための新技術 7. ソフトウェア，情報処理の開発のための新技術 8. 廃棄物処理・リサイクル技術のための新技術 9. 環境改善・保全のための新技術

補助率は対象経費の1/2以内

補助金額：新技術開発枠 100万円以上から4,500万円以下

地域活性化創造技術研究開発費補助金

中小企業の技術開発等を促進し，中小企業の技術の創造を図ることを目的に地域産業の振興に寄与する中小企業者の新製品，新技術の開発等に要する経費の一部について補助されます。

問い合わせ先：都道府県商工担当課又は各経済産業局産業技術課

補助対象事業

枠	技術部門	技術内容
創造的中小企業振興枠	創造的事業活動支援 関連技術部門	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定計画に基づいて事業を実施するための技術
ものづくり 試作枠	試作開発部門	新製品化のための技術
	取引多様化部門	新たな販路開拓のための技術

補助率

補助対象となる経費の3分の2（国1/3，県1/3）以内です。

補助金額

創造的中小企業振興枠 100万円以上～3,000万円以下

ものづくり試作枠 100万円以上～1,000万円以下

中小企業技術開発  
産学官連携促進  
事業

中小企業の活性化と新規産業の創出を促進し、ものづくりを支える地域の中小企業が抱える技術的課題を解決するため、公設試験研究機関を中心とした広域的な産学官の連携の下に、地域における中小企業の技術開発能力の向上を図り、技術開発成果の普及促進等を推進しています。

問い合わせ先：各経済産業局産業技術課

技術知識（テクノナレッジ）ネットワーク事業

ものづくりを支える中小企業者が抱える諸問題に対処するため、公設試験研究機関、産業技術総合研究所、大学等の研究者、技術者等の専門家が連携・協力し、これらの専門家が有する知見や経験をデータベース化することにより、中小企業者のニーズに合ったタイムリーな技術情報を提供できるネットワークシステムを構築しています。

地域活性化アドバイザー支援事業

中小企業者が独自では対応困難なものづくりにおける情報通信技術導入の円滑な対応を図るため、公益法人等が委嘱する地域活性化アドバイザーを中小企業者の依頼に応じて派遣し、情報通信技術に関する指導・助言等を行います。

公設試験研究機関による技術支援

都道府県等に設置されている公設試験研究機関は、技術支援の中核的機関として中小企業者に直結した技術支援を行っています。

また、中小企業が自己の製品の品質・性能の向上及び生産の合理化を図るためには、原材料の試験、製品の検査等が不可欠ですが、これに必要な試験・検査設備を中小企業者が個々に保有することは資金面、経営面からみて困難です。そこで、中小企業に必要であり、かつ、中小企業者単独では設置し難い試験設備を備え、中小企業者が自由に利用できるような解放試験室を公設試験研究機関に設置しています。

問い合わせ先：都道府県及び政令指定市の商工担当課又は公設試験研究機関

特許に関する支援

- ・特許流通の促進
- ・特許情報の利用促進
- ・特許取得の支援

税 制

中小企業技術基盤強化税制

中小企業は試験研究体制が充実していない場合があり、また、各年度の試験研究費支出の波が大きいことから、試験研究費の額が増加した場合の税額控除制度よりも試験研究費の額そのものに着目した税額控除制度の方が適切な場合があり

ます。本制度はこのような観点から、昭和60年度に設けられたもので、中小企業者の試験研究費について10%の税額控除を行います。

#### 増加試験研究費税額控除

青色申告書を提出する者が、各事業年度において、過去5年間の試験研究費の額のうち多い方から3年間の平均額を超えて試験研究費を支出した場合には、その超えて支出した額の15%に相当する金額を所得税又は法人税から税額控除(所得税又は法人税の税額の12%を限度とする)することができます。ただし、当期の試験研究費の額が、前期及び前々期の試験研究費の額を超えている場合に限りません。

#### 革新技術導入促進貸付

中小企業金融公庫では、新製品の開発や新規産業の創設を支援するため、中小企業の方が自ら行う新製品・新技術の研究開発事業や新技術に関する研究開発のための特定補助金等の事業について低利で融資を行います。

## ものづくり基盤強化

我が国の製造業は国際競争の激化の中、技能者の高齢化の進展による熟練技能の喪失による製造業の基盤の崩壊のおそれがあること、中小企業は、IT技術を活用した競争力強化の流れに必ずしも対応できないこと、我が国のメーカーが製造業の部品・金型の発注をコストの安価なアジア諸国に移転しつつある、等の理由から、品質、費用、納期の各局面において厳しい現状に直面しており、今後現状のまま推移した場合、国際競争力の相対的低下が懸念されています。

このため、熟練技能者が保有する高度な技能を科学的に分析することにより、客観化・デジタル化・データベース化・ソフトウェア化を行い、再現性のある技術へ転換するとともに、共通の3次元CADデータで発注元から受注する中小企業者等の加工業者までをオンラインでつなぐことにより、我が国の中小企業がものづくりにおいてITを効果的に活用し、産業競争力を強化することを目的とし、以下の事業を支援します。

#### 技能の客観化・マニュアル化・デジタル化

中小製造業の基盤である切削、研削、鍛造等の加工方法に係る技能の客観化・マニュアル化のためのモデル・手法の開発、共通的・汎用的データベースの作成。CAD等活用のためのプラットフォームの研究開発等  
CAD/CAM/CAEの共通フレームワーク(プラットフォーム)の構築、成果の普及。

ものづくりの現場における優秀な人材の確保・育成のためには地域レベルで産業界、教育界等の関係機関が協力し、ものづくりに関する理解の深化、地域インターンシップの事業を推進することが不可欠です。このため、都道府県が中心となり、各地域において企業、職業訓練機関、工業高校、高等専門学校、大学工学部、小中学校、市民団体が構成する「地域ものづくり協議会」が行う各事業を支援します。

#### 企画運営委員会運営費

##### ア. 企画運営委員会費

ものづくり協議会の運営を総合的に検討するための委員会に係る経費

##### イ. 企画運営費

ものづくり協議会における各事業を推進するための資料作成費、広報費等

ものづくり人材  
支援基盤整備事  
業

新高度技術普及  
共同利用促進事  
業

中小企業関連情  
報流通円滑化研  
究開発事業 (テ  
クノナレッジ・  
ネットワーク事  
業)

#### 地域ものづくり協議会支援事業費

##### ア. 体験型啓発普及事業

ものづくり体験教室や工場見学会の実施

##### イ. 共通基盤型加工技術データベース化指導事業

技術・技能の客観化，データベース化を指導するための専門家の登録・派遣

##### ウ. 連携型交流等促進事業

各機関の実務者レベルでの協力・連携の推進及びシンポジウムの開催

##### エ. インターンシップ等推進事業

インターンシップ推進のための基盤の整備 (情報の収集，提供，マッチング)

ものづくりの現場である中小企業における熟練技術者・技能者の高齢化，地域間の人材需給ギャップ，若者の製造業離れ等の問題に対処するため，全国各地において結成される「地域ものづくり協議会」間の広域的な連携等を支援し，中小企業における効果的な人材の確保・育成を促進することを目的とし，中小企業総合事業団が行う以下の事業を支援します。

##### 広域連携機能

地域の枠を超えた広域インターンシップを推進するため情報の収集，マッチング等を行います。

##### 調査事業

技術・技能者の適切な能力評価・処遇改善，商慣行への普及を図るため，技術・技能の能力評価・処遇，商慣行について先進事例等の実態調査を行うとともに，ものづくりを行う中小企業者の開発成果についての「技術評価」に関する調査を行います。

ベンチャー・中小企業に対して高度な新技術を普及するため，技術プロセスの各段階に応じて大学，民間団体等と連携し，指導・研修を行いつつ，その利用を共同で行うことを促進し，中小企業の新技術開発，新製品開発を総合的に支援します。

近年，家電・情報通信等様々な分野でLSI (Large-Scale Integration：大規模集積回路) が利用されています。ベンチャー・中小企業が，その独創性・創造性を活かした事業展開を図るためには，システムLSIを始めとした集積回路の活用が必須技術の一つとなりつつあります。しかしながら，ベンチャー・中小企業は，LSI設計に不可欠である高度なCAD (Computer-Aided Design：設計支援ソフトウェア) 設備や半導体製造装置を単独で保有することが難しく，CAD設備利用のためのノウハウ習得の機会にも恵まれていません。

このため，平成13年度においては，平成12年度に引き続きベンチャー・中小企業の独創的・創造的なアイデアを十分に活かしたLSIの開発 (設計・試作・評価) を容易に行うことができるよう，所要の支援を行います。

全国の鋳工業系公設試験研究所における過去の技術相談の回答事例 (Q & A) をデータベース化・ネットワーク化 (テクノナレッジ・ネットワーク) するとともに，産業技術総合研究所の持つ技術情報資産を加えてネットワークシステムの構築を行います。また，産業技術総合研究所が有する大容量・高速ネットワークを活用し，スーパーコンピュータ等の優れた研究資源を中小企業等との共同研究等の利用に開放します。

## 技術指導への支援

地域中小企業支援センター

小規模事業者の創業や経営革新等を重点的に支援するため、広域市町村圏程度ごとに身軽に相談できる支援拠点（地域中小企業支援センター）を設置し、さまざまな相談に対して指導や助言を行っております。

都道府県等中小企業支援センター

中小企業支援法に基づき指定された法人であり、都道府県等（都道府県及び政令で指定する市）が行う中小企業支援事業の実施体制の中心として、各都道府県に設置されており指導や助言等を行っております。

中小企業・ベンチャー総合支援センター

全国8ヶ所に開設した中小企業総合事業団「中小企業・ベンチャー総合支援センター」において、ベンチャー企業を中心に、経営課題解決のための総合的な支援を実施しています。

中小企業総合事業団による技術研修

中小企業総合事業団では、経営及び技術に関する能力を向上させるため、中小企業の経営者、技術者等及び中小企業診断士、中小企業支援担当者等に対して高度で専門的な研修を行っております。

都道府県及び政令指定市が行う研修

中小企業の経営管理能力や技術力の向上を図るため、中小企業における人的能力開発の一環として、経営管理者及び技術者に対して基礎的研修を行っております。

## 財) 石川県デザインセンターによるデザイン振興事業

お問い合わせは 076 - (267) - 0365

市場の国際化、消費者ニーズの多様化、情報化の進展など、産業を取り巻く内外環境は大きく変化しております。

こうした状況に積極的に対応し、創造性溢れる企業への転換を図るためには、消費者ニーズを形にするという、デザインの果たす役割は非常に大きなものとなっています。

当センターでは、こうしたデザインというツールを、地域の活性化や、企業並びに団体の新商品開発やコミュニケーション活動に積極的に生かしていただくために、各種のデザイン振興活動を総合的に推進しています。

### 1. 情報の収集・提供に関する事業

デザインに関する資料の収集・整備を行い、産地やデザイナーのデザイン開発の促進を図っています。

また、石川県デザインセンター・ホームページに、デザインセンターの概要、県内のデザイン事務所、クラフトマンの情報を整備しています。

<http://www.swan.ne.jp/~design-1/>

### 2. 広報・啓蒙普及に関する事業

デザイン振興のための各種展示会等の開催協力や、企画指導を行っています。

### 3. 研修・教育に関する事業

デザイナーの資質向上と新しいネットワーク化に向け、セミナーを開催しています。

### 4. 改善・開発促進に関する事業

デザイン相談

チラシ・パンフレット、パッケージ、商品開発、工作機械、C I等幅広い分野のデザイン相談やデザイナーの紹介を行っています。

委員等による指導

各種展示会・コンクールの審査員や、講演会講師として、専門家を派遣します。

### 5. デザイン推奨事業

地域特性を生かし現代生活に対応した、デザインの優れた商品を選定PRし、新しい需要開拓に努めています。

デザインの優れた商品の選定（石川県デザインセンター選定商品）

選定商品の需要開拓

- ・ギフトショー東京・春2002「アクティブデザイン&クラフトフェア」に出展します。
- ・選定商品カタログの配布
- ・特設コーナーで展示
  - ・東京（石川県観光物産東京案内所内）
  - ・大阪（ほっと石川なにわ館）
  - ・石川（石川県伝統産業工芸館）

### 6. 国際交流事業

国際デザイナー交流事業

平成元年度にスタートしたシュツットガルトデザインセンターとの国際デザイン交流事業を継続し、デザインの国際交流と本県産業の国際化に努めています。

平成13年度は、ドイツから工業デザイナーを研修員受け入れし、本県の伝統産業やプロダクトデザインについての研修を行います。

### 7. 産業デザイン高度化推進事業

石川県デザイン会議開催事業

デザインのより一層の活用促進と、デザイナーの本質的役割である社会問題の解決能力の強化と相互交流の促進に向け、デザイン会議を開催します。

マーケット・イン商品開発モデル事業

近年の技術の高度化，流通の変革，市場ニーズの複雑化は，開発 生産 販売という従来の作り手の論理（プロダクト・アウト）では，対応できなくなってきました。

こうしたことから，注目される商品分野を想定し，消費者の観点からの商品開発（マーケット・イン）を支援するためのモデル事業を実施し，クラフト業界の新商品開発能力の高度化を図ります。

#### マーケット・イン商品販路開拓モデル事業

平成10年度から実施している「マーケット・イン商品開発モデル事業」において制作した商品を消費者ニーズの把握や今後の新商品開発の参考とするため，11月28日(水)から12月11日(火)までの2週間，東京の松屋銀座で展示会を開催します。

### 8. 特別事業

#### 「国際ガラス展・金沢」並びに「国際漆デザイン展・石川」

ガラスをテーマとした「国際ガラス展・金沢」，漆をテーマとした「国際漆デザイン展・石川」を，国際公募展としてトリエンナーレ形式で開催しています。

こうした誰もが参加できる国際公募展は，世界で唯一であることから，回を重ねる毎に海外からの評価も高まり，国際交流の推進に大きく貢献しています。

平成13年度は，10月11日(木)～16日(火)金沢香林坊大和で「国際ガラス展・金沢2001」を，また，平成14年秋に開催する「国際漆展・石川2002」の準備事業を実施します。

#### 石川県デザイン展

県内デザイナー及び学生から作品を公募し，優れた作品を表彰展示します。第28回を迎えた今回は，平成13年11月9日(金)から11日(日)まで，石川県地場産業振興センターで開催します。

#### 石川デザイン賞

デザインの普及や発展に著しく貢献した人（団体・企業）を顕彰し，デザインに対する意識の高揚とデザイン導入の促進を図ります。



#### 「国際ガラス展・金沢2001」

今回で第8回目の国際ガラス展は，平成13年10月11日(木)から16日(火)の6日間，初めて金沢市内中心部の香林坊大和で開催。

会場には，世界36カ国462点の応募から選ばれた23カ国85点の作品が展示され，期間中1万5千人の来場者があった。

大賞には，チェコのトマス・フラヴィチカ氏の「CUT」が選ばれた。この作品は，暗褐色の積層ガラスに金箔で鮮やかに装飾されたもので，審査員は，技術的にも素晴らしい，全ての点で優れていると評価。



#### 石川デザイン賞

第2回目の石川デザイン賞には，ニッコー(株)（代表取締役 坂井明紀）、桐本泰一氏（輪島市）と福光松太郎氏（金沢市）が選ばれ，石川県知事室に於いて谷本知事から賞状を授与された。

ニッコー(株)は，デザインを経営の基軸に置き，国際化や環境問題等に積極的に対応してきたこと，桐本泰一氏は，「生活」のための商品作りが伝統工芸産地の活性化の方策を示すものと，福光松太郎氏は，高いデザインマインドでデザイン業界や地域の活性化に貢献していることが評価された。

## 石川県工業試験場の技術支援

お問い合わせは TEL : 076 - (267) - 8081  
FAX : 076 - (267) - 8090  
e-mail : sidou@iriii.go.jp

工業試験場は、技術開発、製品開発などを支援する「企業のための試験室・実験室」です。

### 1) 技術相談・指導を行います。

企業が抱えている技術的な問題点を解決するため、次の3つの柱に基づいて「相談・指導」を行います。

#### 新産業創造に対応する技術支援

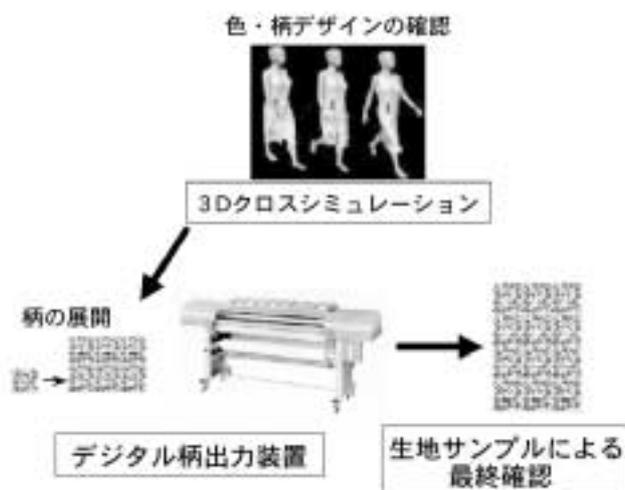
- ・企業の技術者が工業試験場での研究・試作・分析などの業務に参画し、研究開発や試作のノウハウ、評価・分析技術を習得する「モノづくり技術高度化開発指導」

#### 既存産業の高度化支援

- ・工業試験場職員を中心とした指導グループを企業に中・長期間派遣して、企業における新製品開発・研究開発機能の強化を行う「研究開発型企業重点技術指導」
- ・豊富な知識と経験を有する技術アドバイザーが現地に出向き、新技術、製品開発などの技術的支援を行う「技術アドバイザー指導」
- ・技術移転した研究成果について、生産体制の確立に向けた支援を行う「技術移転フォローアップ推進」
- ・各産地へ専門職員が出向き、技術相談に応じる「定期技術指導」
- ・織物デザイン作成工程の短縮等を図るための機器を活用して、高性能織物の試作開発を支援する指導
- ・「食品加工実験棟」に設置した設備を企業に開放し、食品業界の新製品開発を支援するための指導
- ・輪島漆器産地地域の商品開発力を高めるため、コンピュータを用いたデザイン開発技術などの指導
- ・産地組合（建具、漆器、金箔等）の企業グループと専門家、工業試験場が一体となってプロジェクトを形成し、新分野商品開発を技術支援

#### 社会的課題の技術的解決

- ・企業の国際環境規格（ISO14001）認証取得を促進するための指導
- ・中小企業が行うリサイクル製品や環境計測や浄化のための装置等環境開発関連製品を開発支援するための指導

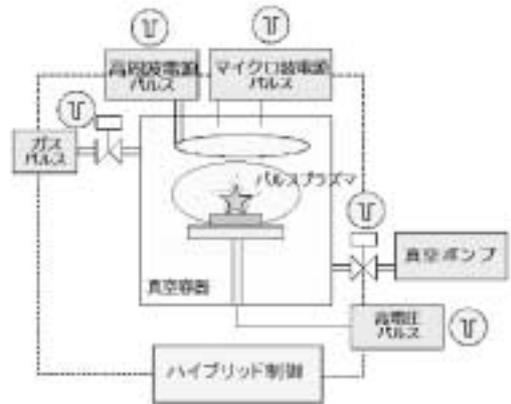


高性能織物試作開発指導  
(染色CADシステム)

2) 研究開発を行います。

企業や大学との共同研究を積極的に進め、その成果を広く業界に普及し、技術振興に役立てます。

- ・業界のニーズに応える生産技術や、新分野開拓に必要な技術の開発
- ・国内外の研究者との「研究交流」と、県内企業に対する技術の橋渡し
- ・社会的な課題である「情報技術」、「環境対応技術」、「医療・福祉技術」、「新エネルギー技術」などについて、産学官による研究会の開催や研究の実施



超硬質皮膜コーティング技術の開発  
(ハイブリッド・パルスプラズマコーティング装置)

3) 技術情報を提供します。

製品開発や技術開発を行っている皆様へ、最新の技術情報を提供しています。

- ・当場の活動や成果を載せた「技術ニュース」、「研究報告」などの発行
- ・インターネットを用いた情報提供、相談  
(工業試験場ホームページ <http://www.irii.go.jp/> E-mail:[www-admin@irii.go.jp](mailto:www-admin@irii.go.jp))



工業試験場のホームページ

4) 測定・分析を行います。

企業から持ち込まれた製品や材料などの試験、測定、分析を最新鋭の試験計測機器で行います。また、これらの試験データを用いた技術指導も行っています。

- ・材料試験、繊維試験、化学・分析試験、精密測定試験など



新しく導入した蛍光X線分析装置

# 下請企業対策

下請中小企業の多くは、経営規模が小さく、資本蓄積が不十分であるなど多くの問題を抱えています。さらに、下請中小企業は、親企業からの受注に依存する経営体質にあるため、取引交渉力も一般的に弱く、親企業の取引上の優越的な地位の濫用による不利を被り易い状況にあります。このため、「下請中小企業振興法」「下請代金支払遅延等防止法」などによって、下請中小企業の近代化、下請取引関係の改善、などが図られています。

## 下請中小企業の振興

### 下請中小企業振興法に基づく支援

下請中小企業振興法は、下請中小企業の振興を図るため親事業者と下請事業者が目指すべきガイドラインとしての「振興基準」、振興基準の内容を具体的に組合が中心となって実施する「振興事業計画制度」、下請取引の円滑化を図るための「下請企業振興協会の設置」等について定めており、これによって下請企業の振興が図られています。

#### 振興基準

振興基準の主な内容として、ア) 下請事業者の生産性の向上及び製品の品質又は性能の改善（下請事業者の努力、親事業者の協力など）、イ) 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善（発注分野の明確化、長期発注計画の提示及び発注契約の長期化、発注の安定化、納期・納入頻度の適正化、発注手続事務の円滑化など）、ウ) 下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化（設備の近代化、技術の向上、経営管理等の近代化、事業の共同化、情報化への積極的な対応など）、エ) 単価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善（単価の決定の方法の改善、下請代金の支払方法の改善など）、オ) 下請事業者の組織化の推進（事業共同化の推進、親事業者との円滑な関係の確立など）、カ) その他下請中小企業の振興のために必要な事項（国、地方公共団体の施策の活用、親事業者の下請企業振興協会による下請取引あっせんへの協力などの一般的留意事項、親事業者の合理化の進展などの最近の経済環境の変化に伴う留意点）からなっています。

#### 振興事業計画制度

特定の業種に関連する親事業者の下請事業者で組織している事業協同組合が、その親事業者の協力を得て振興事業計画を作り、国の承認を得てこれを実施する制度です。この計画の実施に対しては、金融上の助成措置としては、高度化事業貸付（中小企業総合事業団）、税制上の措置としては、特別土地保有税の非課税制度があります。

#### 下請企業振興協会

下請企業振興協会は、ア) 下請取引の斡旋、イ) 下請取引の経営等に関する情報提供、ウ) 下請取引に関する苦情・紛争等の処理、エ) 下請中小企業振興のための情報の収集及び提供などを行っており、47都道府県に設立されています。

また、都道府県下請企業振興協会の中核機関として、財全国下請企業振興協会があり、広域的かつ組織的な取引の斡旋体制の強化を図るとともに業種別の下請取引

標準約款の作成及びその普及を行うなど、下請取引の近代化を推進しています。更に、インターネットのホームページを開設し、親企業向けに下請企業に関する情報を常時発信し、下請企業の販路拡大を図るインターネット利用下請企業情報提供事業を実施しています。なお、わが国下請企業と進出外国企業の新たな取引関係の開拓のための情報提供等の事業を行っている国際下請取引情報センターが(財)全国下請企業振興協会の中に設置されています。

### 下請中小企業構造調整対策

円高を契機とした親企業の構造調整が進む中で、下請中小企業は、取引先親企業の多角化、新分野進出等の対応を図っていくことが必要となっています。そこで、こうした状況に下請中小企業が十分対応できるように、次のような構造調整の円滑化を図るための施策が講じられており、下請中小企業者を強力に支援しています。

地域活性化(創造技術研究開発費補助金制度のものづくり試作)

新事業者からの受注量の減少・受注単価引下げ要請に対応して販路の多角化等を行うための技術開発に対し、補助金が交付されます。

中小企業体質強化資金助成制度

親事業者の構造調整に伴い影響を受ける下請中小企業者の経営の合理化・近代化等又は新分野進出等の自立化の推進等による経営基盤の強化を支援するため、中小企業体質強化資金助成制度の一環として、「下請中小企業対策融資」を設け、民間金融機関及び商工中金から低利資金が受けられます。

下請中小企業対策貸付制度

産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定事業者が行う事業活動の変更により影響を受ける下請中小企業者及び下請中小企業振興法の指定業種に属する親事業者の事業活動の変更等により影響を受ける下請中小企業者を対象として、中小企業金融公庫より長期安定資金の供給を行っています。

## (財) 石川県中小企業振興協会

昭和41年に石川県が設立した石川県知事を会長とする公益法人で下請中小企業法に基づいて下請取引のあっせんを主要業務に次のような業務を行っています。

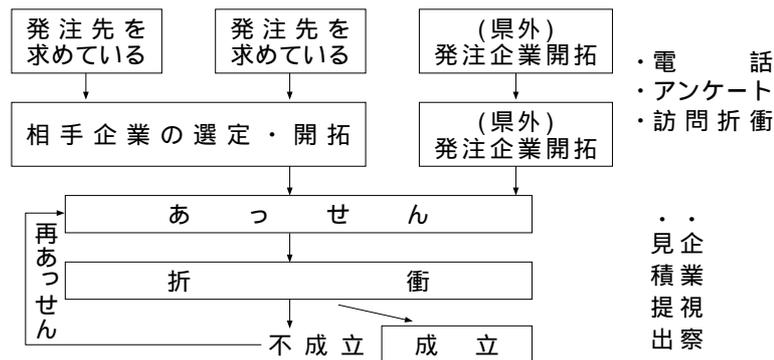
下請取引のあっせん

仕事を出したい企業、または仕事を受けたい企業に対し、両者が満足のいく取引先を紹介、あっせんします。

下請取引にあたっては、県内企業は勿論のこと、県外企業の発注を積極的に誘導して、結びつきを図ります。

なお、紹介、あっせんについては企業秘密を守ることは勿論、一切無料で行います。

下請取引あっせんの手順



情報の収集・提供

受・発注情報の収集と提供

県内外の企業に対する巡回訪問やアンケート調査により、受発注情報の収集並びに企業動向の把握を行うとともに情報誌を発行して、取引に必要な情報を提供します。

石川県ビジネスサテライトの運営

県内中小企業の首都圏進出をバックアップする活動拠点として共同オフィスを運営し、以下の貸出しを行っています。

貸ブース 12 商談室 1

その他の業務

このほか、下請取引が適正にかつ円滑に行われるように次の業務を実施しています。

- 中小企業テクノフェアの開催
- 石川県企業交流懇談会の開催
- 下請中小企業取引条件改善講習会の実施
- 石川県中小企業技術交流展の開催
- 石川県受注開拓懇談会の開催

当協会に企業登録を

登録とは

発注企業と受注企業の紹介や下請取引のあっせん・情報の提供等を効果的に行うためのものです。

対象企業

企業規模に関係なく、製造業を営む企業であれば県内外を問わず、無料で登録することができます。

手続き

当協会所定の登録申込み書に記入のうえ当協会へ提出して下さい。

販路開拓の支援

石川ブランドに代表されるような新製品を開発し、意欲的に新規分野への参入を図る企業のために、新しい販路を開拓します。また、業界動向のチェック、新規取引先への紹介など、新製品の営業活動をサポートします。

(財) 石川県中小企業振興協会 企業振興課  
 〒920-0223 金沢市戸水町イ65番地  
 (石川県地場産業振興センター新館2階)  
 TEL (076)267-1140 (代)  
 FAX (076)267-3622  
 URL <http://www.swan.ne.jp/~ishikawa/>  
 E-mail [ishikawa@swan.ne.jp](mailto:ishikawa@swan.ne.jp)

## 下請取引の適正化

### 下請代金支払遅延等防止法による下請取引の適正化

下請代金支払遅延等防止法は、下請代金の支払遅延などを防止し、下請取引の適正化を図るため、親事業者に対し守るべき義務と禁止行為を定めています。親事業者が守るべき義務は、具体的には、下請事業者から製品等を受領した日から起算して60日の期間内で、かつ、できる限り短い期間を下請代金の支払期日と定めなければならない、下請事業者に発注する際には、発注の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない、下請事業者からの給付の受領日、下請代金の支払日等下請取引の経過を記載した書類を作成し、それを2年間保存しなければならない、下請代金を支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者からの給付を受領した後、60日を経過した日から支払をする日までの期間について、遅延利息（年率14.6%）を支払わなければならないの4項目です。親事業者の禁止行為としては、下請事業者の利益を不当に害するような、発注した製品等の受領拒否、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、いったん受領した製品等の不当な返品、下請代金の買ったたき、下請事業者にとって不要な物品の購入強制、中小企業庁又は公正取引委員会への訴えに対する報復措置、有償支給原材料等の対価の早期決済、割引困難な手形の交付などが定められています。

親企業がこれらの義務や禁止行為に違反した場合には、公正取引委員会の改善勧告があり、勧告に従わない場合は社名の公表、罰則の適用などによって実効の確保が図られています。

### 建設業法に基づく下請取引の適正化

建設業における下請負人は一般的に特定の元請負人に依存して経営を行っている場合が多く、不当な取引条件を強いられるおそれがあるため、「建設業法」により元請負人の不公正な取引行為を規制しています。具体的には、不当に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制の禁止、下請代金の支払、検査及び引渡し、特定建設業者の下請代金の支払期日等について元請負人に義務を課しています。さらにこの法律の実効を確保するため、報告の徴収及び検査、建設業者又は建設業者団体に対する指導、助言及び勧告、公正取引委員会への措置請求、罰則などの措置が講じられています。

### 下請取引適正化の啓蒙、普及等

下請取引の適正化を推進するため、機会あるごとに「下請代金支払遅延等防止法」「下請中小企業振興法」に基づく振興基準等の趣旨の徹底が図られていますが、特に年末の金融の繁忙期には毎年、親事業者・親事業者団体等に対し経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名で通達が出され、その徹底が図られています。

また「下請代金支払遅延等防止法」に基づく親事業者の遵守事項及び「下請中小企業振興法」に基づく振興基準のより一層の周知徹底を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、親事業者に対する同法の意識向上が図られています。

さらに、親事業者の外注担当者等を対象に適正な下請取引を行う上で必要な下請代金支払遅延等防止法等の関係法令や具体的事例について理解を深めるための「下請取引改善講習」を実施しています。

# 官公需対策

中小企業の仕事を確保し、その振興・発展を図るため国、公団、公庫、事業団等の官公需を発注する諸機関及び地方公共団体が、政策的に中小企業への発注を促進する施策として、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」が制定されています。

国は、この法律に基づき、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に沿って、中小企業の発注増大を図るための各種措置を講じています。

## 中小企業者の受注機会の増大の推進

官公需契約の方針の決定

「官公需確保法」に基づき、中小企業者向け官公需契約目標及び目標達成のための措置を内容とする「国等の契約の方針」を毎年度閣議で決定し、公表することとなっています。

官公需適格組合の証明

中小企業庁は、発注機関において事業協同組合等をより容易に活用できるようにするため、官公需適格組合の証明を行っており、平成13年1月現在の証明組合数は815組合あります。証明は、(ア)物品の納入、製造の請負又は役務の提供、(イ)工事の請負の別に、各都道府県中小企業団体中央会の事実確認を受けて経済産業局に申請することになります。経済産業局では、(ア)共同事業の協調性・円滑性、(イ)官公需の受注に関する熱心度、(ウ)共同受注体制、(エ)経理的基礎等を審査し、経済産業局長はその旨の証明を行います。

官公需特定品目の発注・落札情報及び競争入札参加資格申請に係る情報の提供

中小企業者が官公需の受注機会をとらえやすくするため、中小企業団体中央会等を通じ中小企業者の受注機会を増大することが必要と認められる中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製品）に関する発注計画、落札結果及び競争入札参加資格申請に係る情報の提供を行っています。

官公需業種別受注対策事業の実施

全国中小企業団体中央会において、官公需の受注に意欲的な中小企業者の組合に対して、官公需受注に関する専門的な知識又は経験を有する指導者を派遣し、官公需の共同受注体制の整備、官公需に係る品質管理、検査体制の整備、情報収集機能の強化、契約手続等の指導等を行い、受注能力の向上を図る事業を実施しています。

官公需問題懇談会の開催

中央、地方の各段階で、中小企業者が抱えている官公需受注の問題点を掘り起こし、発注者の協力を得て、その個別、具体的な解決策を探るため、全国中小企業団体中央会において中央官公需問題懇談会を、各都道府県中央会において地方官公需問題懇談会を開催しています。

モデル官公需発注機関推進事業の実施

全国中小企業団体中央会において、中小企業者の受注の機会の増大に資するため、官公需発注機関における中小企業者に対する発注状況又は官公需共同受注事業に成功した官公需適格組合等における受注体制等について、その実態を調査・分析し、

モデル事例集を作成し、官公需発注機関、官公需適格組合、中小企業者等に普及しています。

## 官公需契約の手続

資格審査に関する公示

各省庁等の調達機関では、原則として2年に1回1～2月ごろ、翌年度その調達機関で行う競争入札参加資格審査の受付について、(ア)競争契約に参加させないことができる者、(イ)資格等級の区分、(ウ)資格審査事項、(エ)資格等級の決定方法、(オ)資格等級決定通知方法、(カ)提出書類、(キ)申請の時期及び方法の事項を内容とする公示を行います。

なお、国の物品の製造等（公共事業を除く）の一般競争に参加する方に必要な資格は、申請場所のいずれか1カ所に申請すれば、各省各庁の全調達機関に共通して有効な統一資格となっています（統一資格制度は平成13年度から実施し、資格は平成15年度までの3年間有効となります）。

資格審査申請書の提出

官公庁の競争契約に参加を希望する者は、前記公示等に従って資格審査申請書を提出することとなります。なお、この申請書の提出に当たっては、添付書類として(ア)経営規模等総括表、(イ)登記簿謄本又は身元証明書、(ウ)財務諸表、(エ)納税証明書、(オ)営業経歴書が要求されます。

資格の取得

資格審査申請書の提出があれば、調達機関は申請者ごとに資格等級の審査を行います。この場合、申請者が破産者等で契約に参加させることができないとされている者、過去に官公需契約の履行に当たり不正な行為をした等のために契約に参加させることができないとされている者を除き、いずれかの等級に格付けされます。資格者名簿に登録された者は、取得資格の区分に応じた官公需の競争入札に参加し得ることとなります。

契約参加

一般競争については、資格を有するすべての者が競争に参加できますが、指名競争の場合には、当該調達機関から指名を受けた者のみの競争となり、調達機関では、資格者名簿の中から参加できる者を指名します。

契約書又は請書の作成

契約の相手方となったときは、軽微な契約を除き、当該契約書又は請書を作成します。

# IT革命への対応

電子政府の構築が予定されている平成15年度中に、半数程度の中小企業がインターネットを活用した電子商取引等を実施できることを目標として、以下の施策が講じられています。この目標を通じて、中小企業がインターネット等を活用し、自社の内外をコンピュータ・ネットワークで接続してビジネスに活用するようなIT化が進展していくことを目指しています。

## 中小企業のIT化支援

IT活用に対する意識向上と人材の育成

### セミナー・研修の実施

都道府県等中小企業支援センターでは、地域の中小企業経営者等を対象にIT革命が中小企業に及ぼす影響等に関するセミナー、IT活動事例、電子商取引等の実践的な研修等を行っています。また、中小企業総合事業団では、ITに関する事例紹介、新商品・技術展示、ノウハウの提供等を行うITフォーラムや、中小企業大学の衛星放送研修、WEB研修を実施しており、商工会、商工会議所、中央会等においても企業経営に必要なパソコン実践研修を行っています。

### ITコーディネータの育成

ITコーディネータ協会では、中小企業におけるITを活用した経営革新や経営の向上・改善に的確なアドバイスのできるITコーディネータの育成を行っています。

ITに関するアドバイス・コンサルティング

### ITアドバイザー派遣事業

中小企業総合事業団では、IT化を推進する中小企業に対しIT導入に関する専門家を派遣します。

### 専門家派遣事業

都道府県等中小企業支援センターでは、中小企業に対し、IT・経営革新に関する専門家を派遣します。

### 戦略的情報化投資活性化事業（ITSSP）

ITコーディネータを活用した継続的な企業訪問や経営者交流会を通じたコンサルティングを積極的に活用できるような環境整備を行っています。

ITシステム導入に対する支援

### 金融

政府系中小企業金融3機関では、中小企業における情報技術の普及変化に関連した事業変化に対応するため、情報化投資を構成する設備、土地、建物及び運転資金等のIT貸付制度を実施しています。また、中小企業振興協会では情報関連機器を導入するための支援として設備資金貸付制度や設備貸与制度を実施しているほか、中小企業総合事業団では高度化融資事業におけるソフトウェア融資・情報化共同事業、機械類信用保険制度を実施しています。

### リース等

(財)全国中小企業情報化促進センター（NIC）では、POSシステムの導入等戦略的情報化を進めるための情報機器を指定リース会社が中小企業者に低リース

料率でリースする戦略的情報化機器等整備事業を行っています。

#### 税制

##### ア．中小企業投資促進税制

中小企業者等が、パソコン、デジタル複写機等を購入、又はリース契約により事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除を受けることができます。

##### イ．中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）

中小企業者等が、対象となるメカトロニクス機器及び電子計算機を取得する場合あるいはリース契約により事業の用に供する場合に特別償却又は税額控除を受けることができます。

##### ウ．中小企業等基盤強化税制

各要件に該当する中小企業者等が指定期間内に、対象設備を取得、又はリース契約により指定事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除を受けることができます。

## 中小企業のIT化のための基盤整備

### 共通基盤的ソフトウェア等の整備

#### 情報技術活用型経営革新支援事業

中小企業の経営革新を行うために情報通信技術を活用し、製・配・販、下請企業等が関連する事業者と連携して設立するコンソーシアムが行う業務アプリケーション、商品データベース等ソフトウェア、商品データベースシステムにかかる大規模実証実験等を行う組合等に対して全国中小企業団体中央会から助成が行われます。

#### 中小企業向けCAD/CAM研修

公設試等において、中小企業のものづくりとITの融合を促進するためのCAD/CAM研修を実施しています。

#### e - 中小企業庁&ネットワーク

中小企業庁は、中小企業支援機関と連携し、メールマガジンを活用して中小企業に対して最新の施策情報を提供しています。また、中小企業からの相談・意見の窓口をホームページに設け、施策の改善に反映しています。

#### J - Net 21によるワンストップ体制の充実

中小企業事業団は、中小企業専門のポータルサイトを整備し、中小企業者及び中小企業支援担当者が必要な情報を入手できるワンストップサービスとしての情報提供体制を整備しています。

#### テクノナレッジ・ネットワークによる技術情報の提供

中小企業が抱える技術的悩みを解決し、技術開発やIT革命への対応を促進するため、技術相談事例、溶接データベース、切削データベースなどの技術情報をインターネットにより提供しています。

#### 商工会、商工会議所、中央会等による情報提供

##### ア．組合情報ネットワーク化事業

中小企業の組合を基盤とした情報ネットワークの導入について調査を終了した場合、システムの設計を行う事業に対して助成します。

##### イ．インターネット活用情報交流事業

商工会等では、各種情報のマッチングにより地域商工業者の事業活動機会の増大を図るため、ホームページを作成し、地域の中小企業情報を発信しています。

### IT推進のための情報提供

ウ. 中小企業情報創造発信強化支援事業

中小企業団体中央会では、中小企業が必要とする企業情報、技術情報の共有化を図るため、組合を通じて中小企業に関する情報を発信しています。

エ. 中央会間情報ネットワーク運営事業

各県中央会及び全国中央会の中に、情報ネットワークを構築し、組合指導情報等を相互交換して指導内容の充実を図っています。

オ. 下請取引オンライン・ネットワーク事業

全国及び各県下請企業振興協会間の情報ネットワークを通じて広域取引斡旋などを行い、下請中小企業の受注拡大を図っています。

カ. インターネット利用下請企業情報提供事業

各県下請企業振興協会では、下請中小企業の販路拡大を図るため、ホームページを作成し、親企業向けに情報提供を行っています。

キ. 取引マッチングシステム

全国下請企業振興協会では、受注・発注企業が希望条件に応じた企業検索ができるシステムをホームページに設置しています。

## 特許制度の利用

### 特許流通の促進

#### 特許流通アドバイザーの派遣

中小企業に対し、大学、試験研究機関、企業が保有する特許の円滑な導入を支援するため、特許流通アドバイザーを派遣しています。

#### 特許流通フェアの開催

特許提供または導入を希望する企業、大学、試験研究機関などが直接交流する特許流通フェアを全国で開催しています。

#### 特許流通データベースの整備

大学、試験研究機関、企業等が保有する特許情報をデータベース化し、インターネットを介して無料で提供しています。

### 特許情報の利用促進

#### 特許電子図書館（IPDL）による特許情報の提供

特許電子図書館（IPDL）により、約4,500万件の特許情報等をインターネットを通じて無料で公開し、中小企業の効率的な技術開発を促進しています。

#### 特許電子図書館（IPDL）の閲覧環境の整備

独立行政法人工業所有権総合情報館、各地方閲覧室、各都道府県の知的所有権センターに専用回線による電子閲覧端末を設置すると同時に、特許情報の検索指導・相談を行う公報閲覧相談員を各地方閲覧室、特許電子図書館情報検索指導アドバイザーを各都道府県の知的所有権センターに派遣しています。

#### 技術分野別特許マップの作成

技術分野別に技術開発動向等を整理・分析し、中小企業が行う技術開発や特許導入の参考として活用できる技術分野別特許マップを作成しインターネットを介して無料で提供しています。

### 特許取得の支援

先行技術の調査や電子出願の指導を実施すると同時に、特許料等の減免を図ることによって、中小企業等の特許取得を支援します。

#### 先行技術調査の実施

中小企業・個人を対象に、出願準備中の技術と類似の技術が存在するか否かに関する先行技術調査を専門家が無料で実施しています。

出願アドバイザーによる電子出願手続の指導

中小企業・個人が電子出願を円滑に行えるよう、専門家が手続や操作に関する指導を各都道府県の発明協会支部において無料で実施しています。

特許料等の減免

(ア) 資力に乏しい法人に対する特許料等の減免

資力に乏しい法人に対して、審査請求料を半額軽減し、1～3年分の特許料を3年間猶予することにより、中小企業の特許の取得を支援しています。

(注) 資力に乏しい法人の主な要件： 資本金3億円以下、設立5年以下、法人税非課税等の要件を全て満たす者。

(イ) 研究開発型中小企業に対する特許料等の減免

研究開発型中小企業に対して、審査請求料及び1～3年分の特許料を半額軽減することにより、研究開発型中小企業の特許の取得を支援しています。

# 倒産防止対策

経営の悪化により倒産寸前の事態に直面し、また、取引先企業の倒産等により連鎖倒産の危機に直面した中小企業者に対する対策として、次の施策が講じられています。

## 倒産防止特別相談事業

全国の主要な商工会議所と都道府県商工会連合会に「倒産防止特別相談室」（全国275カ所）を設置して、都道府県知事及び中小企業庁長官が適任と認める者を商工調停士として委嘱し、これに公認会計士、税理士等を加え、倒産の危機に直面した中小企業者の相談に応じ、金融斡旋、受注斡旋、事業転換の指導などを行っています。

また、倒産防止特別相談室に相談申込みをした中小企業者のうち、経営の安定を図るために緊急に運転資金を必要とする方には、中小企業体質強化資金助成制度（経営安定対策貸付）を活用して金融機関への融資斡旋が行われます。これは、同相談室で指導を受け、商工調停士の指導により経営の危機を克服する見込みがあるものとして、商工会議所会頭又は都道府県商工会連合会会長の推薦のあった方が対象となります。

## 連鎖倒産防止事業

経営安定関連保証制度

取引先の再生手続開始申立・事業活動制限、あるいは災害の影響などにより経営難に陥っている中小企業、又は不況にあると認められる業種に属し経営が難しくなっている中小企業者が、経営の安定のために必要な事業資金を借り入れる場合に、信用保証協会より通常の限度額とは別枠で保証が受けられる制度です。

保証限度額……普通保険 2 億円、無担保保険 8,000 万円、特別小口保険 1,000 万円について通常の付保限度額とは別枠で普通保険 2 億円、無担保保険 8,000 万円、特別小口保険 1,000 万円の保証を受けることができます。

中小企業倒産対策資金(融資制度)

取引先企業の倒産により資金繰りが悪化している中小企業者に、政府系中小企業金融機関等が緊急に必要な運転資金を融資する制度です。

中小企業倒産防止共済制度

取引先事業者の倒産の影響を受けて中小企業者が倒産する事態（連鎖倒産）又は倒産に至らないまでも著しい経営難に陥る事態の発生を防止するため、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、中小企業者の拠出による共済制度を確立することによって、中小企業の経営の安定に寄与することを目的としています。

本制度に加入後 6 カ月を経過して、万一取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの債権の回収が困難となった場合には、積み立てた掛金総額の 10 倍の範囲内で無担保・無保証人・無利子の貸付が受けられます。

掛 金……………毎月の掛金は、5,000 円から 8 万円までの 5,000 円刻み（掛金積立限度 320 万円）

税制上の優遇措置……掛金は損金又は必要経費に算入できます。

貸付額.....取引先が万一倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍又は回収が困難となった売掛金債権等の額のいずれか少ない額（貸付限度3,200万円）

貸付条件.....無担保・無保証人・無利子  
（ただし、貸付額の1/10に相当する掛金額に対する権利は消滅します。）

償還期間.....5年以内（うち据置期間6カ月）

一時貸付金の貸付.....臨時に事業資金の調達が必要になった場合、一時貸付金の貸付が受けられます。

取扱機関.....中小企業総合事業団、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、金融機関



# 小規模企業対策

中小企業の中でも特に零細な小規模企業（常時使用する従業員の数が20人以下の企業、商業・サービス業では5人以下の企業）に対しては、きめの細かい経営指導が行われているほか、特別な融資制度や事業主のための共済制度が設けられています。

## 商工会・商工会議所を通じた施策

### 経営改善普及事業

全国の商工会・商工会議所には経営指導員、専門経営指導員（広域指導センター、専門指導センターに設置）、記帳専任職員、記帳指導員などが設置されています。経営指導員は金融、税務、労働、取引、経理など幅広い分野にわたって、きめ細かく相談に応じて指導を行っています。記帳専任職員と記帳指導員は、記帳の指導のほか必要に応じて記帳事務の代行も行っています。小規模事業者が持ち込む売上や仕入の伝票をコンピューターに入力し、元帳や試算表などを整理して提供する記帳の機械化も進められています。

また、相談・指導以外にも、経営や技術などの専門家を委嘱して指導に当たる経営・技術強化支援事業が推進されています。更に、小規模事業者等の労働福祉対策等の充実のため、健康維持増進支援事業（健康診断を受診する費用の一部を助成する）が行われているほか、地域の広域振興ビジョンの計画策定や地域資源に関する調査・研究を行う「商工会等広域連携等地域振興対策事業」、商工会を中心に地域の特産品や観光資源等を開発し地域産業おこしを図る「むらおこし事業」、地域資源情報を収集・制作するための「ふるさと情報発信事業」、海外情報を収集・提供するための「小規模企業海外展開支援事業」、商工会等の青年部、婦人部活動を推進する「若手後継者等育成事業」、ホームページにより地域商工業者の事業活動機会の増大を図る「インターネット活用情報交流事業」、経営・経済に関する人材育成・指導を行う「商工会地域広域振興対策推進事業」、地域活性化を支援する「地域振興活性化事業」、「小規模企業広域活性化事業」、ホームヘルパー養成のための「能力開発研修事業」、倒産防止特別相談室を設置して相談に応じる「倒産防止特別相談事業」などが行われています。

### 基盤施設事業

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の認定を受けた基盤施設計画に基づいて、商工会及び商工会議所等が、商店街等の活性化、一般公衆の生活向上に寄与するコミュニティー施設、健康維持増進施設、駐車場等の商業基盤施設や地域開発に対する商品開発等における能力向上のための産業おこしの基盤となる施設等を建設取得する商店街・商業集積活性化施設整備事業、地域産業創造基盤整備事業に寄与する補助のほか、金融・税制等の支援が行われています。

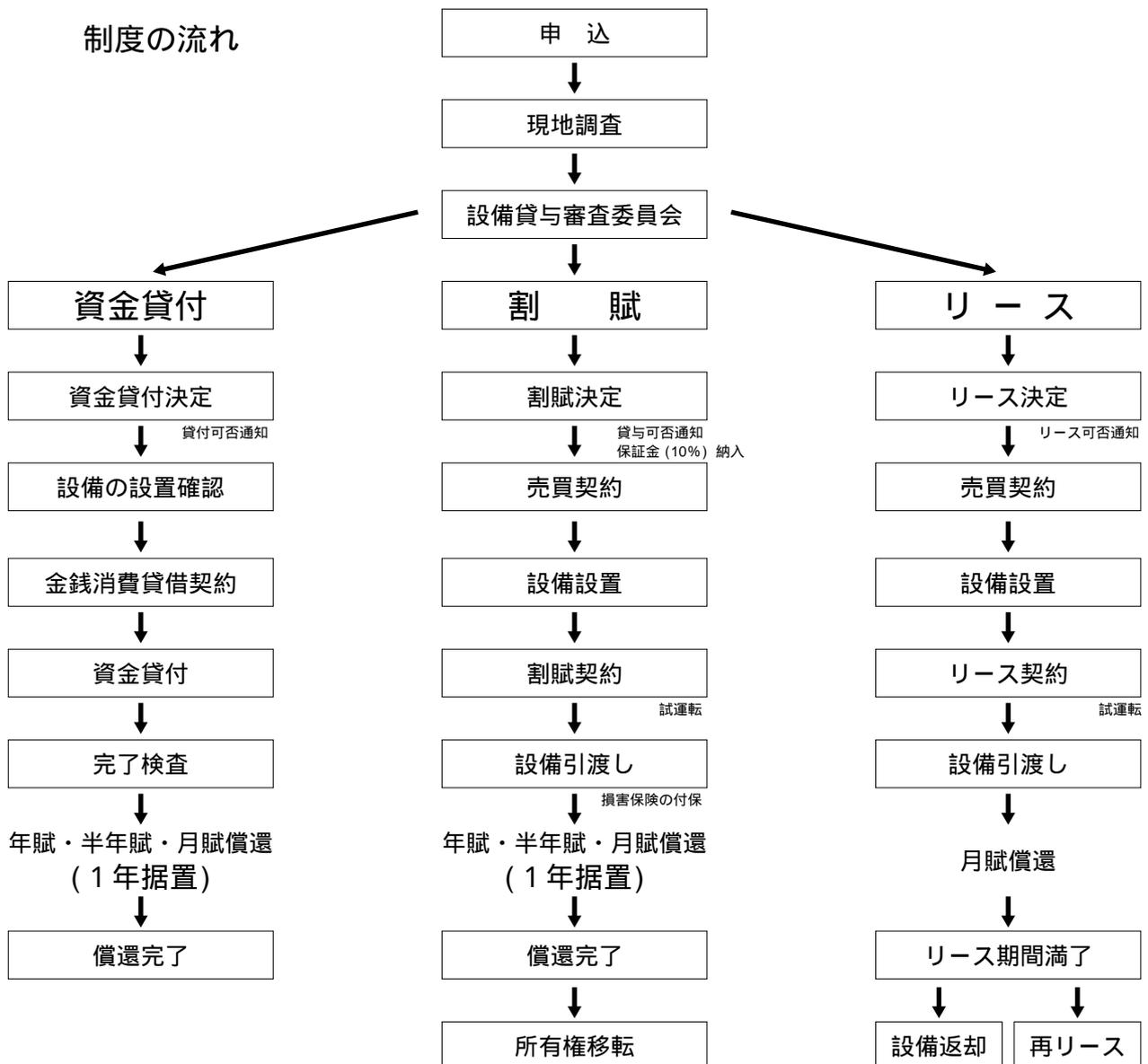
## 小規模企業者のための金融

小規模企業者のための金融については、小口資金の融資を主とする国民生活金融公庫の融資があるほか、中小公庫や商工中金においても、小口融資については資金使途の緩和や審査の簡素化が行われています。

また、信用保証については、担保も保証人も提供できない小規模事業者のために、無担保・無保証人の特別小口保証制度があります。特別小口保証が利用できるのは、従業員20人以下（商業・サービス業では5人以下）の小企業者となっています。

経営改善普及事業を金融面から補完する制度として、「小企業等経営改善資金融資制度」（マル経資金制度）があります。これは、常時使用する従業員の数が5人以下（商業・サービス業は2人以下）の小企業者及び小規模企業でその経営内容が小企業者と同様の実態にあるもので、地域の商工会会長・商工会連合会会長・商工会議所会頭の推薦を受けたものに対し、国民公庫から無担保・無保証人で必要な事業資金を融資する制度です。

## 設備資金貸付制度・設備貸与制度（石川県中小企業振興協会）



## 設備資金貸付制度

この設備資金貸付制度は、小規模企業者や未創業者・創業後1年未満の皆様方が創業並びに経営基盤の強化を図ろうとするために必要な設備資金を長期・無利子で貸付するものです。

### 制 度 の 概 要

設備資金貸付制度 (国の制度)	
対 象 業 種	原則として指定なし 性風俗特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種は対象外
対 象 設 備	原則として指定なし 県内に設置し、自己の企業で使用する設備 土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外
従 業 員 数	製造業・建設業等：20人以下 (特認で50人まで対応可) 共通事項を参照) 商業・サービス業：5人以下 (特認で50人まで対応可) 共通事項を参照)
貸 付 限 度 額	未創業または創業後1年未満の企業 25～4,000万円 創業後1～5年未満の企業 50～6,000万円 産業活力再生特別措置法の認定計画による場合 66～6,000万円 一般の企業 (～以外の企業) 50～4,000万円
貸 付 割 合	設備購入代金の1/2以内 産業活力再生特別措置法の認定計画による場合は2/3以内
貸 付 利 息	無利子
貸 付 期 間	7年以内 (うち据置期間1年以内) 購入設備の耐用年数により3年～7年 ただし、公害防止設備については、6～12年
償 還 方 法	「年賦」「半年賦」「月賦」のいずれかにより、均等償還 (返済)
連 帯 保 証 人	創業1年未満 (未創業者を含む) 法人：3名以上 (うち第三者1名) 個人：2名以上 (第三者1名) 創業1年以上 法人：2名以上 (うち第三者1名) 個人：1名以上 (第三者1名) 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業名の者を連帯保証人として扱うことができる
担 保	貸付金額1,000万円以上、譲渡担保に適さないものは300万円以上 貸付対象設備を譲渡担保とさせていただきます
損 害 保 険 の 付 保	原則として損害保険を付保し、質権を設定し、その証券を当協会に提出していただきます
固 定 資 産 税	借受人は、貸付設備に係る固定資産税の納税義務者となる旨を申告し、税を負担しなければなりません
そ の 他	抵当権設定費用などの貸付に係る一切の費用は借受人の負担となります

共通事項 従業員21～50人 (商業・サービス業は6～50人) の特認企業については次のいずれにも該当すること。  
金融機関 (金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。) からの借入残額 (長期・短期合計) が3億円以下であること。  
最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。  
出資総額の1/3を中小企業者以外の事業者が所有していないこと。

## 設備貸与制度

設備貸与制度には、国の制度による「設備貸与制度（割賦・リース）」と石川県の制度による「特定中小企業設備貸与制度（割賦）」があります。

この制度は、当協会が小規模企業者や未創業者・創業後1年未満の皆様方が希望される設備を現金一括払いで購入し、これを長期・低利で割賦（完済後に所有権を移転）又はリースするものです。

## 制度の概要

### 1. 割賦

	設備貸与制度（国の制度）	特定中小企業設備貸与制度（県の制度）
対象業種	原則として指定なし 性風俗特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種は対象外	
対象設備	原則として指定なし 県内に設置し、自己の企業で使用する設備 土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外	
従業員数	製造業・建設業等：20人以下 (特認で50人まで対応可 共通事項を参照) 商業・サービス業：5人以下 (特認で50人まで対応可 共通事項を参照)	21～50人以下（共通事項を参照）
割賦限度額	100万円～6,000万円以下 (未創業・創業後1年未満の企業は50万円～3,000万円以下)	
保証金	設備価格の10%	
割賦損料（利息）	年2.75%	
割賦期間	7年以内（うち据置期間1年以内） 購入設備の耐用年数により3年～7年 ただし、公害防止設備は6年～12年	
償還（返済）方法	「年賦」「半年賦」「月賦」のいずれかにより、均等償還（返済）	
連帯保証人	創業1年未満（未創業者を含む） 法人：2名以上（うち第三者1名） 個人：1名以上（第三者1名） 創業1年以上 法人：2名以上 個人：1名以上 本年度で（貸付・割賦・リース）の利用額1,000万円以下の場合には法人・個人とも1名以上 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる	
担保	必要に応じて設定させていただきます	
損害保険の付保	貸与期間中借受人は、当協会を受取人として指示する損害保険を付保し、保険証書を当協会に提出していただきます	
固定資産税	借受人は、貸与設備に係る固定資産税の納税義務者となる旨を申告し、税を負担しなければなりません	
設備の所有権	設備代金が完納された時は、設備の所有権を借受人に譲渡します	
その他	抵当権設定費用などの貸与に係る一切の費用は借受人の費用となります 割賦限度額を超える場合は概ね、2割を限度として、その超過分を前納していただきます	

共通事項 従業員21～50人（商業・サービス業は6～50人）の特認企業については次のいずれにも該当すること。  
金融機関（金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。）からの借入残額（長期・短期合計）が3億円以下であること。  
最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。  
出資総額の1/3を中小企業者以外の事業者が所有していないこと。

## 2. リース

リース制度 (国の制度)	
対 象 業 種	原則として指定なし 性風俗特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種は対象外
対 象 設 備	原則として指定なし 自己の企業で使用する設備 物品賃貸業の賃貸用物品は対象外
従 業 員 数	製造業・建設業等：20人以下 (特認で50人まで対応可 共通事項を参照) 商業・サービス業：5人以下 (特認で50人まで対応可 共通事項を参照)
リ ー ス 限 度 額 (消費税込)	100万円～6,000万円以下 (未創業・創業後1年未満の企業は50万円～3,000万円以下)
リ ー ス 期 間	3～7年 (下記別表のとおり)
月 額 リ ー ス 料 率	3.006 [3年]～1.408% [7年] (下記別表とあり)
償 還 (返 済) 方 法	前払リース料はなし 月賦償還 (返済)
連 帯 保 証 人	設備貸与制度 (割賦) に同じ
担 保	設備貸与制度 (割賦) に同じ
そ の 他	設備貸与制度 (割賦) に同じ
固定資産税、損害保険料はリース料の中に含まれていますので、めんどろな手続が不要であり、リース料は税法上経費 (損金) として処理できます	

### 別表

法定耐用年数	リース期間	月額リース料率
4～5年	3年 (36カ月)	3.006%
5～7年	4年 (48カ月)	2.312%
6～8年	5年 (60カ月)	1.886%
7～11年	6年 (72カ月)	1.609%
8～13年	7年 (84カ月)	1.408%

月額リース料は、リース設備購入価格 (消費税を含む) に、リース期間毎に定められた月額リース料率を乗じた額となります。  
リース期間は、設置する設備の法定耐用年数により、別表のとおりとなります。

### 中小企業設備投資緊急利子補給金

平成13年度設備貸与制度・特定中小企業設備貸与制度を利用して、平成14年3月末までに設備を導入した企業に対して、石川県が割賦損料に対して、一般分：0.5%、IT分：0.75% (平成13年度創設) 以内の額を助成します。

お申込・お問合せは

財団法人 石川県中小企業振興協会  
設備貸与課

〒920-0223  
石川県金沢市戸水町イ65番地  
石川県地場産業振興センター 新館2階  
T E L (076) 267-1140 (代表)  
F A X (076) 267-3622  
U R L <http://www.swan.ne.jp/~ishikawa/>  
E-mail [taiyo@swan.ne.jp](mailto:taiyo@swan.ne.jp)

## 延払による機械設備貸与制度のあらまし（石川県鉄工機電協会）

目 的	この制度は、設備投資を行う機械金属、電気・電子関係企業及び協同組合等に対し、その計画が経営基盤の整備、確立に充分貢献し得るものとなるよう助言と指導を併せた機械設備の貸与を行うことにより自主的な安定経営確立に寄与することを目的とします。
貸与対象企業	中小企業基本法に規定する中小企業者 協同組合等
対象機械設備	機械金属、電気・電子工業に関する生産設備とし、金属工作機械、金属加工機械、めっき、熱処理設備、電子応用機器及びこれらに類する設備であって、本制度の目的に即した新鋭機械設備（中古機械設備を除く）であること。 生産品の品質・性能向上のための試験・計測機器 協同組合等の場合は共同事業施設であること。
貸与対象機械設備等の限度額	一般枠 当該年度において一企業に貸与する機械設備等の合計額の限度は6,000万円とします。 特認枠 貸与対象機械設備1台の価格が6,000万円を超える機械設備等を貸与することが適当と認められる場合は、8,000万円を限度として貸与することができます。 一般枠及び特別枠の限度額を超えて貸与を受けるときは、その超える部分を前納していただきます。 一企業当たりの貸与制限額 一企業当たりの貸与制限額は、新規貸与額及び既存貸与残額を含め1億6,000万円とします。
貸 与 期 間	貸与の期間は、原則として7年以内です。
償 還 方 法	1年以内据置で、原則として4ヶ月毎（7月1日・11月1日・3月1日）の元金18回均等償還とします。
保証金（頭金）	貸与対象機械設備等の価格の10%相当額を保証金（頭金）として貸与契約締結時に納入していただきます。
貸与料（利息）	貸与額の返済が完了するまで、貸与額残高に対し小規模企業者等設備導入資金助成法（平成11年法律第222号）の中小企業設備貸与事業に基づく貸与利率と同率を乗じて得た額を貸与料として賦払い期間の当初に納入していただきます。
保 証 人	連帯保証人 個人企業の場合は、2名以上、原則としてうち1名は同居親族以外の者 法人企業の場合は、代表者を含め2名以上、原則としてうち1名は同居親族以外の者 協同組合の場合は、理事全員の連帯保証が必要です。
所有権の移転	貸与額及びその他の納入すべき金額をすべて完納したときは、貸与対象設備等の所有権は借受人に帰属します。

## 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業者が事業を廃止したり会社の役員を退職した場合に、事後の生活の安定のために「事業主の退職金」ともいえる共済金を支給する制度です。中小企業総合事業団が国の出資金及び補助金によって運営しています。

共済への加入資格があるのは、常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の企業の個人事業主、会社・企業組合・協業組合の役員です。協同組合、中小企業団体中央会、商工会、商工会議所、金融機関などが加入の窓口となっています。

共済契約は第一種共済契約（以下「共済契約」という。保険的性格。）を持ち、共済事由・解約事由により共済金が異なっています。掛金は月額1,000円から500円きざみの金額で、最高限度額は7万円となっています。最高限度額の範囲内において増額は自由にできます。

共済契約の掛金は、全額所得控除（小規模企業共済掛金等控除）され、共済金（一時金）は退職所得扱いとなります。また共済金の分割支給を受ける場合は、公的年金控除の対象となります。

小規模企業共済契約者のための還元融資として、小規模企業共済契約者貸付制度があります。貸付には一般貸付（簡易迅速に事業資金又は事業に関連する資金を貸し付ける）、傷病災害時貸付（疾病・負傷による入院、激甚災害により経営に支障を生じた場合）、創業転業時貸付（共済契約者が新規開業、転業を行う場合）、新規事業展開等貸付（本人が事業の多角化又は後継者が新規開業、事業の多角化を行う場合）及び福祉対応貸付（自宅、事業所のバリアフリー化、福祉機器の購入を行う場合）があります。一般貸付の貸付限度額は10万円以上（5万円きざみ）で、掛金総額に掛金納付月額に応じた割合（7～9割）を乗じて得た額と700万円のいずれか少ない額です。また傷病災害時貸付の貸付限度額は50万円以上（5万円きざみ）で、掛金総額に掛金納付月額に応じた割合（7～9割）を乗じて得た額と500万円のいずれか少ない額です。また創業転業時貸付、新規事業展開等貸付及び福祉対応貸付の貸付限度額は50万円以上（5万円きざみ）で、掛金総額に掛金納付月額に応じた割合（7～9割）を乗じて得た額と1,000万円のいずれか少ない額です。この制度の使用用途は主として事業資金で、いずれも無担保・無保証人です。

# 事業分野の調整対策

大企業と中小企業の間には著しい競争力の格差があり、大企業や大規模小売店舗などが中小企業の活動する事業分野や地域に進出・出店する場合、多数の中小企業が打撃を受けることがあります。このようなことは、社会的公正や経営資源の損失の面から、国民経済上無視することができません。そこで、中小企業の事業機会や公正な競争を確保するための施策が講じられています。

## 中小企業の事業機会の適正な確保のための施策

中小企業の事業分野に進出する大企業の事業活動の調整を図るため、「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（分野調整法）」「小売商業調整特別措置法」などが制定されています。

### 分野調整法等

中小企業者が従来比較的多く従事している事業分野への大企業者の進出によって、中小企業の事業活動の機会が不当に侵されることのないようにするため、中小企業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼすおそれのある大企業者の事業の開始又は拡大に際し、相当数の中小企業者の利益を代表し得る中小企業団体（商工組合、一定の要件を満たす事業協同組合及び社団法人等）が申出を行うことにより、大企業者の事業活動の調整が図られることになっています。

具体的には、次のような調整が図られます。

中小企業団体は、大企業者の事業の開始又は拡大が構成員の相当数の中小企業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるときは、主務大臣（地区が都道府県域内のものは都道府県知事を経由）に対して、その開始の時期や規模等について調査を申出ることができる。主務大臣は調査結果を中小企業団体に対して通知する。

中小企業団体は、大企業者の事業の開始又は拡大が構成員の相当数の中小企業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼす事態が生ずるおそれのあるときは、主務大臣（地区が都道府県域内のものは都道府県知事を経由）に対して調整の申出をすることができる。

調整の申出があった場合、当該事態の発生を回避することが困難であり、かつ、当該事態の発生を回避し中小企業の事業活動の機会を適正に確保する必要があると認めるときは、「中小企業政策審議会」の意見を聴いて、主務大臣は大企業者に対し事業の開始若しくは拡大の時期の繰下げ又は事業の規模の縮小を勧告（進出が差し迫っている場合は一時停止勧告）することができる。

大企業者が調整勧告に従わなかったときは、主務大臣はその旨を公表することができる。一方、大企業者への勧告が行われた場合には、主務大臣は当該中小企業団体に対し、構成員の中小企業が講ずべき設備の近代化、技術の向上、事業の共同化等について指導を行うことになっています。

調整の対象となる大企業者には、中小企業基本法に定める中小企業以外のもののほか、大企業のダミーも含まれます。なお、分野法の対象からは小売業などは除かれています。

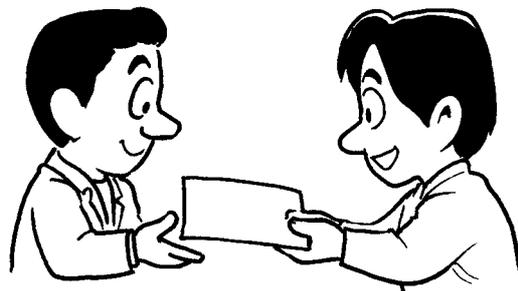
小売商業調整特別措置法

小売商の事業活動の機会を適正に確保するとともに、小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除外して国民経済の健全な発展を図るため、購買会事業（事業者がその従業員に生活必需品等を販売する事業）に対する規制、小売市場の許可、中小小売商とそれ以外の者との間の紛争の斡旋、調停、勧告などが行われます。また、大企業者の新たな事業の開始又は拡大の場合には、一定の要件を満たす中小小売商団体の申出に基づき、都道府県知事が事前調査のほか時期の繰下げや規模の縮小の勧告を行うことができることになっています。

消費生活協同組合、農業協同組合等と中小小売商との事業活動の調整

消費生活協同組合や農業協同組合（生協・農協）は、組合員の生活に必要な物資の供給を第一義の目的としており、本来営利を目的としたものではないので、小売商業調整特別措置法による調整の対象にはなっていません。しかし、近年、大規模な出店や員外利用等をめぐり、地元中小小売商との間で摩擦が生じています。

そこで、生協及び農協が行う生活物資供給事業については、厚生労働省、農林水産省において、各協同組合法の趣旨に則り、法の許容範囲を超えた員外利用の防止の徹底、店舗の設置及び運営の適正化などの指導が行われています。



# 特別対策

## 不公正な取引方法の是正

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、私的独占、不当な取引制限（カルテル）、不公正な取引方法等を禁止し、事業者が各自の創意と責任に基づいて自由な事業活動を営むことができる環境等の整備を図ることを目的としています。また、大企業による不当な圧迫等から中小企業を守り、中小企業が、その特色を十分に発揮した自主的な経済活動を営めるようにする役割を果たしており、このような公正かつ自由な競争によって良質・低廉な商品やサービスの提供が可能となることが期待されています。

独占禁止法の役割

独占禁止法の役割の中心は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法の禁止にあります。事業者が不当に市場支配力を形成し、価格の引上げや生産数量の制限を自由に行う事に対しては厳しい規制が行われています。こうした規制は、関連する中小企業が大きな不利益を被ることを防ぐことにもなります。

また、公正取引委員会では、独占禁止法に基づき、取引上優越した地位にある事業者（大企業等）が、その立場を利用して取引の相手方（中小企業等）に対し不当に不利益を与える行為等を「不公正な取引方法」と指定し、規制しています。このうち、下請企業に対する優越的地位の濫用行為については、独占禁止法の特別法である下請代金支払遅延等防止法で規制されます。

一般消費者に対する商品・サービス等についての虚偽・誇大な表示は、独占禁止法の特別法である不当景品類及び不当表示防止法により、迅速・効果的に規制されています。それぞれの業界においては、公正取引委員会の認定を受けて、自主ルールを設定する公正競争規約制度が設置されています。

このような規制は、大企業と中小企業とが同様の基盤の上で、公正な競争を行うため、重要な役割を果たしています。

中小企業の取引の適正化

中小企業を取り巻く取引環境・競争環境を改善するため、中小企業の取引慣行問題について業界の実態調査を行うほか、取引慣行の改善策につき検討を行うとともに、中小企業の取引の適正化を推進していきます。

## 災害対策

中小企業者が台風・豪雨等の災害により被害を受けた場合、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」により、「激甚災害」として指定されると被災中小企業者の援助のため種々の特別措置が講じられます。

また、一般災害の場合には、政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付等が行われます。

「激甚災害」の場合における援助措置

ある災害が激甚災害に該当する場合には、激甚災害の指定及び適用措置は、その都度政令で定められます。

激甚災害に該当するか否かは、災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議

## 一般災害対策

において決定された激甚災害指定基準，又は局地激甚災害指定基準に基づき判断されます。中小企業関係では，一定の基準に合致する場合，災害の政令指定が行われ，特例措置が適用されます。

一般災害については，政府系中小企業金融3機関による災害復旧貸付や信用保証協会による災害関係保証（再建資金融資を円滑にするための保証）等が講じられています。

## 特別対策

### 地域改善対策

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づいて，対象地域の中小企業に対し，地域改善対策担当経営指導員による経営合理化のための指導，又，設備の近代化と経営基盤の強化を図るため中小企業総合事業団による地域改善対策高度化事業（融資比率90%，無利子）が設けられています。

### ウタリ対策

ウタリ中小企業の産業の振興を図るため，北海道が行うウタリ民芸品の展示会，技術向上や新商品開発のための技術研修会等に特別の助成を行います。

## 業種別対策

### 繊維産業対策

平成11年6月末をもって，これまで30年間にわたり繊維産業の構造改善支援事業の中核をなしてきた繊維産業構造改善臨時措置法は廃止されました。それに伴い，繊維産業構造改善事業協会も廃止されましたが，情報化・需要開拓・人材育成等の繊維産業支援事業は，引き続き中小企業総合事業団において実施されております。

中小企業総合事業団による繊維対策

イ．情報化導入支援事業

ロ．需要開拓支援事業

ハ．人材育成事業

繊維産地活性化基金

平成11年度に創設した繊維産地活性化基金により，新商品開発等を通じた産地間連携や産地組合の再編・活性化等の事業に対し助成支援しています。

（全国14都府県：15基金）

### 伝統的工艺品産業振興対策

「伝統的工艺品産業の振興に関する法律（伝産法）」に基づいて，振興計画，共同振興計画，活用計画，活性化計画，支援計画に従って事業を行う者に対して，中小企業総合事業団による高度化融資などの優遇を行います。国と地方公共団体では後継者の確保・育成や需要開拓等の事業，伝統的工艺品産業振興協会に対する助成を行うとともに，協同組合等の共同施設の事業所税の非課税などの税制上の助成措置も講じています。また，活用計画に基づき事業を行う場合には，保険特例処置の適用があり，支援計画に基づき事業を行う公益法人は，中小企業者とみなされます。

## 農林水産関連中小企業対策

農林水産関連企業の近代化面では、国産農産物の利用拡大、資源の循環利用等を推進するための助成、(財)食品産業センターの事業に対する助成、先端的技術の食品産業への導入を図るための技術開発等の推進、環境対策への支援、HACCP方式の考え方を導入したガイドライン策定、国民生活向上のための外食産業への支援、農林水産業の技術開発事業、生産向上・高品質化のための事業への助成、水産物流通体制の整備及び水産加工業の振興のための補助、木材の生産、加工、流通体制の整備、利用推進、木製品の技術開発事業等への助成を行います。また、特定農産加工経営改善臨時措置法に基づく融資をはじめ農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、農畜産業振興事業団、生物系特定産業技術研究推進機構等による融資又は債務保証が行われています。食料品の流通合理化の面では、(財)食品流通構造改善促進機構による支援事業のほか、食品流通構造改善促進法に基づき食品流通の構造改善対策が行われています。

## 運輸関連中小企業対策

自動車分解整備業については、第7次中小企業近代化計画に基づく経済環境変化対応型構造改善事業がすすめられているほか、「自動車整備近代化資金」による利子補給や債務保証があります。また、中小企業流通業務効率化促進法に基づき、中小トラック事業者等が行う共同配送施設の整備なども推進されます。貨物自動車運送業については、共同化・組織化を促進するとともに、中小企業経営革新支援法による指導がすすめられているほか、「近代化基金」による利子補給制度があります。このほか、内航海運、倉庫業、港湾運送業、中小造船業などに対する施策があります。

## 生活衛生関連中小企業対策

都道府県生活衛生営業指導センターでは、生活衛生関係営業者の経営の近代化・合理化、公衆衛生の一層の向上を図るために指導・相談業務を行っています。また、生衛業の衛生水準向上、近代化を図るため国民生活金融公庫より設備資金についての貸付を行っています。特に小規模な生衛業者を対象とする「小企業等設備改善資金特別貸付制度」が設けられています。

## 建設関連中小企業対策

建設業の人材確保・養成に対する助成や、組織化・共同化を推進していきます。政府系中小企業金融3機関による融資、小規模企業者等設備導入資金助成法による融資のほか、建設業保証事業会社や勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部による預託融資が実施されています。また、(財)建設業振興基金では、事業協同組合等が行う共同事業に対して債務保証を実施しています。共同企業体制度については適正な運用を図るための指導・助言を行っています。公共工事の発注においては、中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策を行っています。

中小不動産業対策としては、協業化の推進や指定流通機構制度による不動産流通市場の整備、情報化対策、(財)不動産流通近代化センターによる債務保証等が実施されています。

## その他の対策

### 機械類信用保険法等に基づく施策

中小企業の設備の近代化・経営管理の合理化と機械工業及びソフトウェア業の振興のため、機械類信用保険法に基づき、機械類の割賦・ローン保証販売にかかわる保険とリースに係る保険の2種類の保険制度が設けられています。また、これら一般包括保険のほかに、平成8年には、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(中小企業創造活動促進法)に基づく機械類信用保険の特例包括保険が創設されました。なお、これらの保険は中小企業総合事業団が運営しています。保険対象機械類は政令で指定されており、保険契約者又は被保険者は、対象機械類の製造業者、販売業者、リース業者等です。

# 県内各市の中小企業施策

## 金 沢 市

### 商業振興関係

#### (1) 金沢市の中小企業のための融資制度

金沢市では、中小企業者の事業の経営安定、設備の近代化等に必要な資金など、各種の融資制度を設けています。

#### (2) 金沢市の商業振興を図るための施策

金沢市では商店及び商店街振興のために次のことを行っています。

##### 商店街施策

##### (ア) 商店街診断

商店街を総合的に診断します。

##### (イ) 商店街活性化巡回指導事業

専門指導員が商店街へ出向き、商店街が抱える問題についてアドバイスします。

##### (ウ) 商店街空洞化対策事業

商店街が空き地や空き店舗を借り上げ整備し、有効活用するための経費の一部を助成します。

##### (エ) 商店街の共同施設設置事業補助

商店街が独自で設置する、共同施設（街路灯・アーケード・立体駐車場・カラー舗装等）について助成します。

##### (オ) 商店街ビジョン策定推進事業補助

商店街が自ら作りあげる「商店街振興プラン」策定事業費に対し、助成します。

##### (カ) 商店街ふれあい推進事業

地域商店街が主催するイベントに対し助成します。

##### (キ) 商店街C I戦略推進事業

商店街がイメージ向上のため行うC I戦略活動について助成します。

##### (ク) 中心市街地出店促進事業

中心市街地にある商店街の空き店舗へ出店される中小企業者に対し、家賃の一部を商店街を経由して助成します。

##### (ケ) 中心市街地ファサード等整備事業

中心市街地にある商店街の統一コンセプトに沿ったファサード（店舗等の外壁）やショーウインド - の整備費の一部を助成します。

##### (コ) 地域密着型モデル商店奨励事業

新たな商業展開を図り、地域コミュニティの中心となる可能性を持った商店（街）づくりの店舗の改装費に助成します。

##### (サ) I T活用事業

情報技術（I T）の活用に関する事業の展開等に対して助成します。

##### 商業団体育成施策

##### 中小企業組織化促進事業

商店街振興組合、事業協同組合を新たに組織化した団体について一定の条件の基に20万円を限度に助成しています。

(3) 金沢市における伝統産業の振興を図るための施策

金沢市では伝統的工芸品産業の振興のため次の施策を行っています。  
 (ア) 後継者の育成事業  
 (イ) 展覧会の開催補助事業  
 (ウ) 新商品開発，デザイン開発事業  
 (エ) 希少伝統工芸品アンテナショップ開設事業  
 そのほか，金沢市では，販路開拓のための各種見本市・物産展等に助成しています。

工業振興関係

(1) 金沢市の工業振興を図るための施策

工業立地促進施策  
 (ア) 工業立地にかかる助成と融資  
 条例に基づき，市内での工場立地・高度化について助成します。  
 また，本市産業構造の多様化に資す新規産業を導入するため，金沢テクノパークを造成し，その企業誘致活動を行っています。

一般地区

区分	研究所・先端産業	その他製造業
対象業種等	研究所等の特定事業所 先端技術製品製造工場	一般製造工場 (付帯物流施設含む)
地区指定	工専，工業，準工 (特定事業所は指定なし)	工場適地
対象物件	土地，建物・設備	
助成基準	土地 3,000㎡以上 建物 1,000㎡以上 または 投下資本1億円以上 雇用 10人以上	土地 3,000㎡以上 (安原異業種工業団地を除く) 建物 1,000㎡以上 雇用 10人以上
助成率	土地 20% 建物・設備 5% } 2億円限度 または投下資本額の10% 特認の場合3億円限度	土地 20% 建物・設備 5% } 2億円限度 特認の場合3億円限度
雇用助成	上記対象工場等の新規雇用(市民5人以上)に対する助成 ・助成率 1人につき20万円，限度額4,000万円(200人まで)	
利率	低利，固定金利(利率は変更することがあり，融資実行時点の利率を適用。)	
返済期間	15年以内(ほか1年以内据置)	
限度額	5億円(総事業費の3/4以内)	
対象となる事業	特定事業所，先端技術製品製造工場の新設，増設 (投資額5千万円以上，従業員10人以上)	製造工場等の新設・増設

金沢テクノパーク

項目	条例の内容	
対象業種	先端技術工場	試験研究所
助成対象内容	土地，建物，設備，新規雇用	
助成基準	土地 20,000㎡以上 建物 5,000㎡以上 (増設は1,000㎡以上) 雇用 20人以上	土地 5,000㎡以上 建物 1,000㎡以上 (増設は1,000㎡以上) 雇用 10人以上
助成率	土地 20% 建物，設備 10%以内 雇用奨励金新規雇用者(市民)×50万円	
限度額	土地，建物，設備 5億円	雇用奨励金 1億円 合計 6億円

- (イ) 安原異業種工業団地の分譲 (第4次)  
製造業を営む中小企業者のため、工場用地の分譲を行っています。
- ・分譲区画 8区画 (複数区画の申込みも可能)
  - ・区画面積 約700㎡～2,500㎡
  - ・分譲単価 1㎡当り62,900円, 63,500円
  - ・融資制度 企業立地促進資金の利用可能
- (ウ) 市内工業団地の再整備  
工場敷地内の緑化事業の助成, その他工業団地の再整備を行っています。
- 経営改善施策  
金沢市では、工場経営の近代化, 合理化を目的として次の事業を行っています。
- (ア) 企業革新指導事業
- (イ) ベンチャー企業指導事業
- (ウ) 工場団地組合活性化モデル事業
- (エ) 中小企業団体ステップアップ促進事業
- 産学連携推進対策  
中小企業の技術の向上を図るため、産学関係者の連携による次の事業を行っています。
- (ア) 技術開発ゼミナール開設事業
- (イ) 新金沢型産業研究開発事業助成金
- (ウ) 産業学術共同研究事業
- 新分野開拓受注促進施策  
中小企業等の自社製品について海外販路の開拓を支援するため次の事業を行っています。
- (ア) 国際見本市出展促進事業
- (イ) ISO認証取得支援事業
- 新製品開発促進施策
- (ア) 新製品技術開発促進事業
- (イ) 異業種交流団体育成支援事業
- IT化促進施策
- (ア) 金沢SOHOクラブ創設事業
- (イ) SOHO事業まちなか集積促進事業
- (ウ) ITビジネスフロンティアセミナー開催事業
- (エ) 中小企業ITビジネス大賞奨励事業
- 異業種研修会館
- (ア) 異業種研修会館  
中小企業者の研修または交流の場として、お気軽にご利用下さい。
- ・場 所 金沢市打木町東1400 (第4次安原異業種工業団地内)
  - ・概 要 第1～4研修室, 情報化研修室, 相談室, 展示ホール
  - ・開 館 日 毎週月～日曜日の午前9時から午後9時まで  
(12/29～1/3は休館)
  - ・利用料金 あり
  - ・申込方法 利用日の6ヶ月前から電話受付 (☎240 - 1934)
- (イ) 情報化研修室  
ノート型パソコン16台を配置しており、情報化研修の場として利用できます。
- ・利用料金 部屋使用料のほか, 1台1時間あたり100円。  
(個人利用の場合は, 部屋代不要)
  - ・申込方法 (ア)と同じ

- (ウ) モノづくり支援・情報通信相談コーナー  
 専門相談員による中小企業者のための相談コーナーを毎週開設
  - ・内 容 技術，経営，特許，情報の各分野  
 (利用日，利用時間は異業種研修会館まで)
  - ・相 談 員 技術アドバイザー，中小企業診断士，弁理士
  - ・相 談 料 無料
  - ・申込方法 (ア)と同じ

## 労働関係

勤労者の皆さんが安心して働けるようにと、金沢市では雇用促進と勤労者の福祉向上などに各種の援助制度や奨励金制度を実施しています。

### — 労働福祉の諸制度のご紹介 —

#### (1) 金沢市勤労者住宅建設資金融資制度

住宅に困窮している方で、市内に住宅を新築するか、一戸建新築住宅，新築マンション，一戸建中古住宅（築後10年以内）を購入する方で下記の条件を満す方に次のとおり融資を行います。

##### 融資の対象者

- (ア) 事業主に常時雇用されている方
- (イ) 金沢市に居住している方または居住しようとする方
- (ウ) 貸付金償還が確実である方（月収が金沢市の毎月返済額の6倍以上ある方，ただし，居住家族に収入が有る場合，合算できる。）
- (エ) 連帯保証人が2人以上いるか，または石川県労働者信用基金協会の保証が受けられる方

##### 融資の内容

- (ア) 融資限度額 1,000万円
- (イ) 融資年率 年4.0%（利率は変更することがあり，申込時点の利率が適用されます。）
- (ウ) 償還期間 25年以内。ボーナス償還との併用も可

##### 融資の対象となる住宅

床面積50㎡（約15坪）以上～280㎡（約85坪）以下の住宅

#### (2) 金沢市勤労者小口資金融資制度

教育費，医療費，住宅改造費，その他生活費にご利用下さい。

##### 融資の対象者

- (ア) 市内に引き続き1年以上居住しかつ同一事業所に1年以上勤務している方
- (イ) 扶養家族を有する方
- (ウ) 取扱金融機関の認める確実な保証人1名以上有する方

##### 融資の内容

- (ア) 融資限度額 100万円
- (イ) 融資利率 年2.55%
- (ウ) 償還期間 3年以内

#### (3) 金沢市勤労者育児休業等生活資金融資制度

育児休業や介護休業を取得した勤労者の方に，生活資金を融資します。

##### 融資の対象者

- (ア) 金沢市内に住所のある方
- (イ) 事業所に勤務する勤労者のうち育児休業等をし，またはしようとする勤労者で，育児休業等の期間終了後に復職することが確実な方
- (ウ) 市税を完納している方
- (エ) 返済能力を有する連帯保証人1人を付することができる方

融資の内容

- (ア) 融資限度額 1人100万円
- (イ) 融資利率 年1.05% (金融情勢により変動することがあります)
- (ウ) 償還期間 5年以内 (借入額が50万円以下の場合は、3年以内)

(4) 金沢市高年齢者雇用奨励金制度

国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象者を引き続き雇用する事業主に対し奨励金を支給します。(市内居住者のみが対象)

高年齢者(55歳以上65歳未満)1人につき、国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から、

- 雇用年齢が60歳未満の場合、  
支払賃金の月額1/5(22,000円限度)、12ヵ月
- 雇用年齢が60歳以上の場合、  
1年目は支払賃金の月額1/5(22,000円限度)、12ヵ月  
2年目は1/10(11,000円限度)、12ヵ月

(5) 金沢市中高年齢者雇用奨励金制度

国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象者を引き続き雇用する事業主に対し奨励金を支給します。(市内居住者のみが対象)

中高年齢者(45歳以上55歳未満)1人につき、国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から、

- 支払賃金の月額1/6(18,000円限度)、12ヵ月

(6) 金沢市中心身障害者継続雇用奨励金制度

国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象者を引き続き雇用する事業主に対し奨励金を支給します。(市内居住者のみが対象)

心身障害者1人につき、国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から、24ヵ月

国の助成金の支給期間が1年6ヵ月(重度)の場合、支払賃金の1/3(24,000円限度)

- 1年(軽度)の場合、支払賃金の1/3(月額22,000円限度)

(7) 金沢市未組織労働者信用保証料補給金制度

金沢市に居住する未組織労働者が石川県労働金庫より融資を受ける場合、石川県労働者信用基金協会の債務保証を受けることとなりますがその際の保証料を金沢市が補給します。

区	分	補給期間	債務保証限度額	保証料率
生活資金	無担保(自動車購入以外)	5年以内	500万円	0.8%
	有担保	5年以内	3,000万円	0.13%
住宅資金	有担保	5年以内	3,000万円	0.13%

(注) この場合の「未組織労働者」とは  
職場に労働組合のない労働者又は労働組合があっても、労働組合の保証が得られない労働者をいいます。詳しいことは石川県労働者信用基金協会 261-4347へおたずねください。

(8) 金沢市中高年齢者等職業訓練奨励金制度

公共職業能力開発施設等において、職業訓練を受講し、技能を修得しようとする者で、本市に1年以上引き続き居住している45歳以上の者または障害のある人で15歳以上の者に次のとおり奨励金を支給します。

訓練期間	1年の場合	100,000円
〃	6ヵ月以上1年未満	50,000円

## 加 賀 市

(1) 加賀市の制度融資について

加賀市では、中小企業者の事業の設備投資や経営の安定、並びに勤労者の福祉増進・生活安定を図るため、市の資金を金融機関に預託をし、金融機関がその預託資金を基に自己資金を加えるかたちで各種の制度融資を行っています。

(2) 商工業の振興を図るための支援

(1) 加賀市では、商工業振興事業に対して必要な経費の一部補助を行っております。

商工業振興奨励事業に係る補助

ア 市場、動向、意識、事業高度化等の調査

イ 物産展、展示会等の開催

ウ 製造等の技術、技法の開発

エ 中小企業相談所の開設

商工業組合強化事業に係る補助

ア 商工業組合の業務施設の新築及び増改築工事費（主たる建物に限る）

商工業後継者育成事業に係る補助

ア 通信教育の受講に要した経費

商業活性化推進事業に係る補助

ア 緑化施設、街路灯、駐車場など公衆利便施設の整備工事費及び借上げに要する経費

イ ソフト事業に要する経費

ウ 空き店舗の改装及び借上げに要する経費

エ 商店街統一コンセプトに基づく外装等に要する経費

商業集積推進奨励事業に係る補助

商業団体の80%以上の参加により、消費者の利便及び地域商業の集積を図るためのサービス情報の処理等（例：スタンプカード化事業など）を行う設備の整備に要する経費

商工業国際標準規格等認証取得奨励事業

I S O 9001～9003, QS9000, I S O 14001の認証取得に要した登録料

商工業経営安定強化事業に係る補助

倒産防止法に規定する共済契約に基づく掛金。

商工業退職金制度加入奨励事業に係る補助

中小企業退職金共済法または所得税法施行令に規定する退職金共済契約に基づく掛金

(2) 加賀市では、産業の健全な発展や雇用の増大を図ると共に、工場立地の基盤の開発・整備並びに立地環境の保全を行っております。

\* 加賀市における企業立地の促進並びに中小企業高度化事業に係る助成及び融資制度

	対象	製造業者，物流加工業者	研究所，ソフトウェア業，情報処理・サービス業，デザイン業，機械設計業，エンジニアリング業	高度化事業
補	条件	・用地取得3,000㎡以上 投資 2億円以上（ただし， 公害防止のための移 転は1億円。） ・雇用 10人以上 （移転 5人以上の純増）	・用地取得 1,500㎡以上 ・投資 1億円以上	
		・用地取得後3年以内に操業開始		
助	対象 経費	用地の取得及び造成並びに建物，設備等の取得に要する 経費		事業費
	率・ 制度	工場適地，工場団地，公害 防止等のための移転 5%，1億円以内 その他の用地 2.5%，5千万円以内	5%，1億円以内	5%，2億円以内
金	施設 便宜	・補助金に替えて道路及び用排水路を整備し，又は公害防除施設を設置することが できる。		
融	条件	・助成条件に同じ		
	限度	・（用地の取得及び造成に要する資金＋建物、設備等の 取得に要する資金 [=事業費]）× 2/3（3億円以内）		・事業費 × 2/3 （3億円以内）
資	期間	・10年以内（措置2年以内）		
	年率	・市長の定める率		

(3) 加賀市では，市内の事業所に勤務する九谷焼技能後継者に対し，仕事への励みと将来への希望を与え，もって九谷焼産業の育成を図るために奨励金を支給（1人50,000円）しています。

(3) 観光産業の振興を図るための支援

- (1) 加賀市では，観光産業の振興を図るために，次の支援を行っています。
- 観光行事助成事業に係る補助
    - ア 法人又は団体が催す祭礼等の行事に要する経費
  - 観光施設整備事業に係る補助
    - ア 市が管理する以外の史跡，名勝地等の整備に要する工事費
  - 鉱泉源保護施設整備事業に係る補助
    - ア 鉱泉源等施設の整備工事費
    - イ 鉱泉源等施設の維持管理費
  - 観光宣伝事業に係る補助
    - ア 出向宣伝，ポスター作成費及びテレビ宣伝に要する経費
  - 大会等誘致事業に係る補助
    - ア コンベンションの開催に要する経費

(4) 勤労者の保護，育成を図るための支援

- (1) 加賀市では，勤労者福祉活動の推進，及び勤労者福祉施設の整備を図るために，次の支援を行っています。
- 勤労者福祉施設整備事業に係る補助
    - ア 勤労者福祉施設の新築，増改築，又は修繕工事費
    - イ 直接事業の用途に供する設備備品購入費
  - 労働団体施設整備事業に係る補助
    - ア 労働団体の事務，集会に用する施設の新築，増改築又は修繕工事費

勤労者福祉向上事業に係る補助

- ア 労働時間、労働条件の改善等に関する調査研究費
  - イ 講演会、研究会、大会等の開催経費
- (2) 加賀市では、職場に労働組合のない労働者（未組織労働者）が石川県労働金庫から住宅資金を借り入れる際、信用保証料の補給（５年間）を行っています。

小 松 市

(1) 小松市制度  
金融

この制度は、市の資金を一定の金融機関に委託し、預託を受けた金融機関が自己資金を加えて市内中小企業に資金を融資し、設備の近代化や経営の安定化を促すことにより、本市産業の発展に寄与することを目的としています。

(2) 工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する助成制度

小松市における工場立地及び中小企業構造の高度化を促進することにより雇用機会の拡大を図るとともに、小松市産業の健全な発展と市民福祉の向上に寄与するために次のような助成を行っています。

対象業種	製造業、先端技術産業、同関連ソフト産業及び試験研究開発施設			
対象物件	土地、建物、設備			
地区指定	工場立地法の規定により工場適地とされた本市内の地区及び市長が特に認める地区			
助成	対象要件	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">                     土地5,000㎡以上                      工場1,500㎡以上                      操業時新規従業員10人以上                 </td> <td style="width: 50%;">                     中小企業者                      土地1,000㎡以上5,000㎡未満                      工場300㎡以上1,500㎡未満                      常時従業員5人以上                 </td> </tr> </table>	土地5,000㎡以上 工場1,500㎡以上 操業時新規従業員10人以上	中小企業者 土地1,000㎡以上5,000㎡未満 工場300㎡以上1,500㎡未満 常時従業員5人以上
	土地5,000㎡以上 工場1,500㎡以上 操業時新規従業員10人以上	中小企業者 土地1,000㎡以上5,000㎡未満 工場300㎡以上1,500㎡未満 常時従業員5人以上		
助成率	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">                     土地20%以内（1億円限度）                      建物・設備5%以内（1億円限度）                      準工業地域のみ                      土地10%以内                      建物・設備2.5%以内                 </td> <td style="width: 50%;">                     土地3%以内（5百万円限度）                      建物・設備3%以内（5百万円限度）                      準工業地域のみ                      土地1.5%以内                      建物・設備1.5%以内                 </td> </tr> </table>	土地20%以内（1億円限度） 建物・設備5%以内（1億円限度） 準工業地域のみ 土地10%以内 建物・設備2.5%以内	土地3%以内（5百万円限度） 建物・設備3%以内（5百万円限度） 準工業地域のみ 土地1.5%以内 建物・設備1.5%以内	
土地20%以内（1億円限度） 建物・設備5%以内（1億円限度） 準工業地域のみ 土地10%以内 建物・設備2.5%以内	土地3%以内（5百万円限度） 建物・設備3%以内（5百万円限度） 準工業地域のみ 土地1.5%以内 建物・設備1.5%以内			
融資	利率	利率1.6%（平成13年10月1日現在）利率は変更となることがあります		
	返済期間	融資期間 土地建物 10年以内（うち据置期間1年） 設 備 7年以内（うち据置期間1年）		
	限度額	1億円（投資額×2/3以内）		
	対象となる事業	雇用効果の見込みのある対象業種の工場等の新設・増設		

(3) 産業育成研修制度

新しい産業の振興施策として、地域社会に貢献する人材育成を目的とし、一般市民を対象に産能大学を通して通信研修を実施し、地域経済の活性化を目指しています。  
・所定期間内に修了した人に対して受講料の8割を援助しています。

(4) 商工団体育成

商工団体の行う組合事業に対して補助金を交付し、その育成を図っています。

(5) 商店街施策

商店街振興組合等が、商店街活性化を目的に行う事業のうち、特に必要と認められるものに対して助成しています。

(6) 石川ブランド優秀新製品認定企業表彰

石川県機械工業見本市等において、「石川県ブランド優秀新製品」と認められた市内中小企業に対して表彰し、奨励金を交付します。

(7) 中小企業退職金共済制度加入促進助成金制度

市内の主たる事業所を有する中小企業者で、平成14年4月1日以降新規に中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済制度に加入し、市の定めた要件を満たす場合は、1年間に限り共済掛金の20%（限度額は、従業員1人当たり年額12,000円）を助成します。

(8) 中高年齢者等職業訓練奨励金交付制度

県内の公共職業能力開発施設や小松市内の認定職業訓練施設において、3ヶ月以上の職業訓練を修了した者で、本市に1年以上引き続き居住している45歳以上65歳未満の者又は障害のある人に対して奨励金を交付する制度です。本制度は、平成13年10月1日以降に入校した者から適用されますが、職業訓練期間が1年以上の場合は、平成13年4月1日以降に入校した者が対象になります。

(9) 技能功労者表彰事業

永く同一の職業に従事し、他の模範となる技能者を表彰することにより、技能者の職業の安定と地位の向上を図ることを目的としています。

(10) 働く方達の生活安定資金

労働者生活資金融資制度

融資対象者は、労働組合組織のある方で、住宅資金で5,000万円、生活資金では、500万円が融資の限度となります。

労働者福利厚生資金融資制度

融資対象者は、労働組合組織のない方で、同様に住宅資金、生活資金の融資を行います。ただし、生活資金の限度額の300万円です。

勤労者小口資金融資制度

働いている者が、融資対象となります。限度額は100万円です。

勤労者育児休業生活資金融資制度

育児休業利用者に、休業期間中に必要とする生活資金を融資することにより、仕事と家庭との両立、継続就業を促進し、労働力の確保を図るものです。融資限度額は、100万円です。

(11) 国際規格取得支援事業費補助制度

市内の中小企業者が国際標準化機構（ISO）が定めた品質保証及び環境管理、監査の国際規格「9000」「14000」シリーズの認証取得に要する経費に対して50万円を限度として補助金を交付しています。

## 松 任 市

(1) 中小企業金融制度

松任市では、中小企業者の育成、勤労者の福祉増進及び雇用の拡大を図るため、各種の融資制度を設けています。

(2) 中小企業優秀製品開発者表彰

市内に事業所を有する中小企業又は団体において新製品又は加工技術を開発し、市内産業の振興と高度化に貢献した個人、法人又は団体を表彰します。

(3) 工場立地の促進に関する条例

本条例は、松任市における工場立地の促進を図るため、必要な助成措置を講ずるほか、工場立地の基盤の開発及び整備並びに立地環境の保全を行い、雇用の確保と産業の振興に資し、市民の福祉の向上を図ることを目的としています。

対象地区		工場立地法の規定により工場適地とされた本市内の地区及び市長が特に認める地区
助成金	助成対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 用地については、3,000㎡以上であること。</li> <li>2. 工場については、床面積1,000㎡以上で、用地取得後3年以内に操業を開始するもので製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業及び試験研究開発施設その他市長が特に認める事業であること。</li> <li>3. 操業時に常時雇用の従業員を10人以上有するものであること</li> </ol>
	助成内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 用地の取得及び造成に要した経費の5%以内で1億円を限度とする。 (市長が特に認めるときは、10%以内で2億円を限度とする。)</li> <li>2. 工場の新増設に要した経費の5%以内で、1億円を限度とする。</li> </ol>
融資	融資対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 用地については、1,500㎡以上であること。</li> <li>2. 工場については、床面積500㎡以上で、用地取得後3年以内に操業を開始するもので、製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業及び試験研究開発施設その他、市長が特に認める事業であること。</li> </ol>
	融資内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 用地の取得、造成及び工場の新増設に要する経費の2/3以内で1億円限度</li> <li>2. 利率 1.70% (平成13年7月12日現在) 利率は変更となることがあります</li> <li>3. 融資期間 10年 (うち据置2年以内)</li> </ol>

(4) 未組織労働者信用保証料補給制度

松任市に居住する者(住宅資金については市内に居住しようとする者も可)石川県労働金庫より融資を受ける場合、石川県労働者信用基金協会の債務保証を受けることになるがその際の保証料を市が補給する。

区分	補給期間	債務保証限度額	保証料率
生活資金 住宅資金	3年以内	有担保 5,000万円	(平成13年7月2日現在) 0.13%
		無担保 500万円	0.88%

(5) 中小企業退職金共済制度加入促進助成金制度

市内に主たる事業所を有する中小企業者で、新規に中小企業退職金共済制度に加入する場合、1年間に限り共済掛金の20%(限度額は、従業員1人当たり年額12,000円)を助成する。

(6) 国際見本市出展事業奨励金制度

市内中小企業者が自社の製品を国際見本市に出展しようとする場合、対象経費の1/2以内を(奨励金限度額20万円)奨励金として交付する。但し他の助成金を交付されているものは除く。

(7) 国際規格取得支援事業費補助制度

市内中小企業者が国際標準化機構(ISO)が定めた品質保証及び環境管理、監査の国際規格「9000」・「14000」シリーズの認証取得に要する経費に対し50万円を限度として補助金を交付しています。

# 羽 昨 市

## (1) 羽昨市の融資制度

羽昨市の融資制度は、原資は預託し協調倍率のもとに貸し出しを行っています。

### 追認保証小口事業融資

商工会の会員又は商工会の経営指導を受けている中小企業者であって、常時使用する従業員が40名以内（商業又はサービス業は10名以内）小規模企業者であること。

ただし、売上高が減少しているもので商工会が特に必要と認めたものは対象とし、県信用保証協会を通じて貸し出しされています。資金の用途は事業資金、限度額は1企業につき1,300万円。返済期間は運転資金5年以内、設備資金7年以内。利率、返済方法、担保等は金融機関の定めによる。

### 中小企業経営安定資金

商工中金に出資している事業協同組合、商店街振興組合等及びその組合員で商工中金を通じて貸し出しが行われ、運転資金10年以内、設備資金15年以内その他は金融機関の定めによる。以上中小企業の方々に対する融資制度がありますが詳細については、各金融機関、商工会へお問い合わせ下さい。

## (2) 羽昨市の商工業振興にかかわる助成制度

### 羽昨市商工業振興条例（市）

#### 【助成対象要件】

(ア) 工場の設置……製造の用に供する工場を新設または増設すること。

投下固定資産の総額（土地・家屋・償却資産）が1億円を超え、かつ常用従業員をあらたに10人以上（増設の場合は5人以上）雇用すること。

(イ) 中小企業事業団法施行令に規程する高度化事業

または、準ずると市長が認めた事業

#### 【助成内容】

(ア) あっ旋等の便宜供与

(イ) 投下固定資産の総額の10%（工場適地外は5%）。1億円限度に。

### 羽昨市国際規格認証取得支援事業

対象となる方	羽昨市に事業所を有する中小企業者
対象となる事業	国際標準化機構（ISO）が定めた品質保証および環境管理、監査の認証を取得するために必要な登録審査料 ISO 9000シリーズ ISO 14000シリーズのそれぞれにつき1回を限度とする。
申請	認証を取得した日から30日以内
補助限度額	1回につき50万円を限度とする
問い合わせ	羽昨市商工観光課 TEL 0767 - 22 - 1118

## (3) 羽昨市経営支援融資

中小企業者の経営安定と振興のため、事業資金の融資を行っております。

#### 【ご利用いただける方】

羽昨市内に住所又は事務所を有し、原則として、1年以上継続して、同一の事業を営んでいる方で、市税を滞納していない者。

なお、最近の月平均売上（生産）額が過去3年間の同期の月平均売上（生産）額に比して、一定割合（5%）以上減少しているなど、経済状況が依存する産業の活動の低下により大きな影響をうけている方は、併せて利子補給金の交付を受けられることも可能です。

- 【ご融資額】1事業所当たり運転資金1,000万円以内，設備資金1,500万円以内
- 【返済期間】運転資金 5年以内 ご希望により，1年以内の据置もできます。  
設備資金 7年以内 ご希望により，1年以内の据置もできます。
- 【融資利率】1.9% 但し，毎年9月末日に利率を見直し，翌月より新利率を適用する。
- 【担保保証人】取扱金融機関所定による。
- 【信用保証】取扱金融機関所定による。  
ただし，信用保証協会の倒産関連別枠保証扱いを受ける場合は，信用保証制度に基づく認定等が必要です。
- 【返済方法】元金均等返済
- 【利子補給額】融資額の1%以内
- 【申込期間】平成14年3月31日まで
- 【受付窓口】
1. 申込受付窓口は，取扱金融機関です。
  2. 申込用紙及び倒産関連中小企業者の認定書用紙等は，市商工観光課・商工会及び取扱金融機関の窓口にあります。
  3. 倒産関連業者の認定は取扱金融機関を通じて市商工観光課でいたします。
  4. 申込用紙の記載要領は，市または商工会の窓口でもご相談に応じます。
  5. その他，次の書類が必要となります。
    - (イ) 最近の決算書あるいは営業報告書（直近のもの）
    - (ロ) 印鑑証明（3か月以内）
    - (ハ) 住民票又は登記簿抄本（法人）
    - (ニ) 倒産関連中小企業者の認定を受け，利子補給金を受けようとする方は生産額または取引額が減少していることを証するもの
    - (ホ) その他金融機関所定の書類
- 【取扱金融機関】北國銀行羽咋・邑知支店，北陸銀行羽咋支店，石川銀行羽咋支店，興能・能登信用金庫各羽咋支店

## 七 尾 市

七尾市の中小企業のための融資制度や施策

七尾市では，中小企業者の事業の経営安定，観光施設整備及び機械設備近代化等に必要な資金など各種の融資を行っています。

商工団体への育成補助金

各商工団体の行う組合事業等に対して補助金を交付し，その育成をはかっている。

地場産業に対する奨励

伝統的な地場産業に従事する後継者技能者で，長年精励していたり，画期的な発明，考案をした方に地場産業奨励賞表彰を行っている。

七尾市における工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例

21世紀に若者が希望を持ち，生き生きとした産業都市づくりのための七尾市に進出される企業に必要な助成措置を講ずるとともに，既存中小企業の産業構造の高度化を促進させるための支援を行うものです。

本条例は，助成金と融資の二本柱で構成され，助成金・融資額については，それぞれ最高2億円までとなります。

区分	対 象 要 件	内 容	限度額
助 成 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地は、2,000㎡以上を取得・造成</li> <li>・工場は、700㎡以上を新設、又は増設</li> <li>・用地取得後、3年以内に操業開始</li> <li>・新設にあつては、操業時に常用雇用の従業員を15人以上有する</li> <li>・増設にあつては、操業時に常用雇用の従業員を5人以上増員する</li> <li>・中小企業事業団法施行令第3条第1項に掲げる事業のうち、市長の指定を受けたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地の取得及び造成費に要した経費の5%以内</li> </ul>	1億円
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設、又は増設した工場建設・設備に要した経費の5%以内</li> <li>工場適地である特定地域以外は、4%となる</li> </ul>	1億円
融 資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地は、1,000㎡以上を取得・造成</li> <li>・工場は、300㎡以上を新設、又は増設</li> <li>・用地取得後、3年以内に操業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得若しくは造成に要する経費、又は工場の新設若しくは増設に要する経費に3分の2を乗じて得た額</li> </ul>	2億円

## 輪 島 市

輪島市の経済を取り巻く環境は依然として厳しく推移しているが、その中においても競争に強い中小企業を育成するとともに、企業経営の安定化と近代化を支援し、主産業である漆器と観光の振興を柱として、次の施策の推進を図っております。

### (1) 中小企業のための融資制度

#### 追認保証小口事業資金

使途...運転、設備 融資限度額...1,300万円

#### 輪島市中小企業経営安定資金

使途...運転、設備 融資限度額...運転500万円、設備1,000万円

### (2) 商工業の振興に関する支援制度

#### 輪島市商業活性化推進支援制度

市内における商店街の賑わいと魅力を高めるため、商店街が実施する相乗効果の高い事業や空き店舗を活用して新たに小売業として開設する商業者を支援することによりまちの活性化につなげることを目的としています。

##### 商店街対策

1. 空き店舗利用促進事業 改装費 (補助率 2/3 限度額500万円)  
家賃補助 (補助率 1/2 限度額120万円)
2. 商店街魅力創出事業 ハード事業  
(補助率 1/2 (2/3) 限度額500万円)  
ソフト事業 (イベント開催)  
単独 (補助率 1/2 (2/3) 限度額200万円)  
共同 (補助率 2/3 (3/4) 限度額300万円)
3. 商店街情報化推進事業 (補助率 1/3 (1/2) 限度額100万円)
4. 商店街環境・リサイクル推進事業 (補助率 1/3 (1/2) 100万円)
5. モデル商店街バックアップ事業 (補助率 1/3 限度額100万円)

下線の補助率は平成13・14年度限り適用

##### 個店対策

1. 空き店舗利用促進事業 改装費 (補助率 1/3 限度額150万円)  
家賃補助 (補助率 1/4 ~ 2/3 限度額80万円)
2. 業種業態転換事業 改装費 (補助率 1/3 限度額200万円)
3. マイ店舗リニューアル事業 改装費 (1/3 限度額50万円)

#### 輪島市中小企業等産業育成支援制度

既存企業や進出又は新規創業する中小企業等の育成を図り、雇用の拡大と地元定住の促進による地域の活性化につなげるため、輪島の資源を有効に活用した新商品の開発や販売促進等を支援します。

新商品等研究開発費補助金

・新製品等の研究開発に要する経費（補助率 1/2 限度額200万円）

販売促進費補助金

・販路開拓を目的とする展示PR費（補助率 1/3 限度額100万円）

開設準備費補助金

・新規事業所開設に要する施設整備費（補助率 1/2 限度額300万円）

中小企業振興助成制度

市内中小企業の協同組合等が行う、企業高度化事業に対し、助成または、補助金の交付を行います。

限度額：事業に投下した固定資産評価額の100分の1

(3) 企業誘致の促進

輪島市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例

<助成対象要件>

新設...投下固定資産総額5,000万円以上で常用従業員5人以上

増設...投下固定資産総額5,000万円以上で新たに従業員5人以上雇用すること

<助成金額>

投下固定資産の20～7.5%以内。ただし、1億円を限度とします。

(4) 漆器産業の振興

漆樹植栽事業の推進

昭和46年から60年まで、10万本の漆樹を植栽、その後も継続して毎年2,000本の苗木を無料配布し、漆樹の植樹を奨励し、漆器業者に国産漆の安定した供給を目指している。

輪島漆器商工業協同組合の育成

輪島漆器商工業協同組合が行う、後継者育成事業、販路開拓事業等を助成している。

集積活性化事業の推進

漆器需要の構造的変化に対応して新たな需要を開拓し、漆器産業の活性化を図ることを目標として、輪島漆器商工業協同組合が主体となっていく集積活性化事業を、助成支援する。新商品の開発、需要開拓、情報収集等を総合的に行い漆器産業の活性化を目指す。

後継者の育成 輪島塗技術後継者奨励金制度

月額50,000円/人 最長36カ月支給

輪島塗（木地、塗り）部門に新たに修行し、輪島塗製造技術を習得しようとする40歳以下の人が対象になります。

(5) 観光産業の振興

公営海水浴場、公園、遊歩道、駐車場等、観光用施設の整備、千枚田並びに間垣等の観光資源の保全事業に対し助成を行っています。

さらに観光客誘致については観光協会と協力して出向宣伝をするともに、ポスター、パンフレット等を作成し配布しています。

(6) 労働対策

地域の出稼労働者を中心とした雇用機会の確保については、職業安定所と密接な連絡を図っています。

また地区労働組合協議会に対しては健全な組織活動を促進するため助成を行っています。さらに労働者の生活の安定、住宅対策の推進を図るため石川県労働金庫へ資金預託を行っています。

なお、各市の金融制度一覧については、本会発行の金融の手引き（平成13月8月発行）をご参照下さい。

# あ と が き

21世紀の我が国経済の担い手である中小企業にとって、IT革命への対応は極めて重要な課題となっています。本年4月に策定された「中小企業IT化推進計画」において、平成15年度末にはおおむね半数程度がインターネットを活用した電子商取引等を実施できることを目標として、中小企業が円滑にIT革命に対応できる体制づくりを進めています。

活性化情報 85では、IT革命への対応、経営支援体制の充実、創業・経営革新の促進、中心市街地と中小商業の活性化や経営基盤の強化といった国の中小企業施策を中心に、県・市その他関係機関の各中小企業施策を取りまとめ編集しました。

紙面の関係上、意をつくさない点が多々あるかと思いますが、今後、皆様方のご意見を充分に取り入れ改善していきたいと考えておりますので、ご意見等がございましたら、編集係までお寄せ下さい。

最後になりましたが、組合事務局の皆様には、毎回組合員への配布にご協力頂き有難うございます。また、本誌編集にあたりご多忙中にもかかわらず、ご寄稿頂きました関係各位に対し深く感謝申し上げます。

- 本誌編集に貴重なご意見、ご指導を頂いている編集委員の方々。

## 活性化情報編集委員

石川県商工労働部経営支援課  
課長補佐 中田 邦夫

商工組合中央金庫金沢支店  
次 長 大野 高広

ウイング北陸総合衣料商業協同組合  
専務理事 村田 純一

協同組合石川中央鉄工センター  
常務理事 松尾 登

## 中央会情報No.85

発 行 / 平成13年11月30日

発行者 / 石川県中小企業団体中央会